

公営企業課関係資料

資料 1-1	平成 31 年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について.....	P 1
資料 1-2	公営企業等の更なる経営改革の推進について.....	P11
資料 1-3	経営戦略の策定・改定の推進について	P15
資料 1-4	抜本的な改革の推進について	P17
資料 1-5	公営企業の「見える化」の推進について（公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ等）. . .	P21
資料 1-6	公営企業等の経営改革に係る人的支援について.....	P33
資料 1-7	水道事業における持続的経営の確保について.....	P37
資料 1-8	下水道事業における持続的経営の確保について.....	P49
資料 1-9	病院事業における経営効率化・再編等の推進について.....	P53
資料 1-10	重要インフラの緊急点検について	P59
資料 1-11	天皇の即位の日を含む連休における企業の適切な運営の確保について.....	P63
資料 1-12	第三セクター等の経営健全化の推進について.....	P67
資料 1-13	平成 31 年度優良地方公営企業総務大臣表彰について.....	P69
参考資料	新経済・財政再生計画改革工程表 2018（平成 30 年 12 月 20 日経済財政諮問会議決定） （公営企業関係部分抜粋）	P79

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県公営企業担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市公営企業担当課

御中

総務省自治財政局公営企業課
総務省自治財政局公営企業経営室
総務省自治財政局準公営企業室

平成31年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について

総務省においては、現在、平成31年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては財政措置等について確定を見るに至ってはおりませんが、地方公共団体における公営企業等に関する予算編成作業等の状況に鑑み、さしあたり現段階における平成31年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）並びに企業団及び関係一部事務組合等に対しても速やかにその趣旨を周知いただくようお願い申し上げます。

第1 公営企業の更なる経営改革の推進

今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中において、各公営企業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくためには、経営戦略の策定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、これらについてより的確に取り組むため、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用による「見える化」を推進することが求められる。各公営企業においては、以下の留意事項等を踏まえ、持続可能な経営の確保に向けた積極的な取組を推進されたい。

1 経営戦略の策定・改定の推進

(1) 経営戦略の策定推進

経営戦略は、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続するための中長期的な経営の基本計画であり、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置付けられるものである。平成30年3月末日までに約半数の事業が策定を終え、これに基づく計画的な企業運営を行っているところであり、その一部は既に当該経営戦略の改定に向けた検討を進めている。現時点で経営戦略が未策定である事業については、早急に策定作業を進め、遅くとも策定期限である平成32年度までに確実に策定を完了されたい。

また、平成30年度から全国ブロック単位で地方公共団体金融機構との共催で「経営戦略策定実務講習会」を開催しているが、平成31年度は、都道府県のより積極的な参画を求める趣旨から、開催地都道府県も含めた共催による開催を考えているので、協力いただきたい。

(2) 改定に向けた考え方

経営戦略については、ストックマネジメント等の取組の充実により、中長期の収支見通し等の精緻化を図るとともに、経営戦略に基づく取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価、検証した上で、収支均衡を図る具体的な取組の再検討及び経営戦略の改定を行うことで、より質の高い経営戦略となるよう検討されたい。経営戦略の策定・改定に係る詳細については、年度内に、現行の「経営戦略策定ガイドライン」を改訂するとともに、事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「経営戦略策定・改定マニュアル」を作成し通知することとしているので、参照されたい。

(3) 地方財政措置等

経営戦略の策定・改定に要する経費については、平成30年度を期限として特別交付税措置を講じているが、今後、(2)を踏まえた策定・改定が推進されるとの前提の下で、当該措置の対象期間を平成32年度まで延長することとしている。また、水道事業の広域化に係る調査・検討に要する経費については、当該特別交付税措置の対象とした上で、交付上限額を上乗せしているが、下水道事業の広域化等に係る調査・検討に要する経費

についても、同様の措置を講ずることとしている。

なお、経営戦略の策定期限後の平成 33 年度から、公営企業債の起債の同意等手続きにおいて、当該起債に係る収支相償を確認するための資料に経営戦略を活用することを検討しているため、留意されたい。

2 公営企業の抜本的な改革の推進

(1) 総論

抜本的な改革の検討に当たっては、事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性及び事業としての持続可能性について検証するとともに、経営形態のあり方について検討を行うことが必要であり、事業ごとの特性に応じて、事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用という 4 つの方向性を基本として検討する必要がある。

なお、水道事業及び下水道事業については、公営で行う必要性が高く、地方公共団体の事業主体としての位置付けが法定されていることから、改革の 4 つの方向性のうち、広域化等及び民間活用の検討が求められる。

(2) 広域化等の推進

広域化等については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できることから、各公営企業において積極的に取組を推進されたい。第 2 にあるとおり、特に、水道事業及び下水道事業については、平成 34 年度までに「水道広域化推進プラン」や「広域化・共同化計画」を策定し、多様な広域化等に取り組むほか、病院事業については、「新公立病院改革プラン」に基づき、再編・ネットワーク化に取り組まれたい。

(3) 民間活用の推進

民間活用については、民間の資金・ノウハウの活用による効率化効果が期待できることから、PPP/PFI をはじめとして、民間委託や指定管理者制度の導入、地方独立行政法人の設立など、多様な手法について積極的かつ計画的に導入を検討されたい。

このうち、PPP/PFI については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成 12 年 3 月 29 日付け自治調第 25 号自治省財政局長通知）において、PFI 事業に係る施設整備に要する経費について、直営事業の場合と同等の地方債措置又は地方交付税措置を講ずることとされている。

また、公共施設等運営権方式（コンセッション方式）については、「PPP/PFI 推進アクションプラン（平成 30 年改定版）」（平成 30 年 6 月 15 日 民間資金等活用事業推進会議決定）において、長期的な持続可能性が課題となっている水道事業や下水道事業等において早期に民間の経営原理を導入し、その持続可能性を確保することが必要とされていることを踏まえ、その導入について積極的に検討することが求められている。なお、第 196 回国会において「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）の改正法が成立したことにより、水道事業及び下水道事業において導入する場合、当該事業に係る施設の改修等に充てた旧公営企業金融

公庫資金等について、補償金の支払いを免除しての繰上償還の実施が可能とされたところである。

(4) 取組の横展開

公営企業における抜本的な改革の推進のため、毎事業年度、その取組状況について調査・公表を行っている。平成 29 年度の 1 年間においては、事業廃止 99 件、民営化・民間譲渡 12 件、広域化等 106 件など、各事業の特性に応じた取組が行われている。

これらの取組については、「地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集」に追加掲載するなど、地方公共団体への周知を行っているところであり、各公営企業において、更なる経営改革の推進に向けて参照されたい。

3 公営企業の「見える化」の推進

(1) 公営企業会計の適用拡大

① 更なる取組の推進

公営企業会計の適用については、「公営企業会計の適用の推進について」（平成 27 年 1 月 27 日付け総財公第 18 号総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成 27 年 1 月 27 日付け総財公第 19 号総務省自治財政局長通知）により、下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け、平成 31 年度までに集中的に取組を推進するようお願いしてきたところである。これにより、都道府県及び人口 3 万人以上の市区町村については取組に大幅な進捗が見られるが、人口 3 万人未満の市区町村については団体によって取組の進捗に差異が見られるなど、一層の取組が求められる状況にある。

このため、今般、「公営企業会計の更なる適用の推進について」（平成 31 年 1 月 25 日付け総財公第 9 号総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成 31 年 1 月 25 日付け総財公第 10 号総務省自治財政局長通知）により、重点事業について、都道府県及び人口 3 万人以上の市区町村において平成 31 年度までの公営企業会計への移行を引き続き推進するとともに、人口 3 万人未満の市区町村においても平成 35 年度までに公営企業会計への移行が必要であること等としているので、各地方公共団体においては、一層の取組を推進されたい。

あわせて、各都道府県においては、市区町村が円滑に移行を進めることができるよう、管内市区町村が参加する連絡会議等を設置の上、個別の市区町村の取組状況を踏まえ、適切な助言等について協力いただきたい。

総務省においても、各地方公共団体において公営企業会計への移行が円滑に推進されるよう、「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」の改訂、4 (1) に掲げる「公営企業経営アドバイザー派遣事業」を活用したモデル事業の創設及び 4 (2) に掲げる「公営企業経営支援人材ネット事業」の充実強化を図ることとしているので、積極的に活用されたい。

② 地方財政措置

ア 公営企業会計の適用に要する経費

固定資産台帳の整備やシステム改修等、公営企業会計の適用に要する経費につい

ては、その 100%を公営企業債（公営企業会計適用債）の対象とすることとしている。下水道事業及び簡易水道事業については、その元利償還金に対し普通交付税措置を講じているが、その他の事業についても、元利償還金の 1/2 を一般会計からの繰出しの対象とした上で、当該繰出しについて特別交付税措置を講ずることとしている（平成 31～35 年度）。

イ 都道府県が行う市区町村への支援に要する経費

連絡会議・研修会等の開催や、専門人材の活用による個別相談会の実施など、都道府県が行う市区町村への支援に要する経費について、普通交付税措置を講ずることとしている（平成 31～35 年度）。

ウ 資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置

資本費平準化債については、公営企業会計を適用している事業と適用していない事業で発行可能額の算定方法が異なることから、公営企業会計の適用に伴い発行可能額が減少する場合について、適用後 3 年間の激変緩和措置を講ずることとしている。

(2) 経営比較分析表

平成 27 年度から各公営企業において作成・公表している経営比較分析表について、平成 30 年度までに水道事業、簡易水道事業、下水道事業、交通事業（自動車運送事業）、電気事業、観光施設事業（休養宿泊施設事業）、駐車場整備事業及び病院事業の 8 分野について作成・公表対象としている。今後とも、対象分野を拡大するとともに、更なる活用の推進に向けて充実を図ることとしているため、各公営企業の経営分析に当たり、積極的に活用されたい。

4 人的支援

(1) 公営企業経営アドバイザー派遣事業

平成 7 年度から実施している公営企業経営アドバイザー派遣事業については、公営企業の経営効率化等の観点から、公営企業会計の適用、経営戦略の策定及び広域化等の検討等の助言や、第三セクターの経営の健全化・効率化等についての助言を行うことを目的として、全額国費により実施している。平成 31 年度は、通常の派遣形式（原則として 1 泊 2 日×1 回）に加え、公営企業会計の適用について、人口 3 万人未満の市区町村等を対象として、年間を通じて複数回の派遣を行うモデル事業を創設することとしている。なお、当該モデル事業については、年度当初から速やかに派遣を開始できるよう、平成 31 年度予算の成立後、対象団体の募集を行う予定である。

(2) 公営企業経営支援人材ネット事業

外部専門家を招へいし、指導・助言を受ける公営企業経営支援人材ネット事業については、平成 28 年度の制度創設以降、登録人材の拡大に努めているところであるが、平成 31 年度に本事業の対象となる外部専門家のリストについては、更なる活用拡大のため、都道府県と指定都市から推薦をいただき、3 月末日までに公表することとしている。外

部専門家のリストは総務省ホームページで公表することとしているため、これを参照の上、経営改革の推進に向けて、積極的に活用されたい。なお、本事業に要する経費については、特別交付税措置を講じている。

第 2 各事業における課題とその対策

1 水道事業の持続的経営の確保

(1) 「水道財政のあり方に関する研究会」

人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的経営の確保に向けた対応方策等について検討するため、平成 30 年 1 月より「水道財政のあり方に関する研究会」（以下「水道財政研究会」という。）を開催し、同年 12 月に報告書を取りまとめた。水道財政研究会における検討内容及び報告書については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/water_supply_finance/index.html）に掲載しているので、参照されたい。

(2) 水道事業の持続的な経営の確保のための方針

水道事業は、住民生活に必要なライフラインであるとともに、大規模な事業用資産を保有しているが、特に、これまでの水道事業の経営において想定していなかった急速な人口減少と戦後の水道の普及に合わせて整備された事業用資産の大量更新時期を迎えている中で、将来にわたり持続的な経営を確保するためには、中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を進める必要がある。

このため、各団体の経営戦略において、今後の人口減少と適切なアセットマネジメントに基づく更新投資需要を正確に反映させた、投資、財源に係る中長期（40～50 年）の収支見通しを試算した上で、10 年程度の一定期間に収支均衡を図るための抜本的な改革等の取組方針と投資・財政計画を定めた上で、具体的な取組を計画的に実施することが求められる。水道財政研究会における報告書を踏まえ、こうした基本的な考え方に基づき、水道事業の持続的な経営の確保に向けて、以下の事項について積極的に取り組まされたい。

① 「水道広域化推進プラン」による広域化の推進

水道事業における抜本的な改革の中でも、複数の市町村が市町村の区域を超え、連携して又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進することが必要である。

広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、浄水場等の施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果が最も期待できる。

一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、浄水場等の一部の施設の共同設置や共同利用等により、施設の更新費用や民間委託等の維持管理費

用の削減等が可能となり、大きな効果が期待できる。

また、業務の共同委託やシステムの共同化、施設管理業務の受託団体の共同設置等の事務の広域的処理により、専門人材の確保をはじめとした組織体制の強化による技術水準の確保や業務量の拡大による民間委託コストの削減、事務処理の効率化等の効果が期待できる。そうした市町村の区域を超えた水道事業の広域化については、広域的な地方公共団体である都道府県が、住民生活の水準の確保等の観点から、水道の基盤強化の方策として積極的に支援することが求められる。

このため、「水道広域化推進プラン」の策定について（平成31年1月25日付け総財第85号・生食発0125第4号総務省自治財政局長・厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）により、地域の実情に応じた多様な広域化を進めるため、各都道府県において、広域化の推進方針やこれに基づく具体的取組の内容等を記載した「水道広域化推進プラン」を平成34年度末までに策定するよう要請しており、都道府県においては同プランの策定及びその取組を推進するとともに、水道事業者である市町村等においては、都道府県とともに、同プランに基づく水道事業の広域化に積極的に取り組まれない。

② アセットマネジメントの充実

水道事業におけるアセットマネジメントとは、中長期の更新需要の見通しを試算した上で、人口減少を踏まえたダウンサイジングや長寿命化等により、トータルコストの縮減や平準化を図り、効率的かつ計画的な更新投資を進めるための取組である。水道事業における大規模な事業用資産を将来にわたり適切に維持・更新していくため、中長期の視点に立った需要の変動と供給体制の見通しを踏まえた適切なアセットマネジメントに基づき、更新投資を着実に進めることが必要である。アセットマネジメントを実施していない団体においては、速やかに取組に着手するとともに、実施している団体においても、その水準を高めるよう努められたい。

③ 着実な更新投資の促進

水道は住民生活に必要な不可欠なライフラインであり、老朽化による事故等が発生した場合には、国民生活に大きな影響を与えることから、すべての地域で水道サービスが持続的かつ安定的に提供されるよう、着実な更新投資を進めることが不可欠である。

しかしながら、現時点において資本費が非常に高い水準にあるなど、経営条件が厳しい団体においては、管路更新率が低い水準にとどまる傾向があり、適切な更新投資が行われていないものと考えられる。

このため、一定の経営努力を前提としつつ、経営条件が厳しく、現状において更新投資が進んでいない団体においても、老朽化対策、災害対策のための着実な更新投資が実施されるよう地方財政措置を拡充することとしており、これらの団体においても適切に対応されたい。

④ 料金収入の確保

資産の大量更新時期が到来する中、更新投資に要する経費が増大する一方、人口減少に伴う有収水量の減少により、料金収入の大幅な減少が懸念される。

先に述べた経営戦略の基本的な考え方にに基づき、経営戦略の策定等を通じ経営基盤の強化を図る観点から、収支均衡を図るための計画的な料金水準の改定が必要である。

⑤ 民間活用の推進

水道事業における持続的な経営を確保するため、指定管理者制度や包括的民間委託、PPP/PFIなどの民間活用の取組も積極的に検討されたい。

なお、PPP/PFIのうち公共施設等運営権方式（コンセッション方式）については、第197回国会において「水道法」（昭和32年法律第177号）の改正法が成立したことにより、地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者を設定できることとされたところである。

⑥ ICT、IoT等の先端技術の活用

水道事業の経営基盤を強化するためには、ICT、IoT等の先端技術の活用による業務の効率化も重要となる。既に多くの水道事業において、浄水場等における集中監視・遠隔操作や水質の自動管理等が導入されているが、今後は、水道スマートメーターによる自動検針や漏水情報の自動収集等についても、現在進められている実証実験等の結果も踏まえ、活用を検討されたい。

(3) 地方財政措置

① 広域化の推進

ア 「水道広域化推進プラン」に基づく事業に要する経費

国庫補助対象となる3市町村以上における経営統合に加え、「水道広域化推進プラン」に基づき地方単独事業として実施される多様な広域化に伴い必要となる施設の整備に要する経費等についても、地方財政措置を講ずることとしている。具体的には、地方負担額の1/2を一般会計からの出資の対象とし、当該出資に要する経費について地方債措置を講ずるとともに、その元利償還金の60%について普通交付税措置を講ずることとしている。

イ 「水道広域化推進プラン」の策定に要する経費

都道府県が実施する広域化に係るシミュレーション経費等、「水道広域化推進プラン」の策定に要する経費について、普通交付税措置を講ずることとしている（平成31～34年度）。

ウ 経営統合に伴う高料金対策に係る激変緩和措置

経営統合を行った上水道事業について、統合後の上水道事業において算定した高料金対策の額が、統合前の事業における高料金対策の合計額を下回る場合、その差額について、統合後の翌年度から10年間の激変緩和措置（差額に一定率を乗じて算定。6年目以降、段階的に縮減。）を講ずることとしている。

エ 市町村の広域化の調査・検討に要する経費

水道事業の広域化に係る調査・検討に要する経費については、第1の1(3)にあるとおり、経営戦略の策定・改定に要する経費に対する特別交付税措置の対象とした上で、交付上限額を上乗せすることとしている。

② 着実な更新投資の促進

ア 水道管路耐震化事業の延長

過去の平均事業費に上積みして実施する水道管路耐震化事業について、平成30年度を期限として地方負担額の1/4を一般会計からの出資の対象とし、当該出資に要

する経費について地方債措置を講ずるとともに、その元利償還金の50%について普通交付税措置を講じているが、経営戦略の策定を要件とした上で、当該措置を平成35年度まで延長することとしている。

イ 経営条件が厳しい団体に対する特別対策の創設

経営条件の厳しさを示す資本費の指標等が一定水準以上の団体については、水道管路耐震化事業における一般会計からの出資の割合を地方負担額の1/2に引き上げた上で、当該出資に要する経費について地方債措置を講ずるとともに、その元利償還金の50%について普通交付税措置を講ずることとしている。

③ 上水道事業の高料金対策団体における料金収入の確保の促進

上水道事業の高料金対策について、原則として供給単価が上水道事業の全国平均(平成31年度：181円/㎡)以上であることを要件とすることとしている。

供給単価が全国平均未満の団体は、平成31年度から平成33年度まで段階的に繰出基準額を割り落とすこととし、平成34年度以降は対象外とする。

2 下水道事業の持続的経営の確保

(1) 「下水道財政のあり方に関する研究会」

今後、人口減少等に伴う使用料収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大が見込まれ、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増すことが予想されることから、下水道事業の持続的経営の確保に向けた対応方策等について検討するため、平成30年2月より「下水道財政のあり方に関する研究会」(以下「下水道財政研究会」という。)を開催し、同年12月に中間報告書を取りまとめた。下水道財政研究会における検討内容及び中間報告書については、総務省ホームページ

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/gesuidougousei_h29/index.html)に掲載しているので、参照されたい。

(2) 下水道事業の持続的な経営を確保するための方針

下水道事業を取り巻く環境及び下水道財政研究会の中間報告書を踏まえ、下水道事業の持続的な経営の確保に向けて、以下の事項について積極的に取り組まされたい。

① 広域化・共同化の推進

広域化・共同化のうち、最も財政効果が高い類型は、管渠の接続によって処理場の統廃合を行う場合であり、市町村内の事業の接続も含め検討されたい。

市町村間の接続の場合について、接続先市町村においても、処理場の余剰能力を活用した新たな収入確保策として、将来に向けた施設の維持に必要な収入を確保する観点からも検討されたい。

また、特に市町村間の広域化・共同化の推進については、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」(平成30年1月17日付け総財準第1号・29農振第1698号・29水港第2464号・国下事第56号・環循適発第1801171号総務省自治財政局準公営企業室長等通知)も踏まえ、協議が円滑に進展するよう広域行政を所管する都道府県が積極的に主導し、当事者間の調整に取り組まされたい。

② 最適化

汚水処理施設の整備に当たっては、地理的・社会的条件に応じ、各種汚水処理施設の中から最適なものを選択し、計画的・効率的に整備を行うことが重要である。人口減少や将来の需要予測等も踏まえ、各種汚水処理施設の整備区域の適切な見直しに取り組まされたい。

③ ICTの利活用

職員(特に技術職員)が減少する中で、将来にわたって安定的に事業を継続するためには、民間活用とともに、最新の技術を活用することにより、効率的な維持管理を行うことが必要である。ICTを活用した処理場の遠隔監視など、広域化・共同化を促進する観点からも導入を検討されたい。

④ 民間活用

下水道事業における民間活用の主な手法としては、指定管理者制度や包括的民間委託、公共施設等運営権方式(コンセッション方式)を含むPPP/PFIなどがある。これらについて引き続き検討するとともに、事業、団体を越えた事務委託の共同発注についても検討されたい。

⑤ 老朽化対策

今後、大量更新期には膨大な事業費が集中し、財政運営上も影響が大きくなると見込まれることから、経営戦略やストックマネジメント計画の策定を通じて、計画的に点検・調査及び修繕・改築を行うなど、適切にストックマネジメントに取り組むことにより、施設の長寿命化や事業量の平準化に努められたい。

⑥ 公営企業会計の適用等

経営状況及び資産の状況を的確に把握し、持続的な経営を確保するとともに、広域化・共同化を推進するためにも、公営企業会計の適用に取り組まされたい。

(3) 地方財政措置

① 広域化・共同化に係る事業に要する経費

複数の下水道事業の広域化・共同化に伴い必要となる施設の整備に要する経費について、複数市町村における取組に加え、市町村内における取組を対象に追加するとともに、従来の終末処理場等に加え、接続管渠、し尿受入施設、共同管理に必要なICT機器等の広域化・共同化に必要な施設を対象に追加した上で、処理区域内人口密度に応じ、それらの経費に係る下水道事業債の元利償還金の28%~56%について普通交付税措置を講ずることとしている。

② 都道府県の広域化・共同化の推進に要する経費

都道府県が実施する「広域化・共同化計画」の策定や市町村の広域化・共同化の支援に要する経費等について、普通交付税措置を講ずることとしている(平成31~34年度)。

③ 事業統合に伴う高資本費対策に係る激変緩和措置

事業統合を行った下水道事業について、統合後の下水道事業において算定した高資本費対策の額が、統合前の事業における高資本費対策の合計額を下回る場合、その差額について、統合後の翌年度から10年間の激変緩和措置(差額に一定率を乗じて算定。6年目以降、段階的に縮減。)を講ずることとしている。

④ 市町村の広域化等の調査・検討に要する経費

下水道事業の広域化等に係る調査・検討に要する経費については、第1の1(3)にあるとおり、新たに経営戦略の策定・改定に要する経費に対する特別交付税措置の対象とした上で、交付上限額を上乗せすることとしている。

3 公立病院の経営改革の推進

(1) 経営改革の推進

病院事業については、公立病院を経営する地方公共団体において、「新公立病院改革ガイドライン」(平成27年3月31日付け総財準第59号総務省自治財政局長通知)を踏まえ策定した「新公立病院改革プラン」に基づき、地域医療構想の実現に向けた取組と整合を図りながら、再編・ネットワーク化、地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入を含む経営形態の見直し、経営の効率化等の着実な実施に取り組まれない。

また、地域医療構想との整合性については、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、「地域医療構想の実現に向けた個別の病院名や転換する病床数等の具体的な対応方針について、2018年度中の策定を促進する」とされていることも踏まえ、地域医療構想調整会議において公立病院に係る具体的な対応方針の合意が得られるよう努められたい。

(2) 地方財政措置

再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等について地方財政措置を講ずるほか、不採算医療・特殊医療等に対しても地方交付税措置を講ずることとしている。

また、公立病院の医師確保に資するよう、医師の確保が困難な地域の公立病院に対して、地域の拠点病院等(公立病院、公的病院等)が医師を派遣するケースにおいて、地方公共団体が当該医師の確保に要する経費を補助する場合、地方公共団体の一般財源所要額について特別交付税措置を講ずるとともに、公立病院における遠隔医療システムの導入に要する経費(病院事業債の対象となるものを除く。)への一般会計からの繰出しに対し、特別交付税措置を講ずることとしている。

第3 その他諸課題への対応

1 重要インフラの緊急点検

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)を受けた重要インフラの機能維持への対応については、平成30年度補正予算及び平成31年度予算に伴い、必要な地方財政措置を講ずるとともに、所要の公的資金の確保を行っていることを踏まえ、水道、下水道、病院等の住民生活に不可欠なインフラについて、適切に対応されたい。

特に、災害拠点病院等の耐震整備等については、「災害時における医療体制の充実強化について」(平成24年3月21日付け医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知)の災害拠点病院指定要件も踏まえ、特に緊急に実施すべき対策として掲げられた災害拠点病院等の耐震

整備、自家発電設備の燃料確保及び給水設備の強化に取り組まれない。その際、「災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備に係る財政措置の取扱いについて」(平成21年4月1日付け総財経第70号総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知)に基づき、通常の診療に必要な施設を上回る施設の整備を対象として地方財政措置を講じていることに留意されたい。

2 消費税率(国・地方)の引上げに伴う対応

消費税率(国・地方)の引上げに伴う対応については、「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」(平成30年11月28日内閣官房、公正取引委員会、消費者庁、財務省、経済産業省、中小企業庁)が示されるとともに、平成30年12月27日付けで「消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について」(平成25年8月1日物価担当官会議申合せ)が改正されているところであり、各公営企業及び各地方独立行政法人においても、消費税率(国・地方)の引上げに伴う影響額の支出予算への適切な計上に留意いただくとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう調達等契約事務の適切な運用に取り組まれない。また、収入面においても、公営企業及び地方独立行政法人が行う財貨・サービスの提供等については、消費税の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処し、所要の措置を講ずるよう留意されたい。

また、平成31年10月1日の消費税の軽減税率制度の導入に当たっては、「消費税の軽減税率制度の広報・周知等について(依頼)」(平成30年2月19日付け総財公第25号・総財務第24号総務省自治財政局公営企業課長・同財務調査課長通知)に基づき、事業者としての立場からの軽減税率制度への対応を適切に進められたい。

なお、詳細については、別途通知することとしているので、留意されたい。

3 天皇の即位の日を含む連休における企業の適切な運営の確保

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を地方公共団体等の休日とするものの取扱いについては、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とするものの取扱いについて」(平成30年12月14日付け総行第264号・総行公第178号総務省自治行政局行政課長・同公務員部公務員課長通知)及び「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とするものの取扱いについて」(平成30年12月14日付け総務省自治財政局公営企業課事務連絡)により周知しているところであるが、住民生活に密接に関連したサービスを提供している公営企業については、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案」に対する衆参両院附帯決議も踏まえ、国民生活に支障を来すことのないよう、休日中においても当該事業の維持・運営の確保等に関し、適切な対応がとられるよう留意されたい。

特に、病院事業については、同附帯決議において、休日における医療機関等相互の連携協力体制の確実な運営の確保等、適切な対応を取るよう決議されていることなども踏まえ、「本年4月27日から5月6日までの10連休における医療提供体制の確保に関する対応について」(平成31年1月15日付け医政発0115第1号・薬生発0115第2号・障発0115第1号厚生労働省医政局長・同医薬・生活衛生局長・同社会・援護局障害保健福祉部長通知)により、医療提供体制の確保が要請されている。とりわけ、公立病院は地域医療の確保という重要な

公共的役割を担っていることから、医療提供体制の確保に万全を期する必要があることに留意されたい。

4 第三セクター等の経営健全化の推進

第三セクター等（「第三セクター及び地方公社」をいう。以下同じ。）については、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総財公第101号総務大臣通知）等を踏まえ、引き続き、各地方公共団体において、関係を有する第三セクター等について経営健全化等に取り組むこと。特に、財政的なリスクの高い第三セクター等と関係を有する地方公共団体については、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成30年2月20日付け総財公第26号総務省自治財政局公営企業課長通知）により、一定の要件に該当するものについて、平成30年度末までの第三セクター等の経営健全化のための方針の策定を要請しているところであるが、その対象となる地方公共団体においては、平成30年度末までに確実に策定・公表されるよう取り組まされたい。

また、策定した方針に基づき、当該第三セクター等及び地方公共団体が一体となって、着実に取組が実行され、対象となる第三セクター等の経営健全化はもとより、地方公共団体の財政的リスクの解消、改善に向けた成果が上がるよう留意されたい。

なお、平成31年4月には経営健全化方針の策定状況を調査し、その結果（未策定の場合は理由及び策定時期も含む。）を個別団体ごとに公表することとしているので、併せて留意されたい。

「平成31年度の地方財政対策及び地方債計画の概要（公営企業関係）」及び「平成31年度地方公営企業関係予算案主要項目」については、別添1・2のとおりであり、併せて参照されたい。

【連絡先】

（公営企業の抜本的な改革の推進、公営企業の「見える化」の推進、重要インフラの緊急点検、天皇の即位に係る連体における企業の適切な運営の確保）

自治財政局公営企業課 神長係長 電話：03-5253-5634 FAX：03-5253-5640

（経営戦略の策定・改定の推進、第三セクター等の経営健全化の推進）

自治財政局公営企業課 小池係長 電話：03-5253-5635 FAX：03-5253-5640

（人的支援、消費税率（国・地方）の引上げに伴う対応）

自治財政局公営企業課 鈴木係長 電話：03-5253-5634 FAX：03-5253-5640

（水道事業の持続的経営の確保）

自治財政局公営企業経営室 関本係長 電話：03-5253-5638 FAX：03-5253-5640

（下水道事業の持続的経営の確保）

自治財政局準公営企業室 佐藤係長 電話：03-5253-5643 FAX：03-5253-5640

（公立病院の経営改革の推進）

自治財政局準公営企業室 佐藤係長 電話：03-5253-5642 FAX：03-5253-5640

平成31年度の地方財政対策及び地方債計画の概要
(公営企業関係)

別添1

1 通常収支分

(1) 地方財政対策(公営企業繰出金)計上額 2兆5,400億円程度(前年度 約0.7%減)
平成31年度の地方財政対策において、公営企業繰出金については、公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づく一般会計から公営企業会計に対する繰出しについて、所要額を計上

○主な事業

- 上水道事業 1,200億円程度(前年度 約12.3%増)
- 病院事業 7,600億円程度(前年度 約0.0%減)
- 下水道事業 1兆4,700億円程度(前年度 約2.4%減)

(2) 地方債計画(公営企業分)計上額 2兆6,710億円(前年度 6.6%増)

平成31年度における公営企業に対する地方債措置については、住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進するため、上水道、下水道の広域化等の取組、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」及び事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上

○主な事業

- 水道事業 5,946億円(前年度 10.3%増)
- 病院事業・介護サービス事業 4,005億円(前年度 4.8%増)
- 下水道事業 1兆2,779億円(前年度 3.8%減)

2 東日本大震災分

(1) 地方財政対策(公営企業繰出金)

東日本大震災の復旧・復興事業については、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保

(2) 地方債計画(公営企業分)計上額 16億円(前年度 23.8%減)

東日本大震災の復旧・復興事業については、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保

平成31年度地方公営企業関係予算案主要項目

別添2

(通常収支分)

第1 総務省分

(単位:百万円)

項目	平成31年度 予算額(案)	前年度 当初予算額	差引増減額	摘要
1 地方公営企業の助言等及び調査研究に要する経費	8	5	3	地方公営企業等の健全で安定した経営を行うために要する経費(主な経費)地方公営企業等経営アドバイザー派遣事業
2 地方公営企業制度の改革の推進等に要する経費	6	8	△2	地方公営企業制度の改革を推進するために要する経費(主な経費)検討会、研究会等の運営
3 地方公営企業経営戦略等に係る支援及び先進事例の調査・検証に要する経費	8	8	0	地方公営企業における経営戦略の策定等を支援するとともに、経営戦略の策定等に資する先進事例の調査・検証を行うために要する経費
4 地方財政決算情報管理システムの運営に要する経費	251	231	20	地方財政決算情報管理システム(決算統計システム)の運営・保守及びシステム改修に要する経費
5 水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業、病院事業及び下水道事業の経営管理等に要する経費	3	3	0	各事業の経営分析や経営指標を取りまとめ、経営指標の公表を行うために要する経費
合計	276	255	21	

第2 他省庁分

(単位:百万円)

項目	平成31年度 予算額(案)	前年度 当初予算額	差引増減額	摘要
1 水道事業関係 (1) 水道水源開発等施設整備費補助	65,304 18,416	37,733 13,644	27,571 4,772	厚生労働省所管 水道水源開発施設 1/2・1/3 高度浄水施設等 1/3・1/4 国土交通省所管 (水資源機構分) 水道水源開発施設 1/2・1/3 (北海道分) 水道水源開発等施設 1/2・1/3・1/4 内閣府(沖縄)所管 上水道施設 1/2
(2) 簡易水道等施設整備費補助	3,332	3,839	△507	厚生労働省所管 国土交通省所管 (離島・奄美分) 簡易水道等施設 1/2 (北海道分) 簡易水道等施設 4/10・1/3・1/4 内閣府(沖縄)所管 簡易水道施設 2/3
(3) 水道施設災害復旧事業費補助	356	350	6	厚生労働省所管
(4) 生活基盤施設耐震化等交付金	43,200	19,900	23,300	厚生労働省所管 水道施設耐震化 1/2・4/10・1/3・1/4

項 目	平成31年度 予算額 (案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
				水道事業運営基盤強化 1/3・1/4
2 工業用水道事業関係	3,207	2,188	1,019	
(1) 工業用水道事業費補助	2,985	1,947	1,038	経済産業省所管 工業用水道事業費補助 (※)
(2) 水資源機構事業費補助	178	215	△ 37	国土交通省所管 工業用水道事業費補助 (※)
				上記 (※) の最大補助率 ① 四大工業地帯 0% ② その他 30% なお、地盤沈下対策事業は、②の補助率に10%加算。①につ いては30%加算。 経済産業省所管及び国土交通省所管に係る改築分は、改良事 業採択年度における補助率×3/4。ただし、四大工業地帯の基 盤整備については15%。
(3) 沖縄振興交付金事業推進費	44	26	18	内閣府所管 最大交付率 100% 改築分は、改良事業採択年度における交付率×3/4。
3 交通事業関係	28,100	25,377	2,723	
(1) 地下高速鉄道整備事業費補助	6,042	4,557	1,485	国土交通省所管 (公営企業分は内数) 【補助率】 35%
(2) 地域公共交通確保維持改善事業費 補助金	21,760	20,750	1,010	国土交通省所管 (公営企業分は内数)
(3) 低公害車普及促進対策費補助金	298	70	228	国土交通省所管 (公営企業分は内数) 【補助率】 1/3
4 エネルギー事業関係	4,462	6,519	△ 2,057	
(1) 中小水力発電事業利子補給金助成 事業費補助金	16	37	△ 21	経済産業省所管 (公営電気事業者のみ) 水力発電施設建設費利子補給 地域エネルギー開発利用発電事業促進対策費補助金における後 年度負担について実施 補助・定額
(2) 再生可能エネルギー電気・熱自立 的普及促進事業	4,446	6,482	△ 2,036	経済産業省所管 (公営企業分は内数) 自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーの自立的な普及 を促進 (実施期間：平成28年度から32年度) 補助率：定額、1/3、1/2、2/3
5 病院事業関係	105,026	111,590	△ 6,564	厚生労働省所管 (公営企業分は内数)
(1) 施設・設備分	7,162	21,690	△ 14,528	厚生労働省所管 (公営企業分は内数)
① 医療施設等施設整備費補助金 (有床診療所等スプリンクラー等 施設整備事業除く。)	417	417	0	厚生労働省所管 (公営企業分は内数) 1) へき地医療対策 ア へき地診療所施設整備事業 1/2 イ 過疎地域等特定診療所施設整備事業 1/2 ウ へき地保健指導所施設整備事業 1/2-1/3 エ へき地医療拠点病院群施設整備事業 1/2 オ 離島等患者宿泊施設施設整備事業 1/3 カ 産科医療機関施設整備 1/3 2) プライマリケア

項 目	平成31年度 予算額 (案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
				ア 研修医のための研修施設 1/2 イ 臨床研修病院 1/2 ウ 医師臨床研修病院研修医環境整備 1/3 3) その他 ア 死亡時画像診断システム等施設 1/2 イ 南海トラフ地震に係る津波避難対策 1/2 緊急事業 ウ 院内感染対策施設整備事業 1/3 ※内閣府所管 (沖縄分) についてはH24から沖縄振興公共投資 交付金として、一括交付金化
② 医療施設等設備整備費補助金 (有床診療所等スプリンクラー等 施設整備事業分)	5,196	20,023	△ 14,827	厚生労働省所管 (公営企業分は内数) 補助率定額
③ 医療施設等設備整備費補助金	1,549	1,250	299	厚生労働省所管 (公営企業分は内数) 1) へき地医療対策 ア へき地医療拠点病院 1/2 イ へき地診療所 1/2-3/4 ウ へき地患者輸送車 (艇) 1/2 エ へき地巡回診療車 (船) 1/2 オ 離島歯科巡回診療用設備 1/2 カ 過疎地域等特定診療所 1/2 キ へき地保健指導所 1/2-1/3 ク へき地・離島診療所支援システム設備 1/2 ケ 離島等患者宿泊施設設備整備 1/3 コ 産科医療機関設備整備 1/2 2) 公的医療施設 ア 沖縄医療施設 3/4 イ 奄美群島医療施設 1/2 3) その他 ア 遠隔医療設備 1/2 イ 臨床研修病院支援システム設備 1/2 ウ 死亡時画像診断システム等整備 1/2
(2) 運営費等分	28,954	27,656	1,298	厚生労働省所管 (公営企業分は内数)
① 医療施設運営費等補助金	5,912	4,732	1,180	厚生労働省所管 (公営企業分は内数)
うちへき地保健医療対策費	2,572	2,572	0	へき地医療支援機構 1/2 259 へき地医療拠点病院群 1/2 515 へき地診療所 1/3・3/4・2/3 857 へき地巡回診療車 (船・航空機) 1/2 341 へき地患者輸送車 (艇・航空機) 1/2 229 へき地診療所医師派遣強化事業 1/2 27 産科医療機関確保事業 1/2 312 その他 1/2 32
② 医療提供体制推進事業補助金	23,042	22,924	118	厚生労働省所管 (公営企業分は内数) 補助率 1/3、1/2、定額
(3) 医療提供体制の改革のための 新たな財政支援制度	68,910	62,244	6,666	厚生労働省所管 (公営企業分は内数)
6 介護サービス施設整備事業関係	53,139	44,160	8,979	(公営企業分は内数)
(1) 地域密着型サービスの施設整備等	46,703	42,290	4,413	厚生労働省 (公営企業分は内数)
(2) 地域介護・福祉空間整備等施設整 備交付金	6,436	1,870	4,566	厚生労働省 (公営企業分は内数) 補助率 1/2、定額

項 目	平成31年度 予算額 (案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
7 市場事業・と畜場事業関係	28,389	26,924	1,465	(公営企業分は内数)
(1) 強い農業・担い手づくり総合支援 交付金	23,024	20,154	2,870	農林水産省所管 (公営企業分は内数) 補助率 4/10・1/3以内
(2) 浜の活力再生・成長促進交付金	5,365	6,770	△ 1,405	水産庁所管 (公営企業分は内数) 補助率 1/3・4/10・1/2・5.5/10・2/3以内
8 下水道事業関係	2,389,555	2,203,248	186,307	(公営企業分は内数)
(1) 沖縄振興公共投資交付金	53,217	57,940	△ 4,723	内閣府所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設 ・特定地域生活排水処理施設
(2) 地方創生整備推進交付金	39,741	39,068	673	内閣府所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設 ・特定地域生活排水処理施設
(3) 社会資本整備総合交付金	871,341	888,572	△ 17,231	国土交通省所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道
(4) 防災・安全社会資本整備交付金	1,317,318	1,111,736	205,582	国土交通省所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道
(5) 下水道事業費補助金	1,219	1,208	11	国土交通省所管 <対象施設> ・下水道法上の下水道
(6) 循環型社会形成推進交付金 (浄化槽分)	9,978	8,917	1,061	環境省所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・特定地域生活排水処理施設
(7) 農山漁村地域整備交付金	92,714	91,650	1,064	農林水産省所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・集落排水施設
(8) 農山漁村振興整備交付金	4,027	4,157	△ 130	農林水産省所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・簡易排水施設

(東日本大震災分)

他省庁分

(単位: 百万円)

項 目	平成31年度 予算額 (案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
1 水道事業関係	8,996	6,370	2,626	
東日本大震災復旧・復興水道施設災害 復旧事業費補助	8,996	6,370	2,626	厚生労働省所管 (復興計上分)
2 エネルギー事業関係	95	154	△ 59	

項 目	平成31年度 予算額 (案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
被災都市ガス導管移設復旧支援事業費 補助金	95	154	△ 59	経済産業省所管 (復興計上分) 震災や津波により、甚大な被害が生じた地域において道路の嵩上げ等に伴うガス導管の再敷設が困難な都市ガス事業者に対する支援を行う。 補助率 2/3 (公営企業分)
3 市場事業・と畜場事業関係	58,343	81,674	△ 23,331	(公営企業分は内数)
(1) 東日本大震災復興交付金	57,346	80,466	△ 23,120	復興庁所管 (公営企業分は内数)
(2) 水産業共同利用施設復旧整備費補助金	997	1,208	△ 211	水産庁所管 (公営企業分は内数) 補助率 2/3・1/2以内
4 下水道事業関係	179,901	176,545	3,356	(公営企業分は内数)
(1) 東日本大震災復興交付金	57,346	80,466	△ 23,120	復興庁所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設 ・特定地域生活排水処理施設 ・簡易排水施設
(2) 社会資本整備総合交付金	122,555	96,079	26,476	復興庁所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道
10 港湾整備事業関係	548	-	548	(公営企業分は内数)
(1) 港湾機能高度化施設整備費補助金	548	-	548	国土交通省所管 補助率 1/3・4/10・1/2 (公営企業分は内数)

水道・下水道など公営企業を取り巻く経営環境の変化

今後予想される経営環境の変化

急速な人口減少と人口の低密度化

インフラ資産の大規模な更新時期の到来

水道・下水道事業の将来需要の大幅な減少

水道・下水道事業の料金収入の大幅な減少のおそれ

専門人材の確保が困難に

着実な更新のための投資額の増大

+

ハード・ソフトとも将来需要に基づく供給体制の適正規模化の要請

〔 管路等については更新需要の平準化と着実な更新、
浄水場等の施設についてはダウンサイジングや広域化 〕

- 水道・下水道事業の経営環境はさらに厳しさを増していくことが予想される。
- とくに、現時点でも経営条件の厳しい人口が低密度の地域等においては、更なる低密度化により、料金回収率の低下等さらなる経営悪化のおそれ

これまでの延長線上での対策では、
経営が成り立たなくなる可能性が高い。

鍵となるのは、

- 安全かつ安心かつ持続可能な事業の維持更新のための「賢い」投資
- 広域化、民間活用等を含めた「抜本的な改革」
- 水道・下水道事業以外の民間代替性の高い公営企業は、事業そのものの意義を検証した上で、事業廃止、民営化・民間譲渡等を含めた「抜本的な改革」

公営企業における更なる経営改革の推進

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴う料金収入の減少
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
- 特に中小の企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念



さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・公表・PDCA

- ・ 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- ・ 中長期の視点に立った人口減少の推計等を踏まえた、アセット(ストック)マネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、当面の10年以上の投資・財政計画を策定
- ・ PDCAサイクルにより必要な見直しを図る

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・
民間活用

人材確保、
組織体制の整備

新技術、ICTの
活用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- ・ 公営企業が行っている事業の意義、必要性等を検証し、今後の方向性について検討

- ✓ 事業そのものの必要性
- ✓ 公営で行う必要性

- ✓ 事業としての持続可能性

- ✓ 経営形態

事業廃止

民営化・民間譲渡

広域化等

民間活用

公営企業の「見える化」

- ・ 抜本的な改革や経営戦略に、よりの確に取り組むため、経営・資産等を正確に把握、各種経営指標を活用

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

(3) 地方行財政改革・分野横断的な取組等

(公営企業・第三セクター等の経営抜本改革)

公営企業の広域化、連携、再編・統合など経営の抜本改革を加速する。公営企業の経営戦略の策定及びPDCA等を通じて、更新費用や料金、繰出基準外の繰出金を含めた他会計からの繰入状況等の収入・支出や、管理者の情報の「見える化」や、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用といった抜本的な改革等を推進する。あわせて、総務省は改革の進捗や成果の定量的把握を強力に進め、公営企業の一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促す。下水道・簡易水道については、新たなロードマップを明確化し、人口3万人未満の団体における公営企業会計の適用を一層促進する。第三セクター等については、財政的リスク状況を踏まえ、各地方公共団体における経営健全化のための方針の策定・公表を推進する。

水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含め、持続的経営を確保する方策等を検討し、具体的な方針を年内に策定する。先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進する。また、公立病院について、再編・ネットワーク化を推進する。

公営企業の「経営戦略」の策定について

○各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

○平成32年度までに策定率100%とすることを要請(平成28年度から平成30年度までの間、集中的に策定を推進。)
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)

経営戦略 [イメージ]

投資試算

- 長期の人口減少推計を踏まえた将来の需要予測等に基づく合理的な投資額の設定
- 長寿命化等による平準化等

反映

財源試算

- 料金、企業債、一般会計繰出金等の水準の見直し 等

収支ギャップが生じた場合には
その解消を図る

計画期間内の
収支均衡

- ・広域化等
- ・指定管理者制度、包括的民間委託
- ・PPP/PFI等 等

組織、人材、定員、
給与の適正化

その他の経営基盤強化
の取組 (ICT活用等)

PDCAサイクル

- ◆ 毎年度、進捗管理
- ◆ 計画と実績の乖離の検証
- ◆ 3～5年ごとの見直し

投資・財政計画の策定

(計画期間は基本10年以上)

- 経営基盤強化と財政マネジメントの向上のツール
- 経営健全化に向けた議論の契機とするため住民・議会に対して「公開」

経営戦略の策定の推進

- 「**経営戦略策定ガイドライン**」の策定・公表(平成28年1月)、改訂(平成29年3月)
⇒ 「経営戦略策定ガイドライン」を再改訂し、事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「経営戦略策定・改定マニュアル」を作成予定(平成30年度末)
- 毎年度、経営戦略の**策定に係る進捗状況を調査・個別団体ごとに公表**
- 水道事業の高料金対策や水道管路耐震化事業、下水道事業の高資本費対策について、**経営戦略策定を要件化**

- 経営戦略の策定に要する経費に対する**特別交付税措置**(平成28～32年度)

対象経費

- ・先進団体視察、専門家の招へい等に要する経費
- ・「投資・財政計画」の策定に要する経費(「投資試算」「財政試算」のシミュレーション、収支ギャップ解消策の検討等)
- ・水道・下水道における広域化等の調査・検討に要する経費 等

地方交付税措置の内容

- ・対象経費の1/2について一般会計から繰出(上限額 1,000万円(事業費ベース・複数年度通算))
- ・一般会計繰出額の1/2について特別交付税措置
- ・水道・下水道における広域化等の調査・検討に要する経費については、**上限額を上乗せ(+1,500万円)**し、重点的に支援

経営戦略の策定状況等について

経営戦略の策定状況と対応

- 経営戦略策定の取組状況については、平成32年度までに策定予定の事業の割合は95.0%（策定済含む）となっており、策定予定年度「未定」の事業の割合は5.0%であるため、平成32年度までに一層の策定推進が必要。特に、港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、駐車場などは策定率が低く、かつ、策定予定年度「未定」の事業が多い。
- 策定予定年度「未定」の事業については、都道府県を通じて課題を把握したところ、経営戦略策定のノウハウへの支援を求める声が多いことから、策定が進んでいない事業を多く抱える都道府県を中心として、地方公共団体金融機構と共催で将来需要のシミュレーション手法などを学ぶ実践的な実務講習会を開催している。
- 今後の改定にも対応するため、現行の「経営戦略策定ガイドライン」を改訂し、事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「経営戦略策定・改定マニュアル」を作成予定（平成30年度末）。

公営企業の経営戦略の策定状況（平成30年3月31日現在）

（単位：事業）

	①策定済 事業数（構成比）	②要請期間内に策定予定			小計 （①+②） 事業数（構成比）	③策定予定年度 未定 事業数（構成比）	合計 事業数（構成比）
		うちH30年度に 策定予定 事業数（構成比）	うちH31年度に 策定予定 事業数（構成比）	うちH32年度に 策定予定 事業数（構成比）			
① 水 道	802 (43.3%)	438 (23.7%)	216 (11.7%)	336 (18.1%)	1,792 (96.8%)	60 (3.2%)	1,852 (100.0%)
うち上水道	579 (43.8%)	338 (25.6%)	161 (12.2%)	215 (16.3%)	1,293 (97.9%)	28 (2.1%)	1,321 (100.0%)
うち簡易水道	223 (42.0%)	100 (18.8%)	55 (10.4%)	121 (22.8%)	499 (94.0%)	32 (6.0%)	531 (100.0%)
② 工業用水道	61 (40.7%)	22 (14.7%)	16 (10.7%)	45 (30.0%)	144 (96.0%)	6 (4.0%)	150 (100.0%)
③ 交 通	14 (17.1%)	22 (26.8%)	10 (12.2%)	28 (34.1%)	74 (90.2%)	8 (9.8%)	82 (100.0%)
④ 電 気	23 (25.0%)	11 (12.0%)	8 (8.7%)	38 (41.3%)	80 (87.0%)	12 (13.0%)	92 (100.0%)
⑤ ガ ス	12 (52.2%)	3 (13.0%)	5 (21.7%)	2 (8.7%)	22 (95.7%)	1 (4.3%)	23 (100.0%)
⑥ 港 湾 整 備	2 (2.2%)	7 (7.5%)	6 (6.5%)	70 (75.3%)	85 (91.4%)	8 (8.6%)	93 (100.0%)
⑦ 市 場	7 (4.7%)	12 (8.1%)	11 (7.4%)	100 (67.6%)	130 (87.8%)	18 (12.2%)	148 (100.0%)
⑧ と 畜 場	0 (0.0%)	5 (10.9%)	1 (2.2%)	32 (69.6%)	38 (82.6%)	8 (17.4%)	46 (100.0%)
⑨ 観 光 施 設	17 (7.1%)	23 (9.7%)	23 (9.7%)	145 (60.9%)	208 (87.4%)	30 (12.6%)	238 (100.0%)
⑩ 宅 地 造 成	17 (5.7%)	26 (8.8%)	16 (5.4%)	162 (54.7%)	221 (74.7%)	75 (25.3%)	296 (100.0%)
⑪ 駐 車 場	6 (3.4%)	17 (9.6%)	12 (6.8%)	119 (67.2%)	154 (87.0%)	23 (13.0%)	177 (100.0%)
⑫ 下 水	2,284 (63.9%)	394 (11.0%)	226 (6.3%)	583 (16.3%)	3,487 (97.6%)	87 (2.4%)	3,574 (100.0%)
合 計	3,245 (47.9%)	980 (14.5%)	550 (8.1%)	1,660 (24.5%)	6,435 (95.0%)	336 (5.0%)	6,771 (100.0%)

経営戦略の策定状況については、総務省HPIにおいて公表している。http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_ryui.html

資料1-4 公営企業の抜本的な改革等の取組状況概要(平成29年度)

- 地方公営企業の各事業体において、その事業の特性に応じた抜本的な改革等の取組が進められている。
- 平成29年度中において、広域化等で106事業、包括的民間委託で65事業など、248事業で抜本的な改革等が実施されている。
- 事業廃止は宅地造成事業、広域化等は下水道事業、包括的民間委託は水道事業・下水道事業において積極的に取り組まれている。

事業廃止		民営化・民間譲渡		公営企業型地方独立 行政法人(導入数) (※1)		広域化等 (※2)		指定管理者制度 (導入数)		包括的民間委託		PPP・PFI (導入数)	
99事業		12事業		2事業		106事業		17事業		65事業		7事業	
県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等
3事業	96事業	3事業	9事業	0事業	2事業	5事業	101事業	0事業	17事業	3事業	62事業	3事業	4事業
水道	1	水道	0	水道	0	水道(※3)	10	水道	1	水道	15	水道	2
工業用水道	1	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0
交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0
電気	1	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0
ガス	0	ガス	1	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0
病院	1	病院	1	病院	2	病院	3	病院	2	病院	0	病院	0
下水道	4	下水道	0			下水道	38	下水道	0	下水道	46	下水道	5
簡易水道(※3)	60	簡易水道	0			簡易水道(※3)	55	簡易水道	0	簡易水道	4	簡易水道	0
港湾整備	0	港湾整備	2			港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0
市場	0	市場	2			市場	0	市場	1	市場	0	市場	0
と畜場	0	と畜場	1			と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0
宅地造成	17	宅地造成	1			宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0
有料道路	0	有料道路	0			有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0
駐車場	4	駐車場	0			駐車場	0	駐車場	1	駐車場	0	駐車場	0
観光	0	観光	1			観光	0	観光	6	観光	0	観光	0
その他	0	その他	0			その他	0	その他	1	その他	0	その他	0
介護サービス	10	介護サービス	3			介護サービス	0	介護サービス	5	介護サービス	0	介護サービス	0

(※1) 公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により、その経営できる事業が定められている。

(※2) 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の一体化などの広域的な連携、下水道事業における最適化汚水処理施設を選択し整備する最適化及び病院事業における再編ネットワーク化等を指す。

(※3) 簡易水道事業の事業廃止(60事業)は、水道事業又は簡易水道事業との統合によるものであり、広域化等の類型において重複計上しているため、類型ごとの取組事業数の総計と右下部記載の「合計」は一致しない。

合計
248事業

公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集について

○ 先進・優良事例集では、全国の公営企業において取り組まれた実際の改革事例の中から、各公営企業の担当者が**改革の検討を行う際に参照できるよう、検討のきっかけや取組のプロセス、改革の効果額等について具体的に記載。**

【掲載事例数】

平成30年3月時点

事業名／類型	事業廃止	民営化・民間譲渡	広域化等	民間活用					その他	計	
				PPP・PFI	包括的民間委託	指定管理者制度	地方独立行政法人	その他			
水道事業			27	23	11	10	2			24	74(70)
下水道事業			18	35	15	13	2		5	13	66(55)
病院事業			19	18	1		4	9	4	6	43(40)
交通事業	1	6		2					2	6	15(15)
電気事業		1								4	5(5)
ガス事業		1		1		1				1	3(3)
港湾整備事業	1	1		1			1				3(3)
観光施設事業	1	3		2			1		1		6(5)
駐車場整備事業	2	1		3	1		2				6(6)
市場事業		2	1	1	1						4(4)
と畜場事業	1	1		2			2				4(4)
宅地造成事業										1	1(1)
計	6	16	65	88	29	24	14	9	12	55	230(211)

※1 ()内は実数。

※2 病院事業における「広域化等」は、「再編・ネットワーク化」、「民間活用」は、「経営形態の見直し」に係る事例の事業数である。

本事例集については、総務省HPで公開している。 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/jirei.html

「抜本的な改革」の必要性と検討プロセス

抜本的な改革の必要性

現在の経営の効率化・健全化と、将来にわたる安定的な経営の継続のため、各公営企業は、公営企業会計の適用による損益・資産の正確な把握、経営比較分析表の活用、中長期的な投資必要額と財源の具体的な推計等により、事業の現在の課題、将来の見通し・リスクを「見える化」して把握、分析、公表した上で、こうした将来推計も踏まえ、当該事業の必要性と担い手のあり方について、抜本的な改革の検討を行うことが必要である。

「抜本的な改革」の検討プロセス

①事業そのものの必要性・公営で行う必要性

- 事業の意義、提供しているサービスの必要性について、各事業の特性に応じて検証(※1)
⇒ 意義・必要性がないと判断された場合には、速やかに事業廃止等を行うべき
- 事業の継続、サービスの提供自体は必要と判断された場合でも、収支や採算性、将来性の点から、公営で行うべきかどうかを検討 ⇒ 民営化や民間譲渡について検討

(※1): 例えば、水道事業及び下水道事業は、地方公共団体の事業主体としての位置付けが法定されており、②・③を検討する。

②事業としての持続可能性

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要や老朽化の程度、制度改正による影響等の経営上の課題等を勘案し、事業としての持続可能性を検証
⇒ 持続可能性に問題があると判断された場合、事業の必要性に応じて事業廃止の検討または事業を持続可能なものとするための取組を実施

③経営形態(事業規模・範囲・担い手)

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要の増大など、公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、現在の経営形態を前提とした経営改革だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念
⇒ 事業統合、施設の統廃合・共同設置、施設管理の共同化、管理の一体化等の広域化等(※2)、指定管理者制度、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の民間活用を検討

(※2): 広域化等とは、事業統合はじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適な汚水処理施設を選択し整備する最適化を含む概念である。

3つの観点から
4つの方向性を
基本として
抜本的な改革
を検討

事業廃止

民営化・
民間譲渡

広域化等
(※2)

民間活用

○ 公営企業の抜本的な改革の方向性等については、総務省が平成28年度に設置した「公営企業の経営のあり方に関する研究会」において検討を行い、平成29年3月に報告書を取りまとめている。

○ 同報告書については総務省HPIにおいて公表しているため、各公営企業におかれては検討に当たって御参照されたい。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/koeikigyou/index.html

背景 今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP/PFIが有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となってPPP/PFIの更なる推進を行う必要がある

- ポイント** 改定の
- 改正PFI法で創設のワンストップ窓口制度、助言制度等の円滑な運用により、国の支援機能の強化を図る
 - 実施主体の経験や地域の実情に応じた支援・負担軽減策の検討等を通じ、実施主体の裾野拡大を図る
 - 空港をはじめとするコンセッション事業等の重点分野に公営水力発電・工業用水道を追加する

PPP/PFI推進のための施策

コンセッション事業の推進	実効性のあるPPP/PFI導入検討の推進	地域のPPP/PFI力の強化
<ul style="list-style-type: none"> ○コンセッション事業の具体化のため、重点分野における目標の設定 ○独立採算型だけでなく、混合型事業の積極的な検討推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定・実行開始時期に当たる今後数年間において、国及び全ての地方公共団体で優先的検討規程の策定・運用が進むよう支援を実施 ・国及び人口20万人以上の地方公共団体における的確な運用、優良事例の横展開 ・地域の実情や運用状況、先行事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進を図るよう、分かりやすい情報の横展開 ・PPP/PFIの経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体への実施主体の裾野拡大に向けて、実施主体の負担軽減策として、柔軟性・実効性のある検討・導入手法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○インフラ分野での活用の裾野拡大 ○地域・ブロックプラットフォームを通じた具体的な案件形成、民間企業の参入意欲刺激 <ul style="list-style-type: none"> ・官民対話の普及推進(民間提案の積極的活用等) ・地元企業の事業力強化 ・PPP/PFI推進に資するデータの見える化推進 ○情報提供等の地方公共団体に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・改正PFI法で創設のワンストップ窓口制度、助言制度等の運用による支援強化 ・先進的な地方公共団体の取組や組織設計等の分析・横展開、期間満了案件の検証 ○PFI推進機構の資金供給機能や案件形成のためのコンサルティング機能の積極的な活用
公的不動産における官民連携の推進		
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の価値や住民満足度の向上、新たな投資やビジネス機会の創出に繋げるための官民連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・公園や遊休文教施設等の利活用推進 ・公共施設等総合管理計画・固定資産台帳の整備・公表による民間事業者の参画を促す環境整備 ・特に市場性の低い地域での優良事例の成功要素抽出・横展開 		

改定版概要

コンセッション事業等の重点分野 空港【6件達成】、水道【6件：～平成30年度】、下水道【**具体的検討6件達成、実施方針目標6件：～平成31年度**】、道路【1件達成】、文教施設【3件：～平成30年度】、公営住宅【6件：～平成30年度】、クルーズ船向け旅客ターミナル施設【3件：～平成31年度】、MICE施設【6件：～平成31年度】、**公営水力発電【3件：～平成32年度】、工業用水道【3件：～平成32年度】**

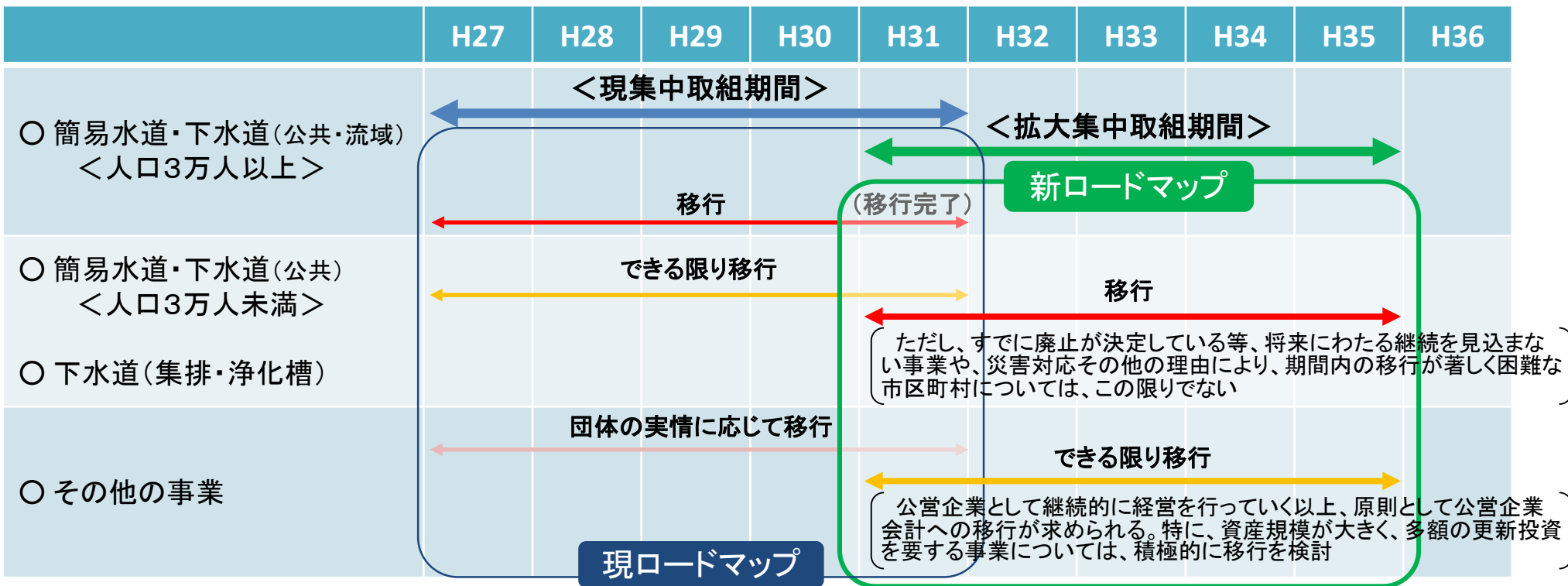
事業規模目標 21兆円(平成25～34年度の10年間)
〔コンセッション事業7兆円、収益型事業5兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で実施を目指す)、公的不動産利活用事業4兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度の実施を目指す)、その他事業5兆円〕

PDCAサイクル 毎年度のフォローアップと事業規模や施策の進捗状況の「見える化」、アクションプランの見直し

公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ

H27.1月
総務大臣通知等により要請

H31.1月
総務大臣通知等により要請



取組の推進
に向けて

新たなロードマップに基づき、小規模団体においても取組が着実に推進されるよう、引き続き地方財政措置を講ずるとともに、会計適用に係るマニュアル、専門人材による人的支援、都道府県による支援体制等の充実を図る。

今後の検討
の方向性

各地方公共団体における公営企業会計適用の進捗状況を踏まえ、地方公営企業法における財務規定等の適用範囲の拡大等、地方公営企業法の改正を含めた今後の公営企業制度のあり方について検討。

新たなロードマップにおける対象事業について

H31年度～H35年度(5年間)を新たな集中取組期間として、以下の取組を要請

青文字は前回通知により要請していた内容 赤文字は今回通知により新たに要請する予定の内容

	簡易水道	下水道				その他
		流域	公共	集落排水	浄化槽	
都道府県 及び 人口3万人以上 の市区町村	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">平成31年度までに移行することが必要</div> <div style="border: 2px dashed blue; border-radius: 10px; padding: 10px; display: inline-block;"> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 5px; padding: 5px; display: inline-block;">平成31年度までにできる限り移行対象に含めることが必要</div> </div> </div>				<div style="border: 2px dashed orange; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>公営企業として継続的に経営を行っていく以上、原則として公営企業会計に移行することが求められることから、平成35年度までにできる限り移行することが必要。</p> <p>特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行を検討すること。</p> </div> </div>	
人口3万人未満 の市区町村	<div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">平成35年度までに移行することが必要</div> <p>※ただし、すでに廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な市区町村については、この限りでないこと。</p> </div>					
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">「重点事業」: 特に公営企業会計を適用する必要性が高い</div>						

地方公営企業法適用の意義

公営企業とは: 住民生活に身近な社会資本の整備及びサービスの提供を行う主体

公営企業を取り巻く状況の変化と改革の必要性

- 著しい人口減少等による料金収入の減少
- 施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大
- 国・地方を通じた厳しい財政状況



将来にわたって持続可能な経営を確保するために、「経営の見える化」による経営基盤の強化が必要

地方公営企業法財務規定等の適用

目的

- 経営状況(損益情報・ストック情報等)の的確な把握等
⇒ 経営効率化、経営改革の推進
⇒ より適切な説明責任

公営企業会計の適用

- 発生主義・複式簿記の採用
- 経営成績(毎年度の利益・損失等フロー情報)・財政状態(資産・負債等ストック情報)の早期把握

予算・資産の弾力的運用

- 業務量の増加に応じた収入の支出への充当
- 資産の運用に係る特例(議会の議決不要)

期待される効果

将来にわたり持続可能な経営基盤の確保のために必要な情報の把握

- | | |
|--------------------------|----------------------------------|
| ➤ 持続可能なストックマネジメント等の推進 | ➤ 企業間での経営状況の比較 |
| ➤ 適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能に | ➤ 分かりやすい財務情報に基づく住民や議会によるガバナンスの向上 |
| ➤ 広域化、民間活用等の抜本改革の推進 | ➤ 職員の経営マインドの育成 |

公営企業会計適用の取組状況

- 人口3万人以上の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は、下水道事業（公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。）及び流域下水道事業）において99.4%、簡易水道事業においては95.8%であり、取組に大幅な進捗が見られる。
- 一方、人口3万人未満の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は、下水道事業（公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。））、流域下水道事業、集落排水及び合併浄化槽）において27.6%、簡易水道事業においては、42.9%であり、取組の進捗に差異が見られる。

人口3万人以上の団体

(単位:団体)

人口3万人未満の団体

(単位:団体)

	下水道事業(※1)		簡易水道事業(※3) 団体数(構成比)
	団体数(構成比)	公共下水道事業及び流域下水道事業(※2)	
① 適用済	370 (44.8%)	370 (45.5%)	201 (64.6%)
② 適用に取組中	440 (53.3%)	439 (53.9%)	97 (31.2%)
小計(①+②)	810 (98.1%)	809 (99.4%)	298 (95.8%)
③ 検討中	8 (1.0%)	5 (0.6%)	13 (4.2%)
④ 検討未着手	8 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	826 (100.0%)	814 (100.0%)	311 (100.0%)

	下水道事業(※1)		簡易水道事業(※3) 団体数(構成比)
	団体数(構成比)	団体数(構成比)	
① 適用済	82 (10.0%)	194 (33.3%)	
② 適用に取組中	143 (17.5%)	56 (9.6%)	
小計(①+②)	225 (27.6%)	250 (42.9%)	
③ 検討中	308 (37.7%)	135 (23.2%)	
④ 検討未着手	283 (34.7%)	198 (34.0%)	
合計	816 (100.0%)	583 (100.0%)	

(※1) 公共下水道事業(特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。以下同じ。)、流域下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業をいう。

(※2) 「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」(平成27年1月27日付け総務省自治財政局長通知)において、「都道府県及び人口3万人以上の市区町村については、下水道事業(公共下水道(特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。))及び流域下水道(中略)について集中取組期間内に移行することが必要である」としている。

(※3) 簡易水道事業については、上水道事業への統合の取組も公営企業会計適用の取組として集計している(例えば、H26.4.1以降、既に上水道事業へ統合した場合は「①適用済」、上水道事業への統合に取り組んでいる場合は「②取組中」として整理している。)

上記の取組状況調査結果については、総務省HPにおいて公表している。 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html

公営企業会計の適用拡大に係る支援方策

1. マニュアル等の作成

- 公営企業会計の適用に係る具体的な業務について取りまとめたマニュアルや、先行団体の事例を掲載した先進事例集、団体からの質問を取りまとめた質疑応答集を作成・公表。
- ⇒ 利便性向上のため、各種マニュアル等を一元化した上で、地方公共団体における取組の進捗や各団体との質疑応答を踏まえ、先進事例集や質疑応答集を充実。

2. 人的支援制度

- 市町村に対する専門人材の派遣等により、公営企業会計の適用に係る個別具体的な助言を実施。
- ⇒ 派遣制度の量的・質的な拡充を図るとともに、専門人材を活用し、小規模な団体における公営企業会計の適用のモデル事業を導入。

3. 都道府県による市町村の支援

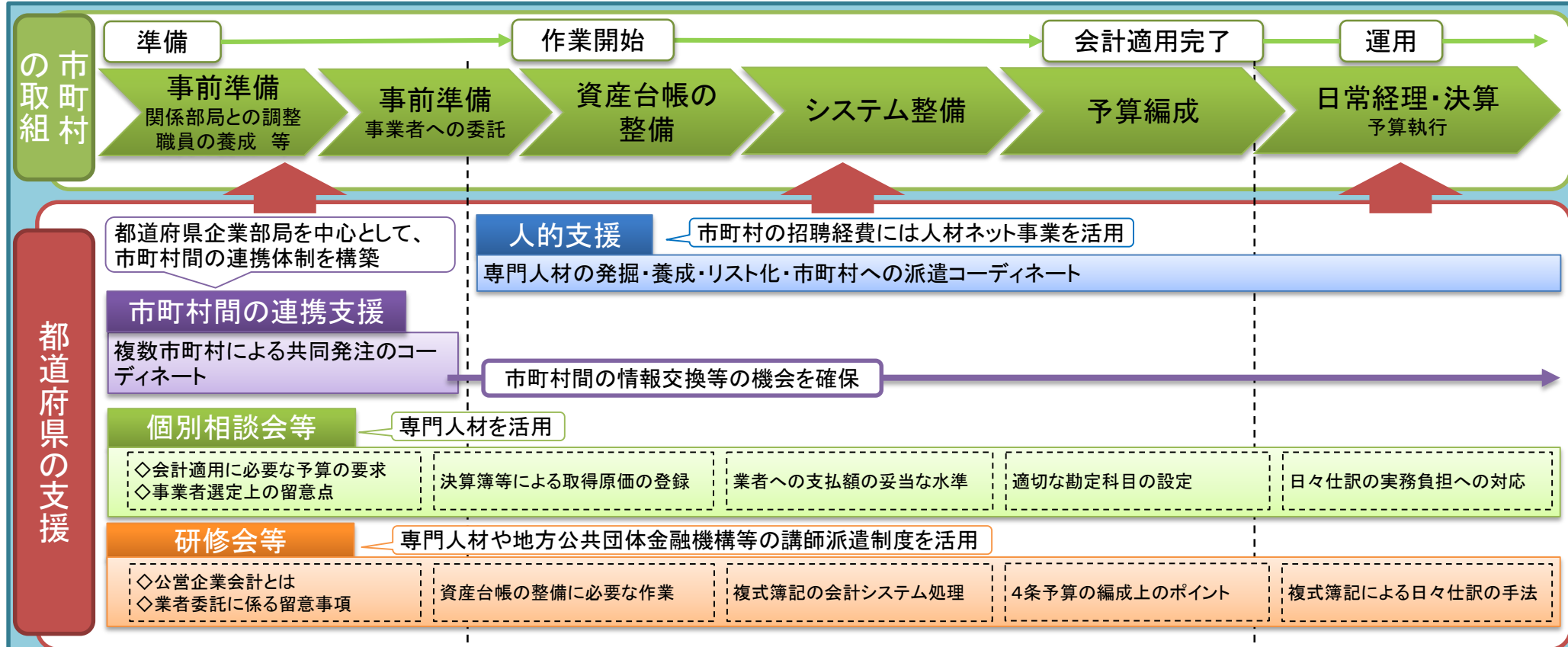
- 現在、各都道府県が市町村を対象として、公営企業会計の適用の推進のための研修等を実施。
- ⇒ 市町村の取組支援のため、都道府県と市町村が参加する体制を構築し、当該体制の下で、個別相談会や、専門人材の養成及び各市町村への派遣を実施。また、都道府県がこれらの取組に要する経費について、新たに交付税措置。

4. 地方財政措置

- 公営企業会計の適用に要する経費の財源に充当するための公営企業債(公営企業会計適用債)を措置。
- ⇒ 下水道事業及び簡易水道事業(重点事業)について、元利償還金に対する交付税措置を継続するとともに、重点事業以外の事業についても新たに交付税措置。

都道府県による市町村支援体制の構築

- 新ロードマップの推進に向けて都道府県に対し、個別市町村の状況を的確に把握し、その取組を総合的に支援することを要請。
- 市町村の取組に要する経費(会計適用債の対象)や、都道府県が行う市町村支援に要する経費について、普通交付税措置。



プラットフォーム(都道府県－市町村連絡会議)の設置

都道府県
市町村財政担当部局

都道府県
公営企業部局

有識者・専門人材
(自治体OB等)

- 都道府県は個別市町村の状況を把握し、上記の取組を通じ、適切な助言等を実施
- 市町村は自団体の課題を把握するとともに、他団体との情報交換を通じて取組を促進
- 都道府県が招聘する専門人材のサポートにより、専門性を確保

公営企業会計の適用拡大に係る地方財政措置

新たなロードマップにおいて、現行の重点事業を含む全ての法非適用事業について公営企業会計の適用を要請することを踏まえ、公営企業会計適用の取組や当該取組に対する支援に要する経費等について、地方財政措置の拡充・新設を行う

1. 公営企業会計の適用に要する経費に係る地方財政措置【拡充】

- 概要: 法非適用事業における公営企業会計適用に要する経費について、地方債(公営企業会計適用債)を充当した場合に、その元利償還金の一部を一般会計からの繰出しの対象とし、当該繰出しについて地方交付税措置
- 対象経費: 地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費(基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費等をいう。ただし、財務規定等の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。)。
※ 「公営企業経営支援人材ネット事業」を活用した場合の、専門人材招へいに要する経費も含む
- 財政措置:
 - － 簡易水道事業[継続] : 元利償還金の1/2に繰出し、繰出額の100%に普通交付税措置
 - － 下水道事業[継続] : 元利償還金の一部に繰出し、元利償還金の21～49%に普通交付税措置
 - － 上記以外の事業[新規]: 元利償還金の1/2に繰出し、繰出額の50%に特別交付税措置
(都道府県・指定都市については財政力補正あり)
- 措置期間: 平成31～平成35年度

2. 都道府県が行う市町村への支援に係る地方財政措置【新規】

- 概要: 都道府県が行う市町村の公営企業会計適用の取組への支援に要する経費について、普通交付税措置
- 対象経費: 会議・研修会等の開催、市町村を対象とした個別相談の実施、個別市町村との連絡調整(職員派遣等)、専門人材養成(研修実施費等)に要する経費
- 措置期間: 平成31～平成35年度

3. 公営企業会計適用前後の資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置【新規】

- 概要: 公営企業会計の適用に伴い資本費平準化債の発行可能額が減少する場合について、激変緩和措置を講ずる
- 措置内容: 平成35年度までに会計適用した事業について、3年間にわたって激変緩和措置を実施(会計適用後の発行可能額が非適用の場合の算定方法に基づく発行可能額を下回る場合、差額に一定率を乗じた額を加算)

「経営比較分析表」を活用した公営企業の全面的な「見える化」の推進

「経営比較分析表」による見える化の徹底

- ・複数の経営指標を組み合わせた分析
- ・経年比較や他の地方公共団体等との比較

- ・自らの経営の現状、課題を客観的に把握
- ・現状・課題が議会・住民にも「見える化」

- ・抜本的な改革(廃止、民営化・民間譲渡、広域化)の検討
- ・「経営戦略」の策定

を強力に後押し

健全性、効率性が一目でわかる経営指標の採用

○経営指標

- ① **経営の健全性**… 経常収支比率、累積欠損金比率、流動比率等
- ② **経営の効率性**… 料金回収率、給水原価、乗車効率等
- ③ **老朽化の状況**… 有形固定資産減価償却率、管路更新率等

見える化のコンテンツ

- ・各公営企業の基本データ(普及率、給水人口等)
- ・経営の健全性・効率性・老朽化の状況を示す指標の**経年変化・類似団体比較**を示したグラフ・表
- ・各公営企業による**分析コメント**
- ・毎年度2月を目途に、各指標・コメント等を更新

更なる対象拡大・内容充実に向けた工程表

2016 2018 2020

集中改革期間

バス・電気事業を公表
(2017.9～)

観光施設(休養宿泊施設)、
駐車場整備事業を公表
(2018.4～)

病院事業を公表
(2018.11～)

公表分野を順次、拡大

公営企業の
全面的な見える化
を強力に推進

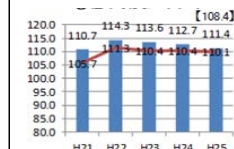
誰もが比較検討しやすいイメージで公表

経営比較分析表

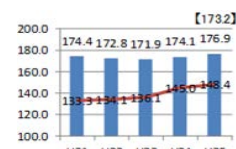
A県 B市				人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
業種名	業種名	事業名	類似団体区分	777.77	888.88	999.99
法適用	水道事業	末端給水事業	A1	現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1,000.00	1,010.10	1,111.11	1,212.12
33.33	44.44	55.55	666.66			

1. 経営の健全性・効率性

① 経常収支比率(%)

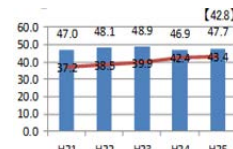


② 給水原価(円)



2. 老朽化の状況

① 有形固定資産減価償却率(%)



グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成26年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

2. 老朽化の状況について

全体総括

総 財 公 第 9 号
平成 31 年 1 月 25 日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長

】 殿

総務大臣 石田 真敏

公営企業会計の適用の更なる推進について

公営企業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少等に伴うサービス需要及び料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等により、急速に厳しさを増しています。

こうした中で、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、公営企業会計の適用により、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握した上で、中長期的な視点に基づく経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められます。特に、将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や適切な原価計算に基づく料金水準の設定は、今後の公営企業の基盤強化に不可欠な取組であり、これらの取組を進めるためには、公営企業会計の適用により得られる情報が必須となります。また、広域化、民間活用等の抜本的な改革の推進に当たっても、公営企業会計に基づく財務情報を関係者間で共有することが有効です。

こうした観点から、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）を適用していない事業（以下「法非適用企業」という。）について、「公営企業会計の適用の推進について」（平成 27 年 1 月 27 日付け総財公第 18 号総務大臣通知。以下「平成 27 年通知」という。）により、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で、同法の規定の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行されるよう要請するとともに、特に資産の規模が大きく、住民生活に密着したサービスを提供している下水道事業及び簡易水道事業について、重点的な取組をお願いしたところです。

この間、都道府県及び人口 3 万人以上の市区町村（一部事務組合及び広域連合を含

む。以下同じ。）における下水道事業及び簡易水道事業については、取組に大幅な進捗が見られましたが、一方で、人口 3 万人未満の市区町村においては、取組の進捗に差異が見られるなど、一層の取組が求められる状況にあります。

こうした状況を踏まえ、各地方公共団体におかれては、法非適用企業に係る公営企業会計への移行について、引き続き、平成 27 年通知による取組を進めていただくとともに、新たに平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間で、更なる取組を推進していただくよう、特段の御配慮をお願いします。特に、下水道事業及び簡易水道事業については、引き続き、重点的に取り組まれるようお願いいたします。

なお、総務省においては、従前より公営企業会計の適用について支援措置を講じてきたところですが、地方公営企業法の適用に関するマニュアルの改訂、所要の経費に対する地方財政措置の拡充、公営企業経営アドバイザー派遣事業等の充実などにより、引き続き、助言・情報提供等を行うこととしています。各地方公共団体におかれては、これらを適切に活用し、取組を進めていただきますようお願いいたします。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨を周知していただくとともに、市区町村が公営企業会計への移行を円滑に進めることができるよう、関係部局間で十分に連携の上、適切な御助言をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

各都道府県知事
各指定都市市長

殿

総務省自治財政局長

公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について

標記については、「公営企業会計の適用の推進について」（平成27年1月27日付け総財公第18号総務大臣通知。以下「平成27年通知」という。）及び「公営企業会計の適用の更なる推進について」（平成31年1月25日付け総財公第9号総務大臣通知。以下「平成31年通知」という。）により、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用していない事業（以下「法非適用企業」という。）について、各地方公共団体が同法の規定の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行することを要請しているところです。

各地方公共団体におかれては、このことを踏まえて、下記の内容に御留意の上、公営企業会計への移行に適切に取り組みられるようお願いいたします。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）及び関係一部事務組合等に対しても、この旨を周知していただくとともに、適切な御助言をお願いいたします。

なお、「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成27年1月27日付け総財公第19号総務省自治財政局長通知）のうち、1(2)に係る平成31年度の取扱いについては、本通知によるものとします。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 適用の推進について

(1) 取組期間

公営企業会計への移行について、平成27年通知においては平成27年度から平成31年度まで（以下「集中取組期間」という。）、平成31年通知においては平成31年度から平成35年度まで（以下「拡大集中取組期間」という。）をそれぞれ取組期間としており、(2)に掲げる対象事業について、地方公共団体は、遅くとも各

期間の最終年度の翌年度の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していることが求められる。

このため、集中取組期間内に公営企業会計に移行することを要請している事業について、遺漏なく移行作業を進めていただくとともに、拡大集中取組期間内に公営企業会計に移行することを要請する事業について、移行作業に未着手の場合にあつては、固定資産台帳の整備をはじめとする移行事務の作業量を把握した上で、必要な人員、予算等の確保をはじめとする諸準備に速やかに着手し、計画的に移行作業を進めることが必要である。

(2) 対象事業

① 下水道事業（公共下水道（特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。以下同じ。）、流域下水道、集落排水及び合併浄化槽をいう。以下同じ。）及び簡易水道事業（以下「重点事業」という。）については、特に公営企業会計を適用する必要性が高いことから、集中取組期間及び拡大集中取組期間において、以下のとおり、公営企業会計への移行に重点的に取り組むことが必要である。

- ・ 都道府県及び人口3万人以上の市区町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）については、下水道事業のうち公共下水道及び流域下水道並びに簡易水道事業について、集中取組期間内に移行することが必要であること。集落排水及び合併浄化槽についても、集中取組期間内にできる限り移行することが必要であり、遅くとも拡大集中取組期間内に移行することが必要であること。
- ・ 人口3万人未満の市区町村については、重点事業について、集中取組期間内にできる限り移行することが必要であり、遅くとも拡大集中取組期間内に移行することが必要であること。
- ・ ただし、既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、拡大集中取組期間内の移行が著しく困難な市区町村については、この限りでないこと。

② 重点事業以外の事業についても、公営企業として継続的に経営を行っていく以上は、原則として公営企業会計の適用が求められることから、拡大集中取組期間内にできる限り移行することが必要であること。特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する公営企業を経営する地方公共団体においては、積極的に移行を検討すること。

(3) 公営企業会計への移行作業に当たっての留意事項

- ① 複数の法非適用企業を有する地方公共団体においては、固定資産台帳の整備やシステム改修等の移行事務について、民間事業者等への委託を含め、一括して取り組むことが効率的であること。
- ② 公営企業会計への移行に伴う固定資産台帳の整備に当たっては、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日付け総財務第14号総務大臣通知）に基づく固定資産台帳や、下水道法（昭和33年法律第79

号) 第 23 条第 1 項に規定する公共下水道台帳等の活用が可能であること。

また、簡易水道事業については、水道法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 92 号)による改正後の水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 22 条の 3 第 1 項の規定により、水道施設の台帳の作成が義務付けられることを踏まえ実施することが効率的であること。

- ③ 地方公共団体が、水道事業及び地方公営企業法の規定の全部を適用する簡易水道事業を併せて経営する場合又は二以上の下水道事業を併せて経営する場合には、それら共通目的の事業について総合的な経営状況を把握し、財政マネジメントを行う観点から、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて一の特別会計によって経理を行うことも有効な方策となりうること。

2. 都道府県の取組について

拡大集中取組期間において、人口 3 万人未満の市区町村における公営企業会計への移行を一層推進することとしていることを踏まえ、各都道府県においては、市区町村が円滑に移行を進めることができるよう、関係部局間で十分連携し、役割分担を明確化した上で、以下の取組を積極的に実施されたい。なお、具体的な役割分担は、各都道府県の実情に応じ定められたいが、基本的には、市区町村財政担当部局が取りまとめを担い、公営企業を経営する部局及び各事業法に基づく事務を所管する部局が専門的見地から必要な連携を行うことを想定している。

(1) 連絡会議等(都道府県内の市区町村の取組を支援するためのプラットフォーム)の設置

都道府県内の各市区町村の取組状況の把握、課題の共有、連携強化等を目的として、都道府県及び都道府県内の全ての市区町村が参加する連絡会議等を設置すること。

(2) 研修会の開催等

市区町村の知見の習得を支援するための研修会(地方公共団体金融機構が実施する講師派遣等の支援事業の活用を含む。)を開催するとともに、他の関係機関が開催する研修等を市区町村に対して周知すること。また、専門人材の活用による個別相談会を開催するなど、きめ細かい支援を行うこと。

更に、公営企業経営支援人材ネット事業の有効性を高めるため、各都道府県と関係を有する専門人材を積極的に確保・養成し、市区町村に対して周知及びあっせんを図ること。

(3) 事務や発注等の共同化の推進

事務の効率化により市区町村の負担軽減を図るため、固定資産台帳の整備やシステム改修等の移行事務やその発注等について、各都道府県が中心となり、複数の市区町村による共同化を推進すること。

3. 支援措置について

総務省においては、各地方公共団体において公営企業会計への移行が円滑に推進されるよう、以下の取組を行うこととしている。

(1) マニュアルの改訂

平成 27 年 1 月に公表した「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」については、全体構成の見直し、各項目の記載内容の充実、質疑応答及び事例集の追加等の改訂を予定しており、移行に当たっては、改訂後の同マニュアルを参考とされたい。

なお、既に公営企業会計を適用している地方公共団体にあっても、同マニュアルを参考として、固定資産台帳の整備・更新や、財務諸表の作成・運用について、適切に対応されたい。

(2) 地方財政措置の拡充

公営企業会計の適用に要する経費については、平成 31 年度から平成 35 年度までの間、引き続き、公営企業債の対象とする措置を講ずるとともに、重点事業である下水道事業及び簡易水道事業に加え、重点事業以外の事業についても元利償還金に係る地方交付税措置を講ずることとしている。また、2 に掲げる都道府県が行う市区町村への支援に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしている。

(3) 公営企業経営アドバイザー派遣事業等の充実

公営企業の経営効率化等の観点から、公営企業会計の適用、経営戦略の策定及び広域化の検討等について助言を行うため、全額国費による公営企業経営アドバイザー派遣事業を実施しているところであるが、同事業を活用し、人口 3 万人未満の市区町村等を対象とした公営企業会計の適用に係るモデル事業を創設することとしている。

また、外部専門家を招へいし、指導・助言を受けることができる公営企業経営支援人材ネット事業について、派遣人材の充実強化を図ることとしている。なお、同事業を公営企業会計の適用に活用する場合、所要の経費について、(2) に掲げる公営企業債の充当が可能であるが、充当しない場合にあつては、特別交付税措置を講ずることとしている。

(4) 研修等による情報提供等について

総務省においては、公営企業会計の適用を推進する観点から、引き続き、関係機関と連携し、地方公共団体に対し、公営企業会計の適用に関する研修を行うなど、継続的に情報提供を行うとともに、必要に応じて助言を行うこととしている。

4. その他

(1) 地方公営企業法の全部適用

公営企業会計の適用に当たっては、経営の機動性・自由度の向上等を図るとともに、広域化等の経営統合による経営基盤の強化を推進する観点から、地方公営

企業法の規定の全部を適用することについても併せて検討することが望ましい。

(2) 資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置

資本費平準化債については、公営企業会計を適用している事業と適用していない事業で発行可能額の算定方法が異なることから、公営企業会計の適用に伴い発行可能額が減少する場合について、激変緩和措置を講ずることとしている。

(3) 公営企業会計適用の取組状況等の調査・公表

総務省では、引き続き、毎年度、公営企業会計適用の取組状況等について調査を行い、その結果を公表する予定である。

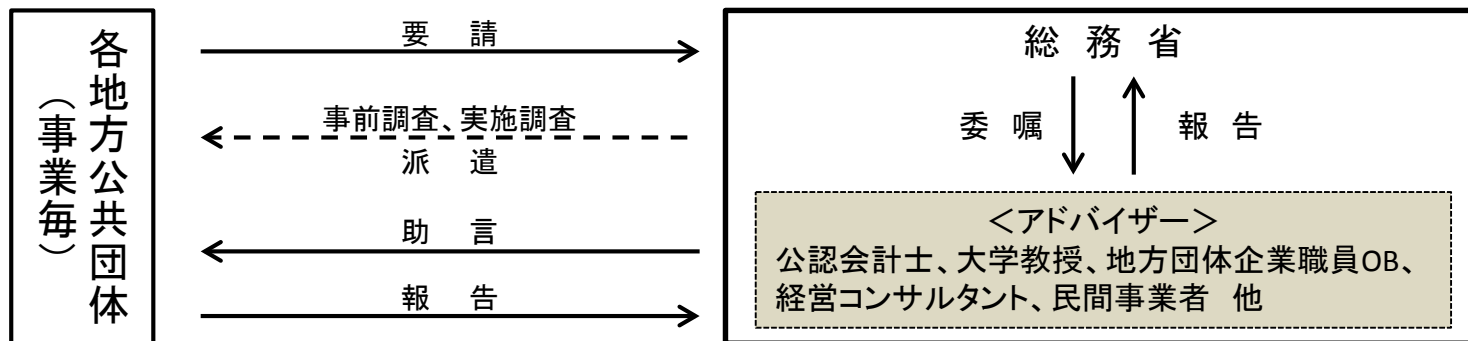
(4) 公営企業制度のあり方の検討

総務省においては、公営企業を取り巻く経営環境の変化や、中・長期的な課題等への対応を適切に行うため、各地方公共団体における公営企業会計適用の進捗状況を踏まえ、地方公営企業法における財務規定等の適用範囲の拡大や、抜本的な改革の更なる推進方策、経営戦略に基づく財政マネジメントの強化方策等、地方公営企業法の改正を含めた今後の公営企業制度のあり方について、検討を行うこととしている。

公営企業経営アドバイザー派遣事業について

- 本事業は、公営企業の効率化・経営健全化等の観点から、公営企業会計の適用、経営戦略の策定、組織管理、情報管理、事業の新展開、新しいサービス実施等について助言等を行い、第三セクターについては、効率化・経営改善等に係る市町村の指導監督を支援している。
- 派遣対象は、公営企業を運営している市町村等と、第三セクターに対して25%以上の出資又は出資割合が25%未満であるものの財政的支援（補助金、貸付金及び損失補償等）を行っている市町村であり、原則として1泊2日×1回の派遣を実施。
- 平成31年度は、公営企業会計適用におけるロールモデルとすることを目的とし、年間を通じた派遣（1泊2日×10回程度）を行うモデル事業を実施するために予算を拡充。

【スキーム】



(参考)平成30年度派遣実績 21事業(20団体)

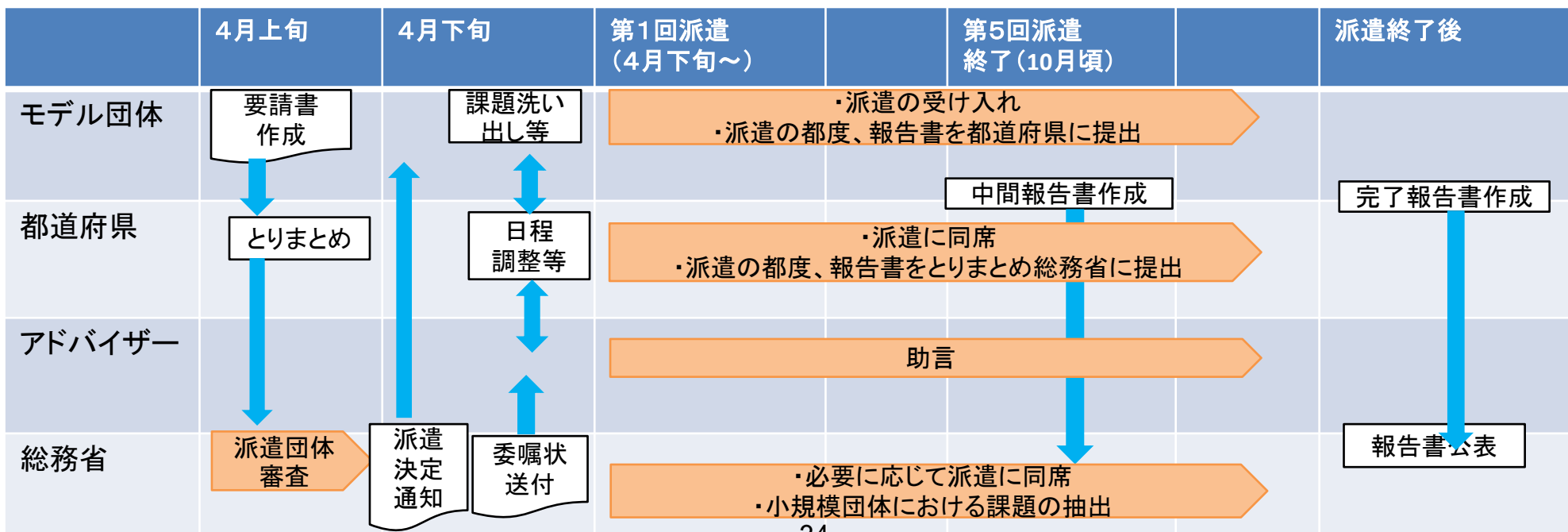
事業名	団体名
水道事業 (2事業)	愛媛県砥部町
	熊本県錦町
簡易水道事業 (3事業)	岩手県岩泉町
	岩手県普代村
	岩手県野田村
下水道事業 (4事業)	岩手県普代村
	静岡県掛川市
	愛知県扶桑町
	兵庫県たつの市

事業名	団体名
病院事業 (4事業)	神奈川県茅ヶ崎市
	千葉県匝瑳市
	長崎県病院企業団
	和歌山県串本町
地域開発事業 (2事業)	北海道釧路市
	広島県呉市
第三セクター (6事業)	北海道真狩村
	北海道滝川市
	秋田県羽後町
	滋賀県甲賀市
	山口県下松市
	愛媛県西予市

平成31年度公営企業経営アドバイザー派遣モデル事業について(案)

- 趣旨** 人口3万人未満の団体の公営企業会計適用において、新たなロードマップを示したことから、当該団体を対象として年間を通した派遣を行い、会計適用のロールモデルとすること。
- 対象団体** 人口3万人未満で簡易水道事業または下水道事業の公営企業会計の適用に取り組む団体。
- 派遣団体の決定** 都道府県が各団体からの要請をとりまとめ1グループ選定し、提出する。対象団体の人口、派遣対象事業、都道府県のサポート状況、その他特殊状況等を総務省が総合的に判断し決定。
- 派遣アドバイザー** 公認会計士、経営コンサルタント及びその他の有識者。
- 想定日程** 1泊2日×10回程度
- 経費の負担** アドバイザーの旅費・謝金は総務省で負担。

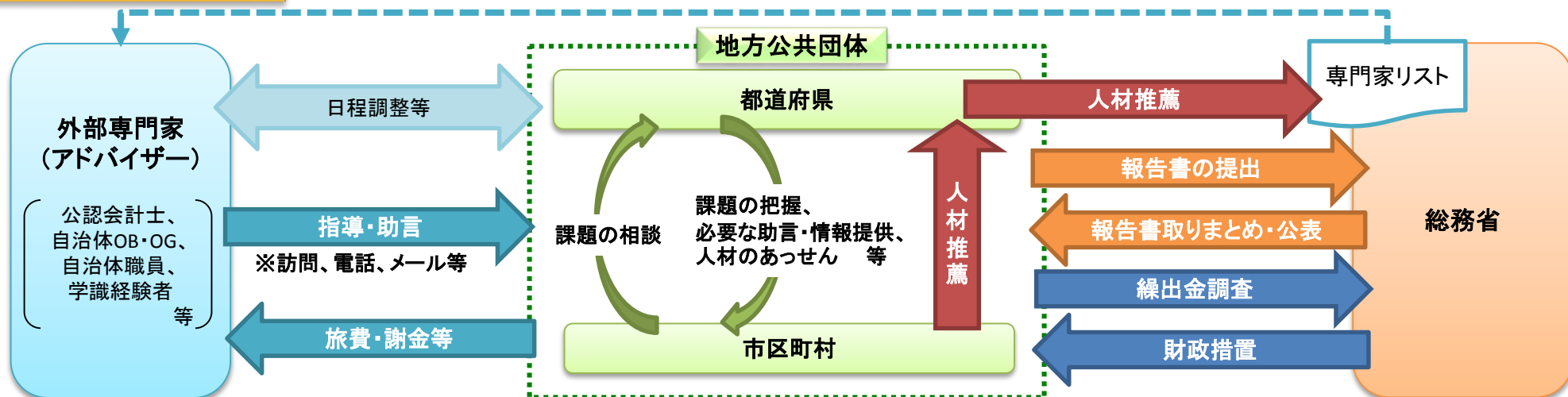
モデル事業スケジュール



公営企業経営支援人材ネット事業について

職員の大量退職等により、事業の経営面に精通した人材が不足する中で、公営企業の経営改革に取り組もうとする地方公共団体が、それらの諸課題に対応する外部専門家(アドバイザー)を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいなどに必要な経費について総務省が支援(以下、「人材ネット事業」という。)

1. 活用スキーム



【活用できる事例】

- ・地方公営企業法の適用(一部適用又は一部適用から全部適用への移行を含む。)
- ・経営戦略の策定
- ・事業廃止、民営化・民間譲渡
- ・水道事業の広域連携・下水道事業の最適化等
- ・PPP/PFI、包括的民間委託、指定都市管理者制度
- ・施設の統合・廃止
- ・新公立病院改革プラン策定(特に再編・ネットワーク化や経営形態の見直しへの取組)
- ・その他、当事業を進めるにあたり必要と考えられる事項

2. 人材ネット事業に関する特別交付税措置

(1) 対象経費

- ・謝金、旅費
(例：課題を解決するため、アドバイザーにどのように勤めるか確認するなどはじめの一歩として、1・2回～複数回や月1回程度定期的に講習会・勉強会を開催する際の経費)
- ・資料収集等費
(例：経営支援・技術支援を受ける地方公共団体に関する事前調査や助言に必要な調査等に係る経費)
- ・その他(会場借上費、印刷費等)
⇒ **対象経費の上限額200万円(年間合計額)**

(2) 地方交付税措置の内容

- ・対象経費の1/2(100万上限)について一般会計から繰り出すこととする。
- ・一般会計繰出額の1/2(50万上限)について特別交付税措置を講じる。

公営企業経営支援人材ネット事業の活用事例

下水道

【活用事例①】

岐阜県笠松町
(人口22,750人)

＜活用人材＞
公認会計士

＜利用目的＞

- ・公営企業会計の適用及び経営戦略の策定に当たり、経費削減・人材育成の観点から、外部委託を最小限として支援を得るため。

＜支援業務の概要＞

- ・公営企業会計適用・固定資産調査に係る基本方針、条例・規則等の制定・改正等の指導・助言等
- ・経営戦略の策定に係る指導・助言（財務分析、経営目標設定、財務シミュレーションの指導・助言及びこれらを踏まえた課題の抽出・経営改善に資する提言等）
- ・職員研修（公営企業会計適用の準備作業に関する研修及び公営企業会計適用後の経理事務等に関する研修）

＜今後のスケジュール＞

- ・公営企業会計の適用：平成31年度適用予定 → 平成31年度においても引き続き活用（12回程度訪問、電話等での相談）

水道

【活用事例②】

兵庫県内35市町・
一部事務組合

＜活用人材＞
公認会計士

＜利用目的＞

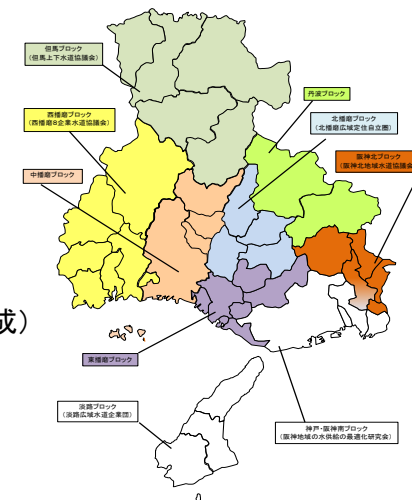
- ・県内9ブロック単位で水道広域連携の検討を進めるに当たり、外部の視点を活用しつつ、広域連携案を具体化することで、関係市町等による議論の効率化を図るため。

＜支援業務の概要＞

- ・各市町等の営業業務・施設管理の委託状況、各種システム導入状況などを確認
- ・市町境を中心に、既存施設（浄水場等）の立地状況、管路の布設状況などを確認
→上記を踏まえた意見交換等を通じて得た地域情報に基づき、当該ブロックにおける取組の方向性となる具体的な広域連携案を抽出（報告書作成）

＜スケジュール＞

- ・平成29年6月 契約締結
- ・平成29年8月～11月 活用人材の招へい
- ・平成30年1月 各市町等へ報告書の提出



病院

【活用事例③】

京都府京丹波町
(人口14,453人)

＜活用人材＞
公認会計士

＜利用目的＞

- ・平成28年度に策定した国保京丹波町病院新公立病院改革プランに沿った「強固な経営基盤の構築による安定的経営実現」に向けた支援を得るため。

＜支援業務の概要＞

- ・日常経理業務の実施、運用の改革に係る指導・助言
- ・平成30年度決算に向けた指導・助言
- ・平成31年度予算書作成に係る指導・助言等
- ・公営企業会計基準に関する研究会の実地

水道事業の持続的な経営の確保のための方針(平成31年1月25日付け公営企業3課室事務連絡)

人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保のために、「水道財政のあり方に関する研究会」報告書を踏まえ、下記事項について積極的に取り組まれない。

今後の具体的な取組方策

1. 「水道広域化推進プラン」による広域化の推進

- 複数の市町村が区域を超え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進すること。
- 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果が最も期待できること。
- 一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果が期待できること。
- このため、各都道府県においては、地域の実情に応じた多様な広域化を進めるため、広域化の推進方針やこれに基づく具体的取組の内容等を記載した「水道広域化推進プラン」を平成34年度末までに策定し、その取組を推進すること。また、水道事業者である市町村等においては、都道府県とともに同プランに基づく水道事業の広域化に積極的に取り組むこと。

2. アセットマネジメントの充実

- 水道事業における大規模な事業用資産を将来にわたり適切に維持・更新していくため、中長期の視点に立った需要の変動と供給体制の見通しを踏まえた適切なアセットマネジメントに基づき、更新投資を着実に進めること。
- アセットマネジメントを実施していない団体においては、速やかに取組に着手するとともに、実施している団体においても、その水準を高めること。

3. 着実な更新投資の促進

- 水道は住民生活に必要な不可欠なライフラインであり、老朽化による事故等が発生した場合には、国民生活に大きな影響を与えることから、すべての地域で水道サービスが持続的かつ安定的に提供されるよう、着実な更新投資を進めること。
- このため、一定の経営努力を前提としつつ、経営条件が厳しく、現状において更新投資が進んでいない団体においても着実な更新投資が実施されるよう、地方財政措置を拡充することとしており、これらの団体においても、適切に対応すること。

4. 料金収入の確保

- 資産の大量更新時期が到来する中、更新投資に要する経費が増大する一方、料金収入の大幅な減少が懸念されるため、経営戦略の策定等を通じ経営基盤の強化を図る観点から、収支均衡を図るための計画的に料金水準を改定すること。

5. 民間活用の推進

- 広域化と併せて、指定管理者制度や包括的民間委託、PPP/PFI等の民間活用の取組も積極的に検討すること。

6. ICT、IoT等の先端技術の活用

- 既に、多くの水道事業において、浄水場等の集中監視・遠隔操作や水質の自動管理等が導入されていること。
- 今後は、水道スマートメーターによる自動検針や漏水情報の自動収集等についても、実証実験の結果を踏まえ、活用を検討すること。

平成31年度より取り組む施策

1 広域化の推進

1. 都道府県による「水道広域化推進プラン」の策定(平成34年度末まで)を推進
2. 広域化に係る地方財政措置の対象を地方単独事業まで拡充し、一般会計等からの繰出金(地方負担額の1/2)に係る地方交付税措置率を拡充(50%→60%)
3. 高料金対策について広域化の際の激変緩和措置を創設

2 更新投資の促進

4. 管路の耐震化に係る地方財政措置の延長(5年間)
5. 経営条件の厳しい団体に対する地方財政措置の拡充
(一般会計等からの繰出: 1/4→1/2)

総 財 営 第 85 号
生 食 発 第 0125 第 4 号
平成 31 年 1 月 25 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 省 自 治 財 政 局 長
(公 印 省 略)
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

「水道広域化推進プラン」の策定について

我が国の水道事業（水道用水供給事業を含む。以下同じ。）を取り巻く経営環境は、急速な人口減少や施設・管路の老朽化等に伴い、急速に厳しさを増しています。こうした中、住民生活に必要なライフラインとして水道事業の持続的な経営を確保していくためには、中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を進める必要があります。

このため、水道事業者（水道用水供給事業者を含む。以下同じ。）である市町村等（市町村、企業団及び一部事務組合等をいう。以下同じ。）においては、市町村の区域を超えて連携して又は一体的に水道事業に取り組む広域化の推進が求められます。この水道事業の広域化とは、水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）による改正後の水道法（昭和 32 年法律第 177 号）（以下「改正水道法」という。）第 2 条の 2 第 2 項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものです。その具体的な方策としては、経営統合（事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。）のほか、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等、多様な方策が考えられます。経営統合による広域化は、単一の経営主体が経営資源を管理することとなるため、経営基盤の強化を図る効果が最も期待できる一方、経営統合の実現が困難な地域においても、その他の広域化により、施設の更新費用の削減や事務処理の効率化のみならず、技術水準の確保等の効果が期待できます。

こうしたことから、これらの多様な広域化を積極的に推進するため、各都道府県に対し、市町村等の水道事業の広域化に関し、検討体制の構築と平成 30 年度までの検討及びその結果の公表を要請してきました。

平成 30 年 12 月に公表された「水道財政のあり方に関する研究会」（座長 石井晴夫東洋大学教授）の報告書においては、今後、多様な広域化の取組をさらに推進していくためには、引き続き都道府県を中心として、具体的かつ計画的な取組を進めていくことが重要であるとされており、改正水道法においても、同様の趣旨から、厚生労働大臣が定める水道基盤強化のための基本方針（以下「基本方針」という。）において水道事業者間の連携等の推進に関する事項を定める（改正水道法第 5 条の 2 第 2 項第 5 号）こととされているほか、都道府県が定める水道基盤強化計画においても水道事業者間の連携等に関する事項を定める（改正水道法第 5 条の 3 第 2 項第 6 号）こととされています。

こうした中、各都道府県知事におかれては、これまでの検討状況を踏まえるとともに、水道基盤強化計画の策定を見据え、広域化の推進方針やこれに基づく当面の具体的取組の内容等について、下記のとおり、「水道広域化推進プラン」を策定し、市町村等の水道事業の広域化の取組を推進されますようお願いいたします。また、貴都道府県内の市町村等に対してもこの趣旨について速やかに周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 水道広域化推進プランの基本的な考え方

（1）水道広域化推進プランについて

水道広域化推進プランは、市町村等の実施する水道事業について市町村の区域を超えた広域化を推進するため、都道府県が区域内の水道事業に係る広域化の推進方針を定めるとともに、これに基づく当面の具体的取組の内容やスケジュール等について定める計画であること。都道府県においては、これまでの検討結果も踏まえ、広域化の様々なパターンに応じた経営体制や経営指標等の将来見通しについてシミュレーションを実施し、その具体的効果を比較した上で策定すること。

（2）水道広域化推進プランの策定主体

市町村の区域を超えた水道事業の広域化については、広域的な地方公共団体である都道府県が、住民生活の水準の確保等の観点から、水道の基盤強化の方策として積極的に支援することが求められることから、水道広域化推進プランの策定は、都道府県が行うこと。

(3) 水道広域化推進プランの策定体制

水道広域化推進プランを策定するに当たっては、都道府県において、一義的には市町村財政担当課が主たる取りまとめを行うことが期待されるが、都道府県内の広域にわたる水道事業の効率化や技術的な水準の確保という観点から、水道行政担当課や水道事業を営んでいる企業局等との連携も重要であることから、関係部局が参加する一元的な体制を構築することが望ましいこと。

また、都道府県は、水道事業者である市町村等と十分協議するとともに、区域内の水道事業の状況を俯瞰し、小規模な事業等も含め、区域全体として持続可能な枠組みとなるよう調整を図ることが求められること。

なお、具体的な策定を進める体制としては、都道府県において既に構築されている広域化に関する検討体制を基本としつつ、改正水道法第5条の4に定める広域的連携等推進協議会を組織し、活用することも検討されたいこと。

水道事業者である市町村等においては、自らの事業の経営基盤の強化のために策定される水道広域化推進プランについて、その策定に必要な資産等各種情報を都道府県へ適切に提供するなど、都道府県の水道広域化推進プランの策定に協力すること。

(4) 水道広域化推進プランの策定スケジュール

水道広域化推進プランは、平成34年度末までに策定し、公表すること。

また、策定後においても、当該地域の経営条件の変化や広域化に関する具体的な取組の進捗状況等に合わせ、適宜改定を行うこと。

(5) 水道広域化推進プランの公表等

水道広域化推進プランを策定又は改定した場合には、積極的に公表し住民に周知を図るとともに、都道府県及び市町村等の議会へ説明すること。

また、遅滞なく総務省及び厚生労働省に報告されたいこと。

(6) 水道広域化推進プランの策定状況の調査

総務省及び厚生労働省においては、策定状況を把握するための調査を毎年度行い、調査結果を公表することを予定していること。

2. 水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項

以下に示す項目について所要の検討を行い、その検討結果を水道広域化推進プランに記載することが適当であること。

(1) 市町村等の水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通し

次の項目について、今後の人口減少や更新投資需要の増大等への対応の必要性を反映し、現時点の状況と現行の経営形態で経営を継続した場合の将来見通しを明らかにすること。中長期の課題を把握分析するため、40年～50年程度の期間による将来見通しとすることが望ましいこと。

- ① 給水人口、産業の動向、有収水量、利用可能な水資源の状況といった自然・社会的条件に関すること
- ② 水質の維持管理状況、災害時の対応計画といった水道事業のサービスの質に関すること
- ③ 従事している職員の状況（専門的な人材の状況を含む。）、業務委託等の実施状況、他の事業者との連携といった経営体制に関すること
- ④ 浄水場、管路等の主な施設の状況（給水能力、経年化、耐震化の状況を含む。）、更新を要する主な設備の状況といった施設等の状況に関すること
- ⑤ 一定の水準で施設更新を行った場合の更新投資額、各年度の収益的支出（人件費、運営費、減価償却費などの内訳を含む。）、給水原価、経費をすべて料金で賄う場合の供給単価といった経営指標に関すること

(2) 広域化のパターンごとの将来見通しのシミュレーションと広域化の効果

地域の実情を踏まえながら、考えられる広域化のパターンごとに、(1)の①～⑤の項目について将来見通しのシミュレーションを行い、広域化の効果を明らかにすること。④の施設等の状況に関すること及び⑤の経営指標に関することについては、広域化を行うことにより可能となる中長期の施設・設備や更新投資総額の削減の状況、給水原価上昇の抑制幅、求められる料金引上げの抑制幅等について、分かりやすく示すこと。

(3) 今後の広域化に係る推進方針等

(1)の課題及び(2)の広域化効果の分析に基づき、今後の広域化の推進方針並びに今後進める広域化の当面の具体的な取組の内容(想定される広域化の圏域とその方策)及びそのスケジュールについて記載すること。

なお、スケジュールについては、地域の特性や個別の状況を踏まえて、合理的な期間とすること。

3. 水道広域化推進プランの策定に当たっての留意事項

(1) 水道広域化推進プラン策定のためのマニュアルについて

水道広域化推進プランの策定のために参考となるマニュアルを平成 30 年度中に別途発出する予定にしているため、策定に当たり参照されたいこと。

(2) 都道府県の区域を超えた広域化の取組について

水道広域化推進プランは、都道府県が当該区域内の市町村等の経営する水道事業の広域化について策定することが基本であるが、地域によっては、都道府県の区域を超える市町村等間での広域化が効果的な場合もあることから、具体的な取組を進める場合には、関係市町村等の意見も踏まえ、必要に応じて都道府県間で調整を図り、いずれかの都道府県の水道広域化推進プランに記載すること。

(3) 水道基盤強化計画との関係

水道基盤強化計画は、水道事業の広域化をはじめ、水道の基盤強化を図る上での各種取組の具体的な実施計画であること。その記載事項等については、今後、厚生労働省において策定する基本方針を踏まえ、水道基盤強化計画の策定のために参考となる手引きを示す予定であること。

水道広域化推進プランは、水道基盤強化計画の策定に先立って、広域化の推進方針やこれに基づく当面の具体的取組の内容等を記載するものであり、最終的には水道基盤強化計画に引き継がれることを想定しているものであること。

なお、水道基盤強化計画及び水道広域化推進プランの策定の事務が円滑に進むよう、今後、水道基盤強化計画の記載事項等について通知等を発出する際には、水道広域化推進プランの記載事項との関係等について示すこととしていること。

(4) 都道府県水道ビジョン等との関係

水道事業の広域化も含め、都道府県における水道事業が目指すべき方向等を定めた基本的なビジョンである都道府県水道ビジョンの策定を各都道府県に要請しているところであるが、水道広域化推進プランの策定に当たっては、都道府県水道ビジョンの広域化に関する記載内容を活用しつつ、2. に示した記載事項に沿ってその内容を充実させることにより策定することも可能であること。なお、都道府県水道ビジョンを未策定の都道府県においては、水道広域化推進プランを策定した後、「都道府県水道ビジョン作成の手引き」（平成 26 年 3 月 19 日付け健水発 0319 第 3 号厚生労働省健康局水道課長通知別添）の

広域化に関する記載事項を参考としつつ広域化以外の記載事項も検討し、都道府県水道ビジョンへ移行することも検討されたいこと。

また、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日付け総財公第 107 号、総財第 73 号、総財準第 83 号総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知）において、経営戦略の策定を各公営企業に要請しているところであるが、水道広域化推進プランの策定に当たっては、区域内の水道事業者が策定した経営戦略の記載内容を活用することも検討されたいこと。

(5) 水道広域化推進プランに基づく取組の推進

改正水道法第 2 条の 2 第 2 項において、都道府県は、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定するとともに、これを実施するよう努めなければならないとされており、水道広域化推進プランに基づく取組を推進する役割を担うものであること。

また、水道事業者についても、改正水道法第 2 条の 2 第 4 項において、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならないとされていることから、水道事業者である市町村等は、水道の基盤強化を図る観点から、都道府県とともに、水道広域化推進プランを踏まえ、水道事業の広域化に取り組むことが重要であること。

4. 地方財政措置等

水道広域化推進プランの策定に要する経費については、「生活基盤施設耐震化等交付金」の対象とするとともに、地方負担額について、平成 31 年度から平成 34 年度までの間、標準的な財政需要に基づき普通交付税措置を講ずることとしていること。

また、水道広域化推進プランに基づき実施する広域化のための施設やシステムの整備に要する経費については、地方財政措置を講ずることとしていること。

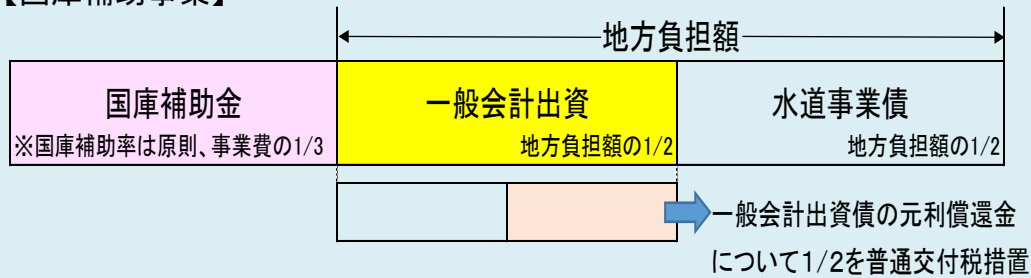
なお、詳細については別途通知予定であること。

広域化に関する事業に係る地方財政措置の拡充

- 都道府県に対し、平成34年度までに「水道広域化推進プラン」を策定するよう要請
(「水道広域化推進プラン」の策定について)(平成31年1月25日付け総務省自治財政局長・厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知))
- 同プランに基づく多様な広域化を推進するため、経営統合だけでなく、施設の共同設置や事務の広域的処理等の地方単独事業を対象に追加(次頁参照)
- 一般会計出資債(地方負担額の1/2)の元利償還金について、交付税措置率を50%から60%に拡充

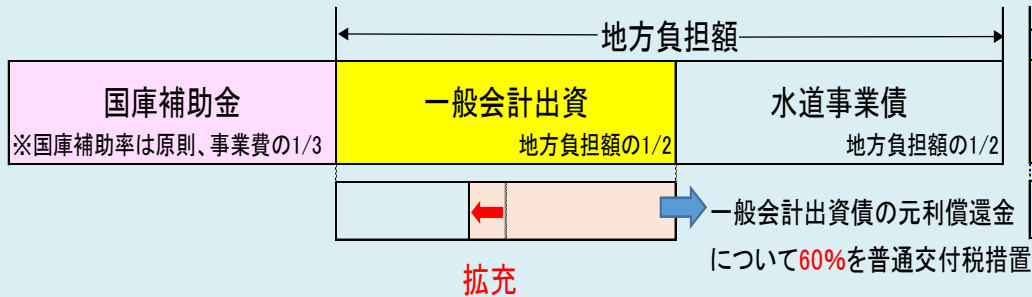
<現行措置>

【国庫補助事業】

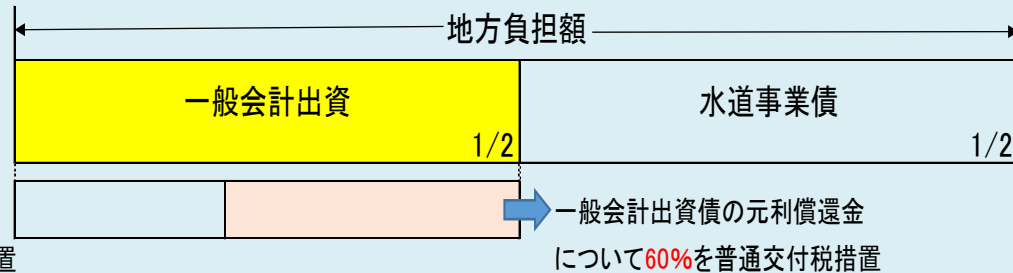


<H31~>

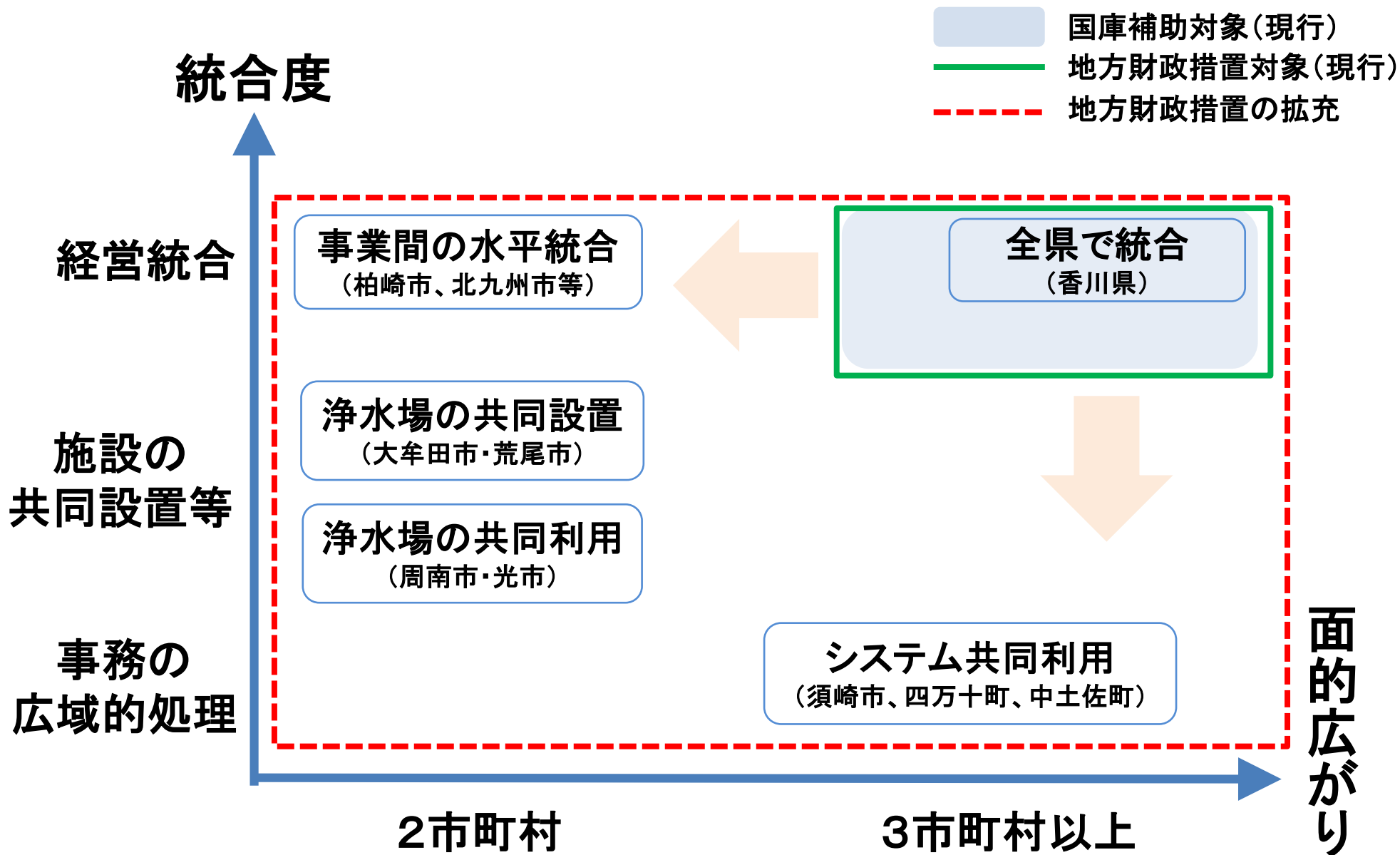
【国庫補助事業】(交付税措置率拡充 50%→60%)



【地方単独事業】(新規)



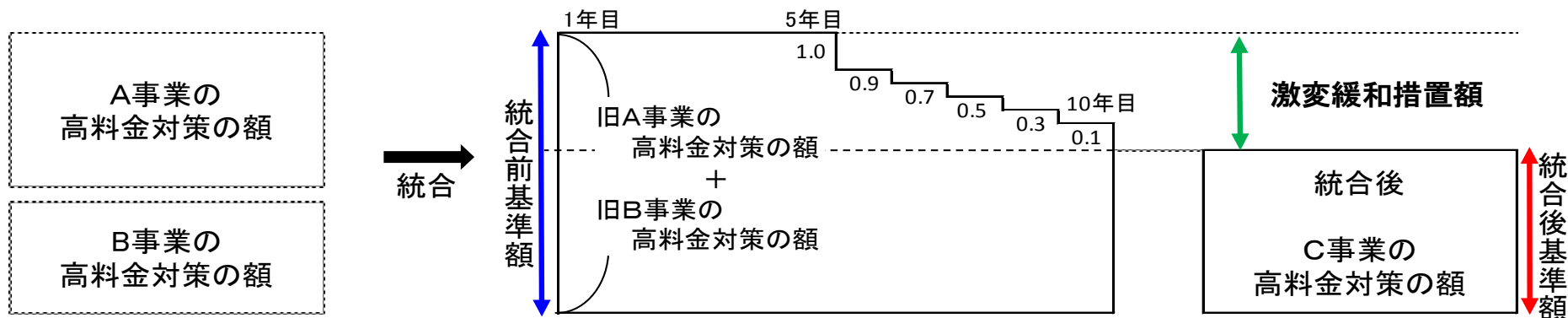
広域化に係る地方財政措置の対象の拡充



高料金対策の激変緩和措置

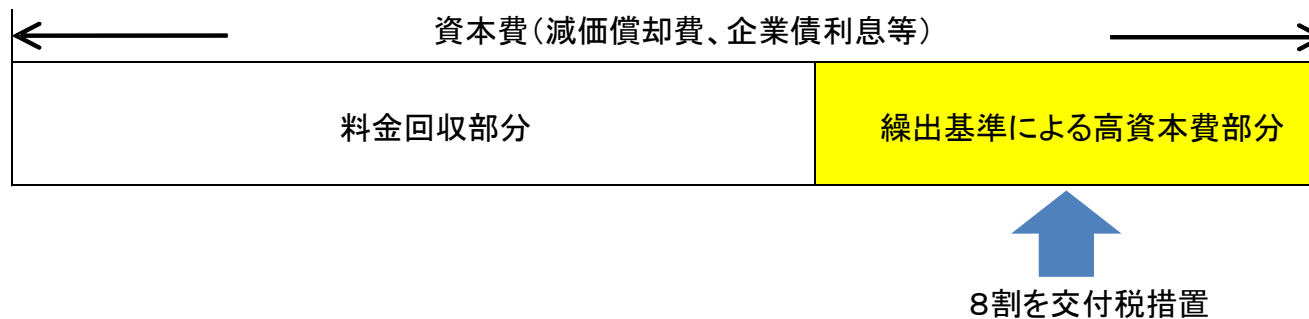
- 水道事業が市町村の区域を超えて経営統合を行った場合、統合前の事業に係る高料金対策の措置が減少または皆減する場合があるため、広域化を推進する観点から、統合の翌年度から10年間、**高料金対策に係る激変緩和措置**を講じることとする(6年目以降、段階的に縮減)

<高料金対策の激変緩和措置スキーム図>



※ 簡易水道事業の統合に際しても、既に同様の激変緩和措置を講じている

(参考) 上水道事業の高料金対策のスキーム図

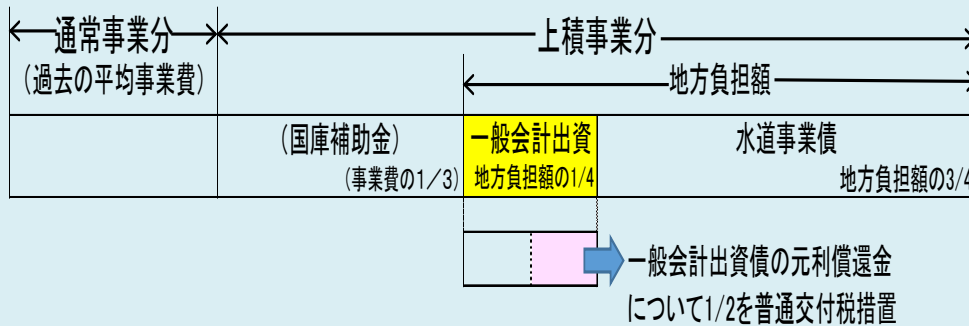


水道管路耐震化事業に関する地方財政措置の延長・拡充

- 着実な更新投資と災害対策を進めるため、経営戦略の策定を要件に、**管路の耐震化に係る地方財政措置を5年間延長**(H35まで)
 - **経営条件の厳しい団体**(詳細は次頁)について、**一般会計からの繰出を1/4から1/2に拡充**
- 【特別対策分の創設】**

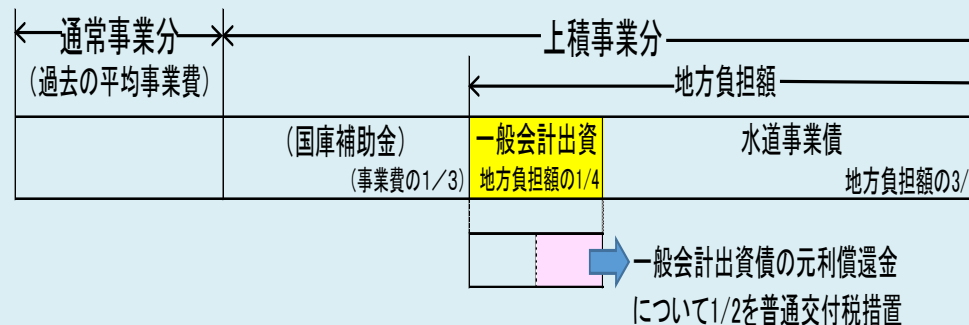
< 現行措置 (H26～H30) >

現行、延長・拡充のいずれも地方単独事業も対象とする

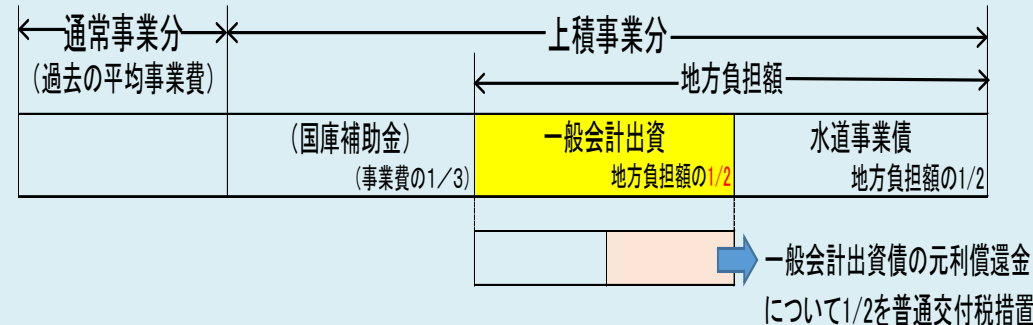


< 延長・拡充後 (H31～H35) >

【一般分】(延長)



【特別対策分】(新規)

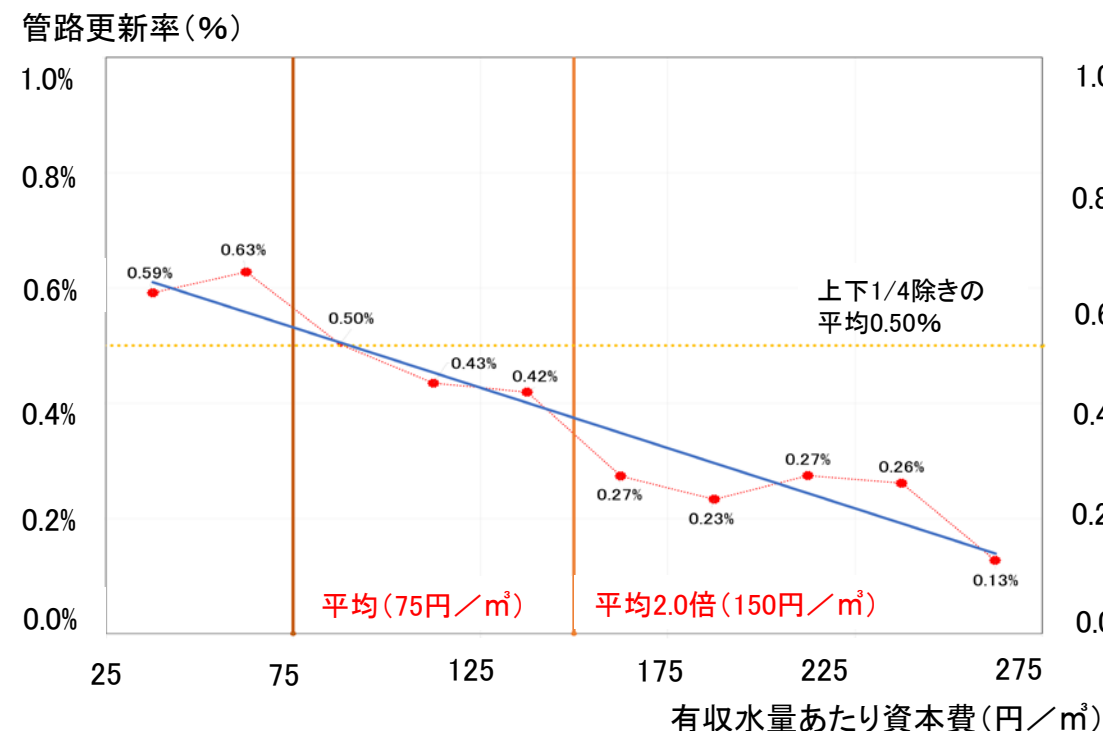


経営条件の厳しい団体に対する地方財政措置の拡充

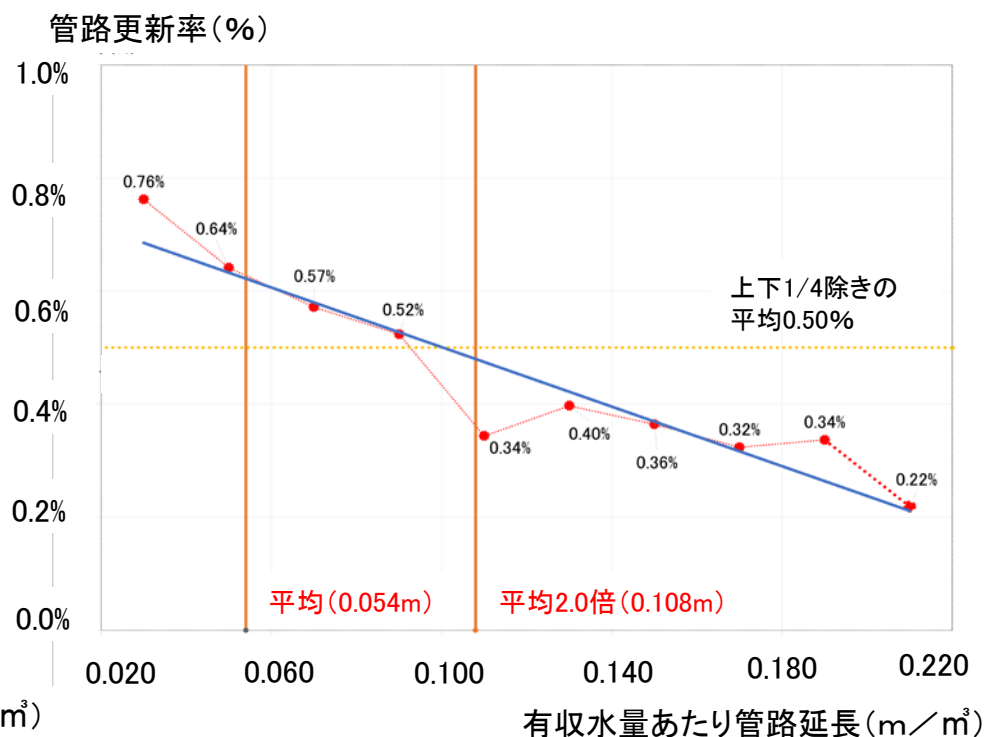
○ 一定の経営努力を前提(※)とした上で、経営条件の厳しい団体(次の要件①または②を満たす団体)を**特別対策団体**とし地方財政措置を拡充

- ①経営条件が厳しいこと: 有収水量あたり資本費が全国平均の2倍以上
 - ②管路更新負担が大きいこと: 有収水量あたり資本費が全国平均の1.5倍以上かつ有収水量あたり管路延長が平均の2倍以上
- ※一定の経営努力を行っていること: 経営戦略の策定及び供給単価が全国平均以上

<有収水量あたり資本費と管路更新率の関係>



<有収水量あたり管路延長と管路更新率の関係>



※有収水量あたり資本費25円ごとの団体ごとに上下各1/4を除いた管路更新率の平均値をプロット

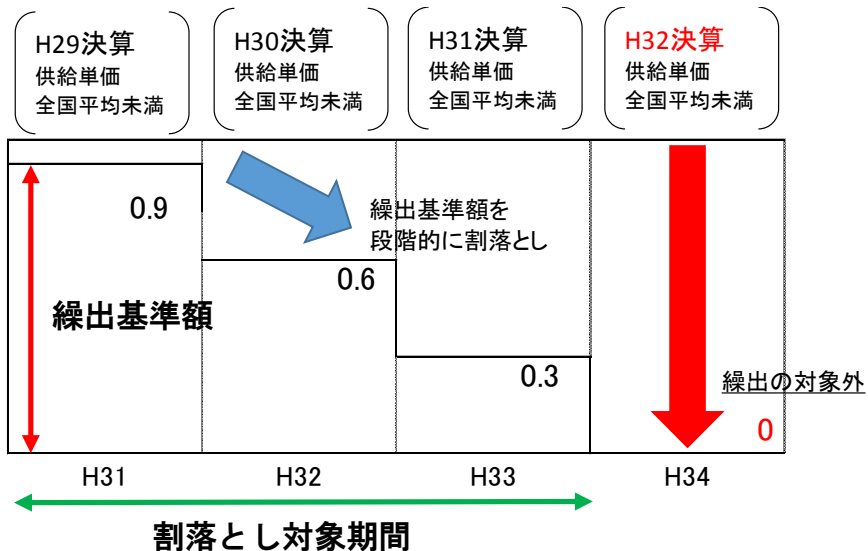
※有収水量あたり管路延長0.02mごとの団体ごとに上下各1/4を除いた管路更新率の平均値をプロット

(出典)平成29年度 地方公営企業決算状況調査

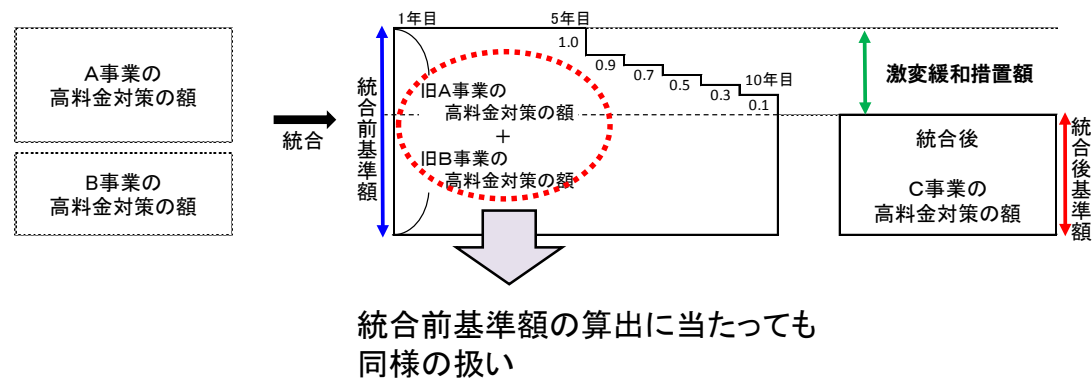
上水道事業高料金対策への供給単価要件の段階的導入

- 高料金対策対象事業は、料金収入の確保に向けた経営努力が求められることから、上水道事業において、平成31年度から供給単価が全国平均以上(平成31年度:181円/m³)であるとの要件を段階的に導入する。
- 供給単価が全国平均未満の高料金対策対象事業は、平成31年度から平成33年度まで繰出基準額を段階的に割り落とすこととし、平成34年度以降は高料金対策の対象外とする。
- また、経営統合に際する高料金対策に係る激変緩和措置を講ずるに当たって算出する、統合前の高料金対策対象事業の繰出基準額についても、同様の扱いとする。
- なお、東日本大震災における特定被災地方公共団体のうち、一定の要件を満たす団体においては、当該要件を当面適用しない。

<段階的割落としのイメージ図>



<統合前基準額の算出に対する供給単価要件適用のイメージ>



「水道財政のあり方に関する研究会」報告書(概要)(平成30年12月)

水道事業の現状と課題

1. 水道は住民生活に必要不可欠なライフライン
2. 経営環境が急速に悪化することが想定される
 - ・急速な人口減少に伴う有収水量(※)の大幅な減少と施設利用率の低下
 ≪2065年の需要水量はピーク時より約4割減少
 - ・老朽化対策と災害対策に伴う更新需要の増大
 ≪H28年度の管路更新率は0.75%にとどまり、管路経年化率は14.8%となり上昇傾向
3. 専門人材の確保等の組織体制の強化も課題

※料金徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量

持続的な経営を確保するための基本的な考え方

- 中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を推進

＜適切なアセットマネジメントに基づく更新＞

中長期の視点に立った需要と供給体制の見通しを踏まえた上で、適切なアセットマネジメントによるトータルコストの縮減や更新需要の平準化を図り、着実な更新を行うこと

＜料金収入の確保＞

人口減少に伴う料金収入の大幅な減少が懸念される中、更新需要の増大も踏まえ、計画的な料金水準の見直しを行うこと

＜広域化、民間活用、ICTの利活用等の推進＞

中長期の収支均衡、収支改善を図るため、広域化、民間活用、ICTの利活用等に取り組むこと

今後の具体的な取組方策

1. 「広域化推進プラン」による広域化の推進

- 市町村の区域を越える広域化は、幅広い効果を期待できるため、多様な取組を推進する必要(広域化の効果)
 - ・経営統合は、経営資源を一元的に管理し、経営基盤を強化する効果が最も期待できる
 - ・経営統合が実現しにくい地域においても、施設の共同設置や管理の一体化等の部分的な広域化により、コスト削減や専門人材の確保等の効果が期待できる
- 都道府県を中心とした計画的な取組が重要であることから、都道府県による「広域化推進プラン」の策定を進めるべきであり、国においても、策定を促していく必要

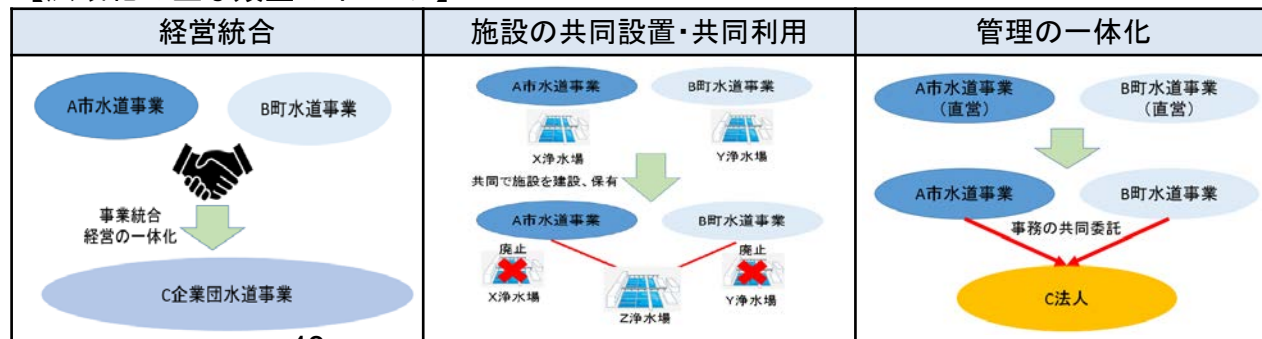
「広域化推進プラン」: 広域化の多様な類型に応じたシミュレーションを実施し、効果を比較した上で、広域化の基本的な考え方やスケジュール等について定めた計画

- 国においても、広域化に係る財政措置の拡充を検討すべき

2. 適切なアセットマネジメントに基づく着実な更新投資の促進

- 住民生活に必要不可欠なライフラインであり、大規模な資産を有する水道事業においては、中長期的な視点に立った適切な維持・更新が極めて重要
- 各団体において、アセットマネジメントの導入を進めるとともに、その水準を引き上げる必要があり、国においても、対策を講じる必要
- すべての地域で水道サービスが持続的かつ安定的に提供されるよう、経営条件が厳しく、更新投資が進んでいない団体においても、着実な更新投資を進める必要
- 国においても、このような経営条件の厳しい団体における更新投資に係る財政措置について検討すべき

【広域化の主な類型のイメージ】



下水道事業の持続的な経営の確保のための方針(平成31年1月25日付け公営企業3課室事務連絡)

今後、人口減少等に伴う使用料収入の減少、施設の老朽化等に伴う更新需要の増大など、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増すことが予想される中、下水道事業の持続的な経営の確保のために、「下水道財政のあり方に関する研究会」中間報告書を踏まえ、下記事項について積極的に取り組まれない。

今後の具体的な取組方策

1. 広域化・共同化の推進

地財措置の拡充も踏まえ、下記の事項に取り組むこと。

- 管渠を接続し、汚水処理場を統合する方策が最も財政効果が高い。市町村内の事業の接続も含め、検討すること。
- 市町村間の接続の場合、接続先市町村においても処理場の余剰能力を活用して施設の維持に必要な収入確保策として、検討すること。
- 市町村間の統合は、調整に難航するケースが多い。「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」(平成30年1月17日総務省自治財政局準公営企業室長等通知)も踏まえ、都道府県が調整に取り組むこと。

2. 最適化

- 人口推計や将来の需要予測等も十分踏まえ、下水道、集落排水、浄化槽等の汚水処理方式から、地域の実情に応じた効率的な整備手法の選択を検討すること。

3. ICTの利活用

- 職員(特に技術職員)が減少する中、事業の安定的な継続のためには、ICTを活用した維持管理の効率化が必要。ICTを活用した処理場の遠隔監視など、広域化・共同化の取組としても検討すること。

4. 民間活用

- 包括委託、PFI、コンセッション等について、地域の実情を踏まえ導入を検討すること。
※地財措置は直営とPFI方式で同等の措置を実施。
- 事業、地方団体を越えた事務委託の共同発注を検討すること。

5. 適切なストックマネジメントに基づく老朽化対策

- 今後、大量更新期には膨大な事業費が集中し、財政運営上も影響が大きくなると懸念されている。経営戦略やストックマネジメント計画の策定を通じて、計画的に点検・調査及び修繕・改築を行うなど、適切にストックマネジメントに取り組むことにより、施設の長寿命化や事業量の平準化に努めること。

6. 公営企業会計の適用等

- 公営企業会計の適用が、広域化の検討の大前提となるケースが多く、早急に着手すること。

下水道事業の広域化・共同化に係る地方財政措置の拡充

趣旨

人口減少や施設の老朽化等に伴い、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、持続的な経営を確保する観点から、広域化・共同化の推進を図るため、地方財政措置を講ずる。

財政措置の概要

1. 広域化・共同化に係る事業に対する地方財政措置

① 対象事業

- 終末処理場等の整備(現行措置)に加え、既存施設の統合に必要な管渠等を対象に追加
※ 統合先市町村の広域化関連事業を含む。
- 複数市町村の広域化(現行措置)に加え、市町村内の広域化も対象に追加

② 財政措置

- 地方負担額の100%に下水道事業債を充当し、処理区域内人口密度に応じ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置
※ イメージは右表及び図参照

③ 激変緩和措置

- 下水道事業が事業統合を行う場合、高資本費対策の激変緩和措置(据置5年+激変緩和5年)を講じる。

2. 都道府県の「広域化・共同化計画」の策定等の広域化・共同化の推進に要する経費について普通交付税措置

<財政措置のスキーム> 交付税措置率(事業費補正分)

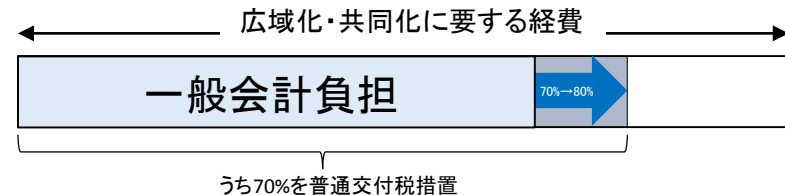
処理区域内人口密度(人/ha)	通常分	広域化分
25未満	44%	56%
25以上50未満	37%	49%
50以上75未満	30%	42%
75以上100未満	23%	35%
100以上	16%	28%

※ 通常分については、上記のほかに単位費用措置あり

※ 広域化分については、一般会計の負担を増額(3～7割→4～8割)し、その70%を交付税措置

※ 集落排水については、25未満と同等の措置

《処理区域内人口密度25人/ha未満の例》



「下水道財政のあり方に関する研究会」中間報告書 概要(平成30年12月)

下水道事業の現状と課題

下水道事業の課題

⇒ 喫緊の経営改革が必要

- 小規模下水道事業(集落排水施設等)の課題
・過疎化、節水、職員数減、処理場更新期に直面、繰入額増大
- 処理区域内人口密度の高い公共下水道の課題
・法定耐用年数超過の施設増大、大量更新期に早晚直面

今後の具体的な取組方策

1. 広域化・共同化の推進

- 管渠を接続し、汚水処理場を統合する方策が最も効率的。国庫補助が拡充されたことも踏まえ、推進のための地財措置を拡充すべき(接続管渠、市町村内事業も対象化等)。
- 市町村間の統合が最も効率的だが、調整に難航するケースが多い。都道府県の調整が重要であり、地財措置等も配慮すべき。

2. 最適化

- 人口推計等も十分踏まえ、下水道、集落排水、浄化槽等の汚水処理方式から、地域の実情に応じた効率的な整備手法の選択を検討すべき。

3. ICTの利活用

- ICT関連技術の進歩は著しく、処理場の遠隔監視等、ICTを利活用した維持管理の効率化が進捗。広域化に資するICTの地財措置を拡充する等一層の推進を検討すべき。

4. 民間活用

- 包括委託、PFI、コンセッション等が普及してきており、地域の実情を踏まえ積極的に導入を検討すべき。なお、地財措置は直営とPFI方式で同等の措置を実施。
- 民間への共同発注(遠隔監視、維持管理、保守点検、修繕等)について、技術の進歩により、i) 複数の汚水処理事業、ii) 汚水処理事業と水道等の異分野の事業、iii) 複数の地方公共団体の事業、等の例も増えてきていることから、その積極的な検討を推進すべき。

5. 公営企業会計の適用等

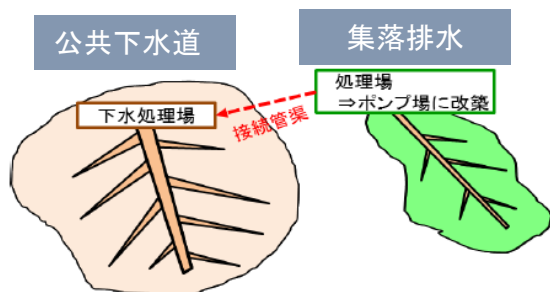
- 公営企業会計の適用が、広域化の検討の大前提となるケースが多く、早急な着手が必要。
- 流域下水道の法適化、人口3万人以上の下水道・簡易水道事業の法適化により、他の事業の法適化も取り組みやすくなってきており、取組を促進すべき。

6. 適切なストックマネジメントに基づく老朽化対策

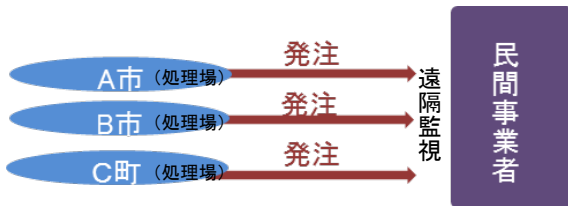
- 現在、耐用年数超過施設の更新率は極めて低い。今後、大量更新期を迎えるが、膨大な事業費の増大が懸念されており、ストックマネジメントにより事業費の平準化、計画的な長寿命化事業の実施や、将来必要となる更新費用も踏まえた適切な使用料の設定に努めるべき。

広域化・民間活用

【処理場の統廃合】



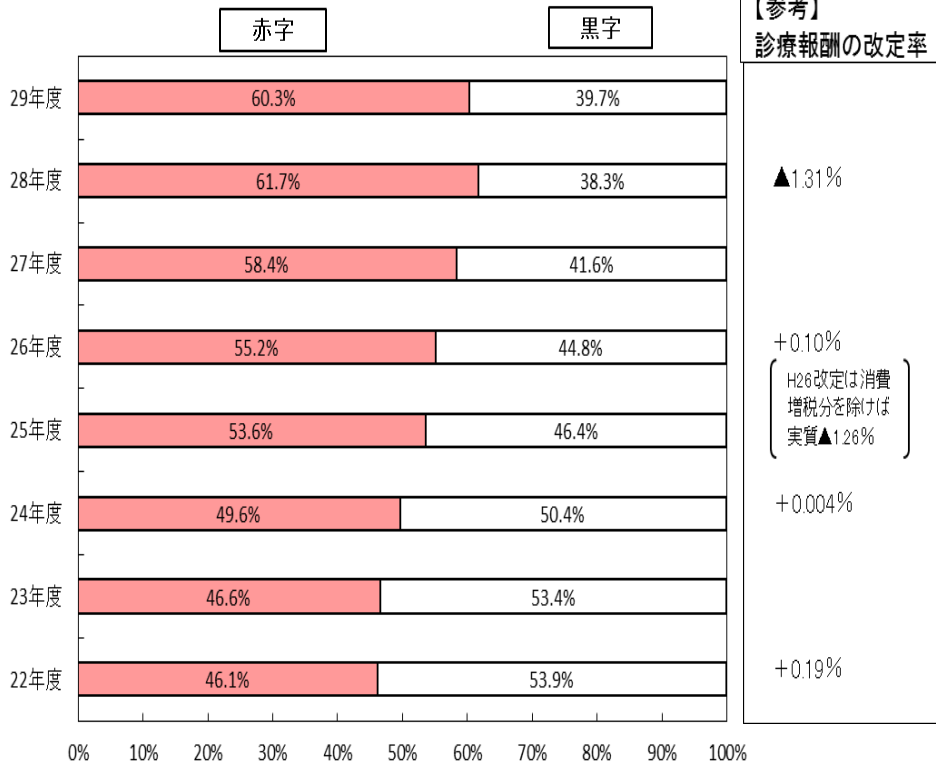
【維持管理・事務の共同化(共同発注)】



- へき地等における医療や、救急・周産期・災害等の不採算・特殊部門に係る医療の多くを公立病院が担っている中、赤字である公立病院の割合は、平成22年度以降増加傾向。
- 総務省においては、「新公立病院改革ガイドライン」(平成27年3月)に基づき新公立病院改革プランの策定を要請したところ、平成30年11月末で全ての公立病院が新公立病院改革プランを策定済。
- 引き続き、地域医療構想調整会議における今後の公立病院の役割等に関する議論の進捗に留意するとともに、公立病院の更なる経営効率化、再編・ネットワーク化等を推進。

経常収支が赤字である病院の割合

○全病院数に占める経常損失・経常利益を生じた病院数の割合
(地方独立行政法人を含む)



新公立病院改革ガイドライン(H27年3月)に基づく更なる改革の推進

1 新公立病院改革プランの策定を要請

- (1) 策定時期: 地域医療構想(*)の策定状況を踏まえつつH27年度又はH28年度中
- (2) プランの内容: 以下の4つの視点に立った取組を明記

(※)都道府県が、2025年の機能別の医療需要・必要病床数と目指すべき医療提供体制等を内容とする地域医療構想を策定(H27~)(平成29年3月31日現在、全ての都道府県で策定済)。

地域医療構想を踏まえた役割の明確化

- ・病床機能、地域包括ケア構築等を明確化

経営の効率化

- ・経常収支比率等の数値目標を設定

再編・ネットワーク化

- ・経営主体の統合、病院機能の再編を推進

経営形態の見直し

- ・地方独立行政法人化等を推進

2 都道府県の役割・責任を強化

- 再編・ネットワーク化への積極的な参画、新設・建替へのチェック機能の強化等

3 地方財政措置の見直し

- (1)再編・ネットワーク化への財政措置の重点化(H27年度~)

- 〔 通常の整備 25%地方交付税措置 〕
- 〔 再編・ネットワーク化に伴う整備 40%地方交付税措置 〕

- (2)特別交付税措置の重点化(H28年度~)

- 措置率(8割)の導入、都道府県の役割・責任の強化、財政力に応じた算定
- 公的病院等への措置も公立病院に準じて継続

再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備に係る地方財政措置

新公立病院改革プランに基づき行われる公立病院等の再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備について、病院事業債(特別分)を措置(平成32年度までの措置)。

① 複数病院の統合

- 関係する複数病院が、統合により1以上減となることが原則。
- 経営主体も統合されていること。



原則として整備費全額が対象

② 相互の医療機能の再編

- 機能分担による病床規模又は診療科目の見直しを伴うことが必要。
- 経営主体が統合されていること。



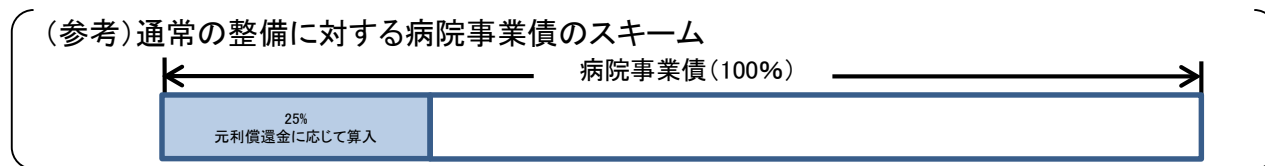
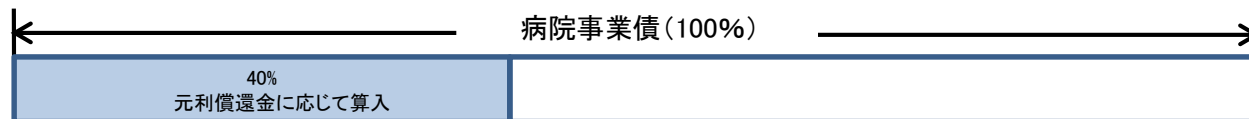
再編に係る経費のみが対象

〔対象経費の例：遠隔医療機器、情報システムの統合整備費、高度医療施設、高度医療機器など〕

※ただし、経営主体の統合を伴わない場合でも、以下に掲げる全ての取組が行われていれば再編に係る経費を対象とする。

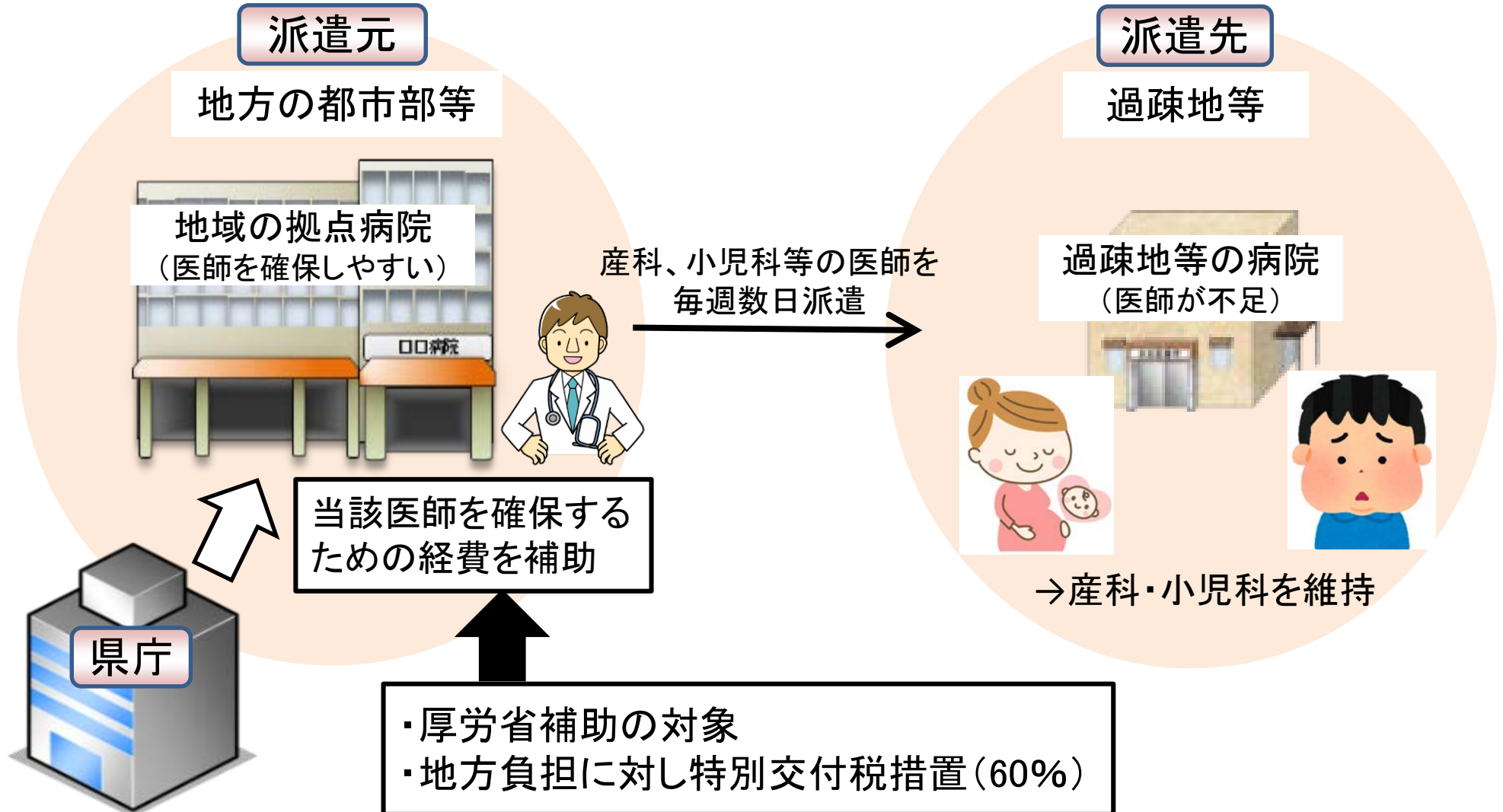
- ・機能分担による病床規模又は診療科目の見直し
- ・共同購入等による医薬品、診療材料等の効率的調達
- ・医師の相互派遣による協力体制の構築
- ・医療情報の共有等による医療提供の連携体制の構築

病院事業債の特別分の対象：元利償還金の40%を普通交付税措置〈特別分〉



① 医師確保対策(医師派遣)に係る地方財政措置の創設

- 過疎地等の病院は、近年、深刻な医師不足が原因で、医業収支が悪化。
- 拠点病院からの医師派遣により、過疎地の産科、小児科等を維持・確保する。



② 医師確保対策(遠隔医療)に係る地方財政措置の創設

- 遠隔医療は深刻な医師不足に悩む過疎地等の病院の診療に大きく寄与。
- 遠隔医療は5G導入の主要メリットの一つに挙げられ、未来投資戦略2018やデジタルファーストの推進においても明記。

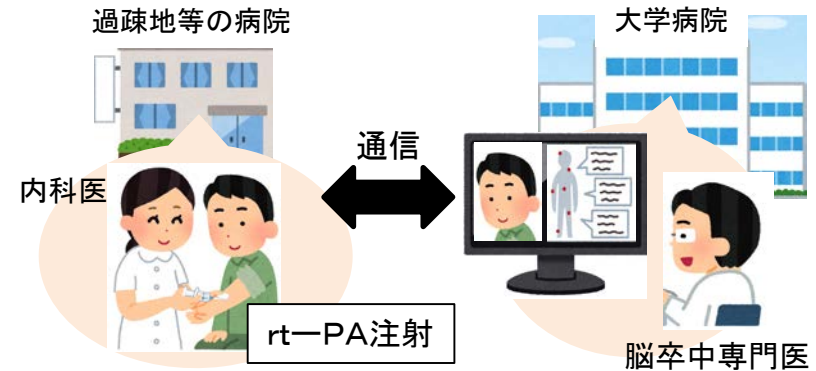
地方財政措置

- 導入を促す観点から、遠隔医療システムの導入に要する経費(病院事業債で措置済のハード整備を除く)について、特別交付税措置(60%)を講じる。
- 想定される経費の例
 - 1 遠隔診療用タブレット購入費(機器購入費)
 - 2 技術的サポート経費(報酬、旅費)
 - 3 テスト運用経費(報酬、旅費)
 - 4 画像伝送先病院との調整(旅費、日当)
 - 5 院内マニュアル等作成(需要費、印刷費)
 - 6 職員説明会・研修費(報酬、講師旅費)
 - 7 需要調査費(通信運搬費)

※ 拠点病院はサーバ・カメラ・ディスプレイを設置(約1千万～)、サテライトの病院や診療所ではカメラ・ディスプレイを設置するのが通常(約100万円)だが、これらは病院事業債の対象となる。

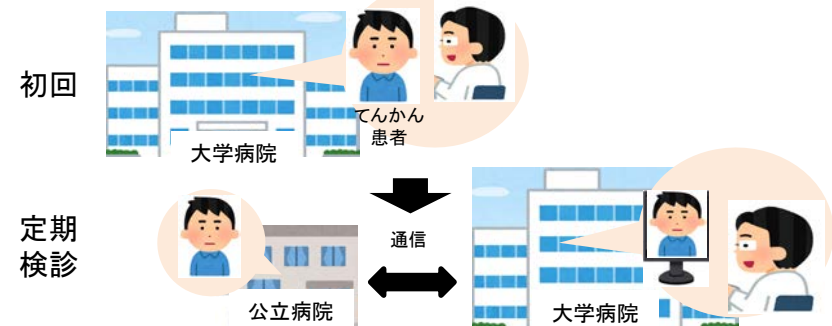
事例①

発病後4時間以内の診療が求められる脳卒中患者にrt-PA注射(脳卒中の速効治療)が可能になる。



事例②

てんかん患者が大学病院で受診。長距離移動が困難なため、回復後数ヶ月毎の定期検診を過疎地の病院等で遠隔診療によって実施。



総 財 準 第 7 号
医 政 発 0125 第 1 号
平 成 31 年 1 月 25 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

総 務 省 自 治 財 政 局 長
(公 印 省 略)
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
(公 印 省 略)

医師派遣等に対する財政措置について

近年における地域の深刻な医師不足を踏まえ、医師の確保が困難な地域における公立病院の医師の確保等に資するよう、別紙のとおり財政措置を充実することとしたので通知する。

各地方公共団体においては、この趣旨や地域医療構想調整会議の議論の結果、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号）により都道府県が医師確保計画を策定し、対策を講じることとされていること等も踏まえ、財政担当部局及び医療福祉担当部局で連携し、地域の実情に応じて積極的に取り組んでいただきたい。

また、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）並びに企業団及び関係一部事務組合等に対しても速やかにその趣旨を周知いただくようお願い申し上げます。

(別紙)

1 趣旨

公立病院の医師確保に資するよう、医師の確保が困難な地域の公立病院に対して、地域の拠点病院等が医師を派遣するケースにおいて、総務省と厚生労働省で協議のうえ、財政措置を講じる。

また、同様の趣旨から、遠隔医療システムを導入する公立病院に対する財政措置を拡充する。

2 財政措置

(1) 医師派遣について

① 特別交付税措置

既存の特別交付税措置に係る医師派遣に要する経費のほか、今般、地域の拠点病院等（公立病院、公的病院等）が、医師の確保が困難な地域の公立病院に対して医師を派遣する際、当該医師の確保に要する経費に係る地方公共団体（他の地方公共団体の公立病院への派遣に限る。）の一般財源所要額について、その 60%を特別交付税で措置する。

② 地域医療介護総合確保基金

地域医療介護総合確保基金に係る医師派遣に要する経費は、事業区分「IV 医療従事者等の確保・養成のための事業」により、財源として充当が可能であるため、地域医療構想調整会議の議論の結果を踏まえ、地域医療構想の実現に資する範囲で活用されたい。

(2) 遠隔医療システムについて

公立病院における遠隔医療システムの導入に要する経費（病院事業債の対象となるものを除く。）への地方公共団体の繰出しに対し、その 60%を特別交付税で措置する。

3 留意事項

- (1) 2 (1) ①の財政支援を受けようとする地方公共団体は、地域医療対策協議会の議論や、医師確保に係る都道府県医療計画の内容に則り、補助対象とする医師派遣全体の計画を策定し、総務省に提出する。
- (2) 医師派遣については、派遣元病院と派遣先病院が相互に医師を派遣する場合は 2 (1) ①の財政措置の対象とならない。
- (3) その他 2 (1) ①の財政措置の詳細については、別途総務省から連絡する。

1. 基本的な考え方

○本対策は、「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」(平成30年11月27日重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議報告)のほか、ブロック塀、ため池等に関する既往点検の結果等を踏まえ、

- ・防災のための重要インフラ等の機能維持
- ・国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

の観点から、国土強靱化基本計画における45のプログラムのうち、重点化すべきプログラム等20プログラムに当たるもので、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施する。

2. 取り組む対策の内容・事業規模の目途

○緊急対策160項目

○財政投融資の活用を含め、おおむね7兆円程度を目途とする事業規模(※1、※2)をもって実施。

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

- (1)大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化
- (2)救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保
- (3)避難行動に必要な情報等の確保

おおむね3.5兆円程度

- おおむね2.8兆円程度
- おおむね0.5兆円程度
- おおむね0.2兆円程度

II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

- (1)電力等エネルギー供給の確保
- (2)食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保
- (3)陸海空の交通ネットワークの確保
- (4)生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保

おおむね3.5兆円程度

- おおむね0.3兆円程度
- おおむね1.1兆円程度
- おおむね2.0兆円程度
- おおむね0.02兆円程度

(※1)

うち、財政投融資を活用した事業規模としておおむね0.6兆円程度を計上しているほか、民間負担をおおむね0.4兆円程度と想定している。平成30年度第一次補正予算等において措置済みの事業規模0.3兆円を含む。

(※2)

四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

3. 本対策の期間と達成目標

○期間:2018年度(平成30年度)～2020年度(平成32年度)の3年間

○達成目標:防災・減災、国土強靱化を推進する観点から、特に緊急に実施すべき対策を、完了(概成)又は大幅に進捗させる。

病院

災害拠点病院等に関する自家発電設備の緊急点検

概要：平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の災害拠点病院等を対象として非常用自家発電設備の整備状況等の緊急点検を行ったところ、点検した全病院に非常用自家発電設備は整備されていたが、診療機能を3日程度維持するために設備の増設等が必要な病院があった。

このため、非常用自家発電設備の増設等（燃料タンクの増設等）が必要な民間病院等に対する支援等の対応方策を実施する必要がある。

府省庁名：厚生労働省

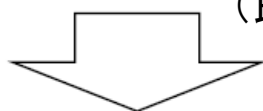
災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センター 計822病院



点検を実施

非常用自家発電設備の増設等が必要な病院

・長期間（3日程度）の停電の際に、診療機能を維持するために必要な電力の確保が自力でできない可能性のある病院があった。
（民間等125病院、公立32病院）



【対応方策】

非常用自家発電設備の増設等（燃料タンクの増設等）の支援

（非常用自家発電装置）



病院

災害拠点病院等に関する給水設備の緊急点検

概要：平成30年7月豪雨を踏まえ、全国の災害拠点病院等を対象として給水設備の整備状況等の緊急点検を行ったところ、診療機能を3日程度維持するために必要な設備の増設等が必要な病院があった。

このため、給水設備の増設等(受水槽の増設等)が必要な民間病院等に対する支援等の対応方策を実施する必要がある。

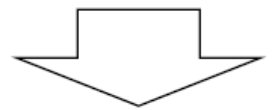
府省庁名：厚生労働省

災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センター 計822病院



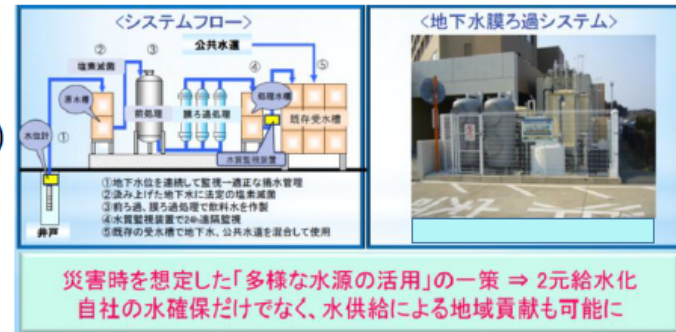
給水設備の増設等が必要な病院

・長期間(3日程度)の断水の際に、診療機能を維持するための水の確保が自力でできない可能性のある病院があった。(民間124病院、公立83病院)



(地下水利用システム整備)

(受水槽増設)



【対応方策】
給水設備の増設等(受水槽の増設等)の支援

災害拠点病院等の耐震化等に対する地方財政措置

○災害拠点病院等の耐震化や災害時の救急医療確保のための施設整備について、地方財政措置。

<対象医療機関>

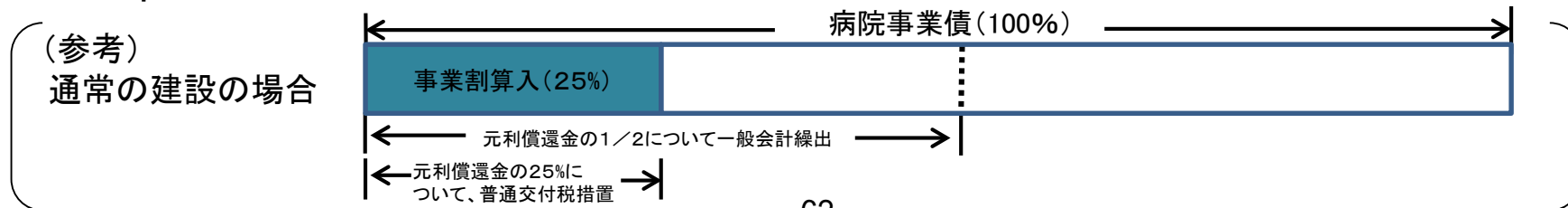
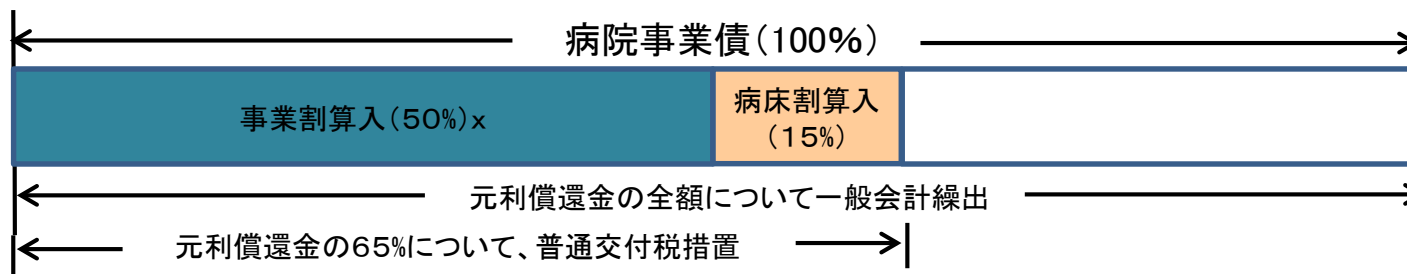
- ① 災害拠点病院(基幹災害医療センター及び地域災害医療センター)
- ② 地震防災対策特別措置法に基づき、都道府県が策定する「地震防災緊急事業5箇年計画」に基づいて耐震化を必要とする病院
- ③ 土砂災害危険箇所に所在する病院
- ④ 救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院等の救急医療を担っている病院等

<対象事業>

通常の診療に必要な施設を上回る施設の下記の整備事業(病院建物の新築、増改築等にあわせて行う場合を含む。)

- ・耐震化のための既存建物に対する補強工事
- ・備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート、免震装置等の設置
- ・外壁の補強、防護壁の設置その他土砂災害防止に必要な施設整備

○ 災害拠点病院等の耐震化等に対する地方財政措置のイメージ(通常の診療に必要な施設を上回る施設分)
対象事業に充てた病院事業債について、元利償還金の全額を一般会計から繰り出すこととし、当該繰出額について普通交付税措置。



総行行第 264 号
総行公第 178 号
平成 30 年 12 月 14 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各 指 定 都 市 総 務 局 長
（人事担当課扱い）
各 人 事 委 員 会 事 務 局 長

総務省自治行政局行政課長
（公印省略）

総務省自治行政局公務員部公務員課長
（公印省略）

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする
ことについての取扱い（通知）

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成 30 年法律第 99 号）が本日公布されましたので、別添のとおり送付します。

各地方公共団体におかれましても、下記の事項を踏まえて適切に対応されるようお願い
します。

また、他の任命権者及び市区町村等にも、この旨周知いただきますようお願い
します。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町
村に対して本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 59 条（技術的助言）及び地方自
治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 本法律は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）を踏まえ、
皇太子殿下の御即位に際し、国民こぞって祝意を表するため、即位の日（来年 5 月 1 日）
及び即位礼正殿の儀の行われる日（来年 10 月 22 日）を休日とするものであること。こ
れらの休日は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）（以下「祝日法」と

いう。）に規定する国民の祝日として、同法が適用されるため、来年 4 月 30 日及び 5 月
2 日が休日となること。

2 本法律により休日となる日は、他の法令における休日の規定が適用されること。

これにより、本法律により休日となる日は、国においては、行政機関の休日に関する
法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項第 2 号に規定する行政機関の休日とされ、
また、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成 6 年法律第 33 号）第 14 条
に規定する職員の休日とされること。

地方公共団体においては、地方自治法第 4 条の 2 第 1 項の規定による条例において祝
日法に規定する休日を地方公共団体の休日と定めている場合、本法律により休日となる
日は、地方公共団体の休日となるものであること。

また、地方公務員法第 24 条第 5 項の規定による条例において祝日法に規定する休日を
職員の休日と定めている場合、本法律により休日となる日は、職員の休日となるもの
であること。

事 務 連 絡

平成 30 年 12 月 14 日

各都道府県公営企業担当課
各都道府県市町村担当課
各指定都市公営企業担当課
各 企 業 団
(都道府県・指定都市が加入するもの)

御中

総務省自治財政局公営企業課

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とすること
の取扱いについて

標記については、次のとおりお知らせします。

- 1 「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とすることの取扱いについて」(平成 30 年 12 月 14 日付け総行行第 264 号、総行公第 178 号、総務省自治行政局行政課長、同公務員部公務員課長通知)が別紙のとおり通知されていること。
- 2 企業職員の休日については、当該企業職員の休日について企業管理規程等において定められている内容によるところ、1 の通知による取扱いと同様、当該企業管理規程等において国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を当該企業職員の休日と定めている場合には、天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律(平成 30 年法律第 99 号)により休日となる日は、当該企業職員の休日となるものと扱って差し支えないものであること。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)並びに企業団(都道府県及び指定都市が加入するものを除く。)に対しても、この旨を周知していただきますようお願いいたします。

担当：総務省自治財政局公営企業課
(制度係 神長係長、掛川)
TEL 03-5253-5634 (直通)

医政発0115第1号
薬生発0115第2号
障発0115第1号
平成31年1月15日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)
厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

本年4月27日から5月6日までの10連休における
医療提供体制の確保に関する対応について

厚生労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年12月14日に天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律(平成30年法律第99号)が公布・施行されたことに伴い、本年4月27日から5月6日までの間については、10日間連続の休日(以下「10連休」という。)となることが決定したところですが、当該法律に係る国会の附帯決議を踏まえ、10連休においても引き続き必要な医療提供体制を確保することが重要であり、医師会等の地域の医療関係者、医薬品、医療機器等の卸売販売業関係者(以下「卸売販売業関係者」という。)、関係団体、関係機関、都道府県・市町村等の行政機関等が有機的に連携して対応することが求められます。

そこで、貴職におかれては、10連休において各地域で必要な医療提供体制が確保できるよう、各医療関係者、医療機関、薬局等と連携いただき、貴都道府県内の二次救急に対応する医療機関、三次救急に対応する医療機関、精神科救急に対応する医療機関、外来機能を担う医療機関及び薬局について、10連休における対応状況等を医療関係者や卸売販売業関係者、住民等に対して周知するなど、10連休における医療提供体制の確保に万全を期すため、下記に記載の内容について、対応に遺漏なきようお願いいたします。

なお、貴都道府県内の10連休中の医療提供体制が決定していない場合には、例えば休日等の医療提供体制について地域の関係者間で協議することとしているのであれば、当該協議を行う等、速やかに10連休中の医療提供体制について決定するようお願いいたします。

記

- 1 10連休において必要な医療が提供できるよう、地域の実情に応じて必要な医療機関、薬局等(以下「医療機関等」という。)が対応できる体制を構築すること。
- 2 貴都道府県内の10連休における医療提供体制に関する情報(二次救急に対応する医療機関、三次救急に対応する医療機関、精神科救急に対応する医療機関、在宅当番医制度や休日夜間急患センター等の初期救急提供体制、外来診療を実施する医療機関及び開局する薬局に関する情報等)について、関係者による二次医療圏ごとの協議会等の開催や地域の医師会、歯科医師会や薬剤師会への照会、個別の医療機関等への照会等の方法を通じて各医療機関等の承諾を得た上で、別添様式を参考に、2月中旬を目途に把握すること。
- 3 2において把握した10連休における医療提供体制に関する情報について、10連休までの間に、医療機能情報提供制度や薬局機能情報提供制度の公表システム、都道府県・市町村等の行政機関のホームページや広報誌等を通じ、医療関係者や卸売販売業関係者、住民等に対して十分に周知すること。なお、当該情報は医療機関等における医療従事者の確保や医薬品、医療機器等の供給等に重要な情報であるため、医療関係者及び卸売販売業関係者に対する情報共有は可能な限り早期に行うとともに、医療提供体制の確保に万全を期すため、病院群輪番制度や在宅当番医制度、当番薬局制度等に参画していない医療機関等の参画を促すなど適切に対応すること。
- 4 各医療機関等に対し、病床が満床になり患者の引受先が必要になる等の事態が発生する場合に備えた対応方針についてあらかじめ医療機関等間の協議の下で定めておくよう求めるとともに、10連休中に行政機関や地域の医療関係者等の間で連絡を取ることができる体制(処方箋に疑義が生じた場合等に処方医と調剤を行う薬剤師とが連絡を取ることができる体制等を含む。)を確保すること。
- 5 在宅医療を実施する医療機関に対し、10連休中に自施設が休診する場合に往診等の対応ができる他の医療機関を確保できるよう、必要に応じて、都道府県医師会や都市区医師会等を通じ事前に調整しておくとともに、在宅患者に対して10連休中の自施設の連絡先及び自施設が休診時の対応先である医療機関の連絡先を周知しておくよう、指導すること。特に、人工呼吸器、酸素供給装置等を使用する在宅患者に対しては、当該機器の取扱事業者の連絡先も併せて周知しておくよう指導すること。
- 6 10連休中も必要な医薬品、医療機器等が医療機関等に供給されるようにするため、医療機関等と卸売販売業者等において適切に情報共有・連携を図るよう、関係者に周知すること。

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案に対する
附帯決議(平成30年12月6日衆議院内閣委員会)

本法の施行により、来年の4月27日から5月6日まで、土曜日、日曜日を含めて最大十日連続の休日となるため、奉祝の機運が盛り上がる、経済効果が期待される等長期間にわたる休日について歓迎する声がある一方で、国民生活に与える様々な影響への懸念も生じている。よって政府は、本法の施行による長期間にわたる休日に伴い、国民生活に支障を来すことのないよう、次の事項に万全を期すべきである。

- 一 国民が天皇の即位をお祝いし、長期間にわたる休日を安全に安心して過ごすことができるよう、電気、ガス、水道等のライフラインの維持はもとより、金融システムの稼働、災害時の対応等に対し、関係機関の緊密な連携協力の下、十全な体制が取られること。
- 二 長期間にわたる医療機関等の休業により患者の治療等に支障を来すことのないよう、当該期間中における各医療機関等の休業日等の周知徹底、休日における医療機関等相互の連携協力体制の確実な運営の確保等、適切な対応が取られること。

(三以下、省略)

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案に対する
附帯決議(平成30年12月6日参議院内閣委員会)

本法の施行により、来年の4月27日から5月6日まで、土曜日、日曜日を含めて最大十日連続の休日となるため、奉祝の機運が盛り上がる、経済効果が期待される等長期間にわたる休日について歓迎する声がある一方で、国民生活に与える様々な影響への懸念も生じている。よって政府は、本法の施行による長期間にわたる休日に伴い、国民生活に支障を来すことのないよう、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 国民が天皇の即位をお祝いし、長期間にわたる休日を安全に安心して過ごすことができるよう、電気、ガス、水道等のライフラインの維持はもとより、金融システムの稼働、災害時の対応等に関し、関係機関の緊密な連携協力の下、十全な体制が取られること。
- 二 長期間にわたる医療機関等の休業により患者の治療等に支障を来すことのないよう、当該期間中における各医療機関等の休業日等の周知徹底、休日における医療機関等相互の連携協力体制の確実な運営の確保等、適切な対応がとられること。

(三以下、省略)

第三セクター等の経営改革の推進

【第三セクター等の経営健全化方針の策定推進】

- 平成21年の自治体財政健全化法の全面施行以来、第三セクター等の抜本的改革の推進等により、経営健全化に一定の成果。
- 相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する各地方公共団体に対し、**経営健全化のための方針を平成30年度末までに策定・公表するよう要請**(平成30年2月)。

＜方針の対象法人及び作成主体＞

- 地方公共団体が出資(原則として25%以上)を行っている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人等のうち、一定の条件に該当する法人と関係を有する地方公共団体。

＜方針の主な内容＞

- 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与
- 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討
- 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応
 - ・ 法人自らによる経営健全化のための具体的な対応
 - ・ 地方公共団体による財政的なリスクへの対処のための具体的な対応
 - ・ 財政的なリスクを解消させるまでのスケジュール
 - ・ ただし、今後5年間で解消できない場合、その理由と今後5年間の改善方針

第三セクター等の状況について

第三セクター等の状況に関する調査結果（平成30年3月31日現在）

区分	法人数	うち 経営状況把握 法人数	うち		うち	
			黒字法人数	構成比	債務超過法人数	構成比
第三セクター	6,619	5,372	3,242	60.3%	193	3.6%
・ 社団法人・財団法人	3,152	2,943	1,529	52.0%	13	0.4%
・ 会社法法人	3,467	2,429	1,713	70.5%	180	7.4%
地方三公社	745	745	423	56.8%	36	4.8%
・ 地方住宅供給公社	41	41	32	78.0%	6	14.6%
・ 地方道路公社	32	32	26	81.3%	2	6.3%
・ 土地開発公社	672	672	365	54.3%	28	4.2%
合計	7,364	6,117	3,665	59.9%	229	3.7%

財政的リスクの状況調査結果

○ 平成29年度決算における第三セクター等のうち、①地方公共団体が損失補償・債務保証、貸付（長期・短期）を行っている法人、②地方公共団体の出資割合が25%以上かつ債務超過の法人に対して行った「第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの調査結果」は、以下のとおり。

単位：法人数

法人分類	全体	I 債務超過法人	II 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社	III 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の額の割合(※1)が、実質赤字比率の早期健全化基準(※2)相当以上の法人	IV 経常赤字又は当期正味財産が減少している法人
		法人数(構成比)	法人数(構成比)	法人数(構成比)	法人数(構成比)
第三セクター	706 (59.5%)	183 (83.6%)	—	14 (26.9%)	310 (65.5%)
地方三公社	480 (40.5%)	36 (16.4%)	33 (100.0%)	38 (73.1%)	163 (34.5%)
合計	1,186 (100.0%)	219 (100.0%)	33 (100.0%)	52 (100.0%)	473 (100.0%)

(※1) (損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金)／標準財政規模

(※2) 実質赤字の早期健全化基準・・・道府県3.75%（東京都5.47%）、市区町村11.25～15.00%

総務省HPより抜粋（URL：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/02zaisei06_03000041.html）

表彰制度の概要

- 総務省では、公営企業関係者の健全経営の取組の労に報い、その功績を讃え、他の公営企業の模範となることを目的に、平成26年度より「優良地方公営企業総務大臣表彰」を実施している。
- 過去5回の表彰企業は、以下の団体。
 - <平成30年度>
 - ◇兵庫県企業庁(水道) ◇大津市企業局(下水道) ◇上越市ガス水道局(ガス)
 - <平成29年度>
 - ◇盛岡市上下水道局(水道) ◇長野県企業局(水道) ◇北九州市上下水道局(水道) ◇山梨県企業局(電気)
 - <平成28年度>
 - ◇岩手中部水道企業団(水道) ◇松江市上下水道局(水道) ◇尼崎市都市整備局(下水道)
 - <平成27年度>
 - ◇埼玉県企業局(水道) ◇長門川水道企業団(水道) ◇奈良県水道局(水道) ◇周南市上下水道局(水道)
 - ◇鹿児島県和泊町(水道) ◇北九州市上下水道局(工水) ◇宮崎県企業局(電気) ◇習志野市企業局(ガス)
 - <平成26年度>
 - ◇八戸圏域水道企業団(水道) ◇東京都水道局(水道) ◇横浜市水道局(水道) ◇八代市水道局(水道)
 - ◇徳島県企業局(工水) ◇群馬県企業局(電気) ◇大津市企業局(ガス) ◇豊中市上下水道局(下水)

今後のスケジュール(予定)

- | | | |
|-------|-----------------------|-----------------------------|
| 1月21日 | 自治体(※1)等に応募依頼の連絡文書を発出 | ※1 都道府県企業管理者・総務部長(市町村担当課扱い) |
| 3月15日 | 総務省への応募期限 | ・指定都市企業管理者 宛てに発出 |
| 4～6月 | 表彰企業の選考 | |
| 7月19日 | 表彰式の開催(※2) | ※2 地方公営企業連絡協議会トップセミナーの場で表彰 |

選考基準の概要

表彰企業の選考基準の概要

- 地方公営企業法を適用している公営企業(平成32年4月までに法適用予定のものを含む)で、以下の観点に基づき、有識者の意見を聴取し、表彰企業を選考。
 - ◇ 経営の健全性が確保されている(損益計算書の経常損益で直近実績期+見込期において利益計上等)
 - ◇ 他の公営企業の模範となる経営及び運営が行われている

今年度の選考の方針(案)

- 総合的な取組状況のみならず、他の公営企業の模範となる以下のような個別の取組について、積極的に評価を実施する。

<ストックマネジメント>

- ・アセットマネジメントを活用した水道施設の長寿命化
- ・将来需要を見越した施設のダウンサイジング

<広域化等>

- ・県内における事業の広域化
- ・他事業との組織統合
- ・事業統合による資金調達・資金運用の効率化
- ・隣接する地域との施設の共同化

<民間活用>

- ・事業・施設等の包括的民間委託
- ・民間の技術・ノウハウを活用した取組
- ・近隣市町村との業務の共同発注

<人材育成・活用>

- ・他地域・団体と連携した人材育成
- ・民間出身人材の採用や専門家の活用

平成31年度 優良地方公営企業総務大臣表彰応募様式(自薦用)

(団体名) _____ (事業名) _____
 (担当者氏名) _____
 (電話番号) _____
 (メールアドレス) _____

提出時点の状況について記載ください。また、必要に応じて回答欄の拡大、シートの追加、補足資料の添付をしていただいて構いません。なお、ご記載いただいた内容は公表を予定している点、予めご了承ください。

I. 公営企業の概要

(注)1. 事業内容、主要施設、供給能力及び範囲等を図や表も用いて記載ください。
 2. 主要施設の写真を必ず添付ください。

II. 公営企業の沿革

年 月 日	事 項

(注)1. 事業の開始年月日、地方公営企業法適用年月日(法適用の場合)、主要な建設改良事業等を記載ください。
 2. Vにて記載いただく事例についても記載ください。

III. 応募理由

①経営の健全性について

②他の公営企業等の模範となる経営及び運営について

③地域における公共の福祉の増進について

総 財 公 第 5 号
 平成 31 年 1 月 21 日

各都道府県企業管理者
 各都道府県総務部長(市町村担当課扱い) } 殿
 各指定都市企業管理者

総務省自治財政局公営企業課長

平成 31 年度優良地方公営企業総務大臣表彰について(依頼)

総務省では、地方公営企業関係者の健全経営の取組の功に報い、その功績を讃え、他の地方公営企業の模範となることを目的に、優良地方公営企業総務大臣表彰を実施しております。平成 31 年度は、平成 31 年 7 月 19 日(金)に実施を予定しております。

つきましては、地方公営企業を推薦する場合は、下記により、別添の応募様式を調製の上、提出いただきますようお願いします。

なお、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村及び企業団等に対しても周知されるようお願いします。

記

1. 推薦の対象となる公営企業
 優良地方公営企業表彰規程(別紙1)及び優良地方公営企業表彰規程に定める表彰基準について(別紙2)に記載の基準を満たす地方公営企業(ただし、病院事業を除く。)
2. 応募様式の提出方法
 推薦等に係る留意事項(別紙3)記載のとおり
3. 応募様式の提出期限
 平成 31 年 3 月 15 日(金) 厳守

【問い合わせ先】
 総務省自治財政局公営企業課経営企画係
 担当者：鈴木・伊東
 E-mail：koueityousa@soumu.go.jp
 TEL：03-5253-5634

IV. 優良地方公営企業表彰規程第3条第1項第1号関係

(前提)法適用状況
 法適用の有無

経営戦略策定状況
 経営戦略の有無

①経常損益又は収益的収支比率の状況(金額単位:百万円)

	25年度(参考)	26年度(参考)	27年度(参考)	28年度(参考)	29年度	30年度見込

②財政健全化法に定める資金の不足額の状況(単位:百万円)

	25年度(参考)	26年度(参考)	27年度(参考)	28年度(参考)	29年度	30年度見込
資金不足額						

(法適用の場合のみ)

③累積欠損金の状況(単位:百万円)

	25年度(参考)	26年度(参考)	27年度(参考)	28年度(参考)	29年度	30年度見込
累積欠損金						

V. 優良地方公営企業表彰規程第3条第1項第2号関係

以下の①から⑨について、事例の概要、導入の経緯、体制、目的、定性的な効果、定量的な効果(金額等)及び今後の取組等を図や表も用いて記載ください。該当する事例がなければ該当なしと記載ください。

①経営戦略を策定し、その達成度を評価分析し、評価結果を予算編成や定員管理等に反映している事例

②ストックマネジメントの実施や施設の統廃合等により、施設の維持管理及び更新の最適化に取り組んでいる事例

③企業債残高の管理や料金改定等により、経営の健全化に取り組んでいる事例

④情報公開を積極的に行い、住民の意見を経営に反映できる仕組みを導入する等、住民の理解や協力が得られる環境を整備し、サービスの向上に繋げている事例

⑤事業の広域化や統合等により組織の効率化に取り組んでいる事例

⑥PFI事業、指定管理者制度、包括的民間委託等の民間的経営手法の導入により経営の効率化に取り組んでいる事例

⑦人材育成(外部人材の登用・活用を含む)に努め、個々の職員の能力を組織体としての経営能力の向上に結びつけている事例

⑧地方公営企業法を適用(財務規定等のみの適用を含む。)し、自らの経営・資産を正確に把握することにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいる事例

⑨その他 (①から⑧以外に取組があればご記載ください)

VI. その他の勘案事項

① 特殊勤務手当等諸手当について、制度の趣旨に合致しないものや不適正な支給の有無
 ある場合はその内容について下記に記述

有無を記入

② 級別職務分類表に適合しない職への格付けその他実質的にこれと同一の結果となる不適正な給与制度・運用の有無
 ある場合はその内容について下記に記述

有無を記入

③ 技能労務職員等の給与について、民間給与水準の調査・比較結果を踏まえ、適正な給与制度・運用の有無
 ある場合はその内容について下記に記述

有無を記入

(別添)

平成31年度 優良地方公営企業総務大臣表彰応募様式(他薦用)

○推薦者 (団体名)	○推薦する地方公営企業等 (団体名)	(事業名)
(担当者氏名)	(担当者氏名)	
(電話番号)	(電話番号)	
(メールアドレス)	(メールアドレス)	

提出時点の状況について記載ください。また、必要に応じて回答欄の拡大、シートの追加、補足資料の添付をしていただいて構いません。なお、ご記載いただいた内容は公表を予定している点、予めご了承ください。

I. 公営企業の概要

(注) 1. 事業内容、主要施設、供給能力及び範囲等を図や表も用いて記載ください。
2. 主要施設の写真を必ず添付ください。

II. 公営企業の沿革

年 月 日	事 項

(注) 1. 事業の開始年月日、地方公営企業法適用年月日(法適用の場合)、主要な建設改良事業等に記載ください。
2. VIにて記載いただく事例についても記載ください。

III. 応募理由

①経営の健全性について

②他の公営企業等の模範となる経営及び運営について

③地域における公共の福祉の増進について

IV. 優良地方公営企業表彰規程第3条第1項第1号関係

(前提)法適用状況

法適用の有無

経営戦略策定状況

経営戦略の有無

①経常損益又は収益的収支比率の状況(金額単位:百万円)

	25年度(参考)	26年度(参考)	27年度(参考)	28年度(参考)	29年度	30年度見込

②財政健全化法に定める資金の不足額の状況(単位:百万円)

資金不足額	25年度(参考)	26年度(参考)	27年度(参考)	28年度(参考)	29年度	30年度見込

(法適用の場合のみ)

③累積欠損金の状況(単位:百万円)

累積欠損金	25年度(参考)	26年度(参考)	27年度(参考)	28年度(参考)	29年度	30年度見込

V. 優良地方公営企業表彰規程第3条第1項第2号関係

以下の①から⑨について、事例の概要、導入の経緯、体制、目的、定性的な効果、定量的な効果(金額等)及び今後の取組等を図や表も用いて記載ください。該当する事例がなければ該当なしと記載ください。

①経営戦略を策定し、その達成度を評価分析し、評価結果を予算編成や定員管理等に反映している事例

②ストックマネジメントの実施や施設の統廃合等により、施設の維持管理及び更新の最適化に取り組んでいる事例

③企業債残高の管理や料金改定等により、経営の健全化に取り組んでいる事例

④情報公開を積極的に行い、住民の意見を経営に反映できる仕組みを導入する等、住民の理解や協力が得られる環境を整備し、サービスの向上に繋げている事例

⑤事業の広域化や統合等により組織の効率化に取り組んでいる事例

[Empty box for case study 5]

⑥PFI事業、指定管理者制度、包括的民間委託等の民間的経営手法の導入により経営の効率化に取り組んでいる事例

[Empty box for case study 6]

⑦人材育成(外部人材の登用・活用を含む)に努め、個々の職員の能力を組織体としての経営能力の向上に結びつけている事例

[Empty box for case study 7]

⑧地方公営企業法を適用(財務規定等のみの適用を含む。)し、自らの経営・資産を正確に把握することにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいる事例

[Empty box for case study 8]

⑨その他 (①から⑧以外に取組があればご記載ください)

[Empty box for case study 9]

VI. その他の勘案事項

① 特殊勤務手当等諸手当について、制度の趣旨に合致しないものや不適正な支給の有無ある場合はその内容について下記に記述

有無を記入

[Empty box for item 1]

② 級別職務分類表に適合しない級への格付けその他実質的にこれと同一の結果となる不適正な給与制度・運用の有無ある場合はその内容について下記に記述

有無を記入

[Empty box for item 2]

③ 技能労務職員等の給与について、民間給与水準の調査・比較結果を踏まえ、適正な給与制度・運用の有無ある場合はその内容について下記に記述

有無を記入

[Empty box for item 3]

優良地方公営企業表彰規程

(趣旨)

第1条 優良地方公営企業の表彰は、この規程の定めるところにより行う。

(表彰権者)

第2条 表彰は、総務大臣（以下「大臣」という。）が行う。

(表彰基準)

第3条 大臣は、地方公共団体が設置する地方公営企業法を適用（財務規定等のみの適用を含む。以下同じ。）している地方公営企業（平成32年4月までに地方公営企業法を適用する予定のものを含む。）であって次の各号の全てに該当するものを表彰する。ただし、病院事業を除く。また、表彰を受けた地方公営企業は、原則として10年以内は再び表彰を受けることはできないものとする。

- 一 経営努力がなされた結果、経営の健全性が確保されている地方公営企業
二 他の地方公営企業の模範となる経営及び運営が行われている地方公営企業
三 地域において公共の福祉を増進するために運営されている地方公営企業

2 前項に規定するもののほか、表彰の基準に関する詳細は、総務省が別に定めるものとする。

(表彰審査会)

第4条 総務省に、地方公営企業大臣表彰審査会（以下「大臣表彰審査会」という。）を置く。

2 大臣表彰を行うに際しては、大臣表彰審査会に付議して行う。

3 大臣表彰審査会への付議は、やむを得ない事情があるときは持ち回りにより行うことができる。

4 大臣表彰審査会の委員は、次に掲げる者とし、総務事務次官をもって委員長とする。

- 一 総務事務次官
二 自治財政局長
三 大臣官房審議官（公営企業担当）
四 自治財政局公営企業課長
五 自治財政局公営企業経営室長
六 自治財政局準公営企業室長

5 大臣表彰審査会の委員は、審査を行う際に、有識者の意見を聴取することができる。

(推薦及び応募方法)

第5条 都道府県及び大臣が指定する団体は、第3条の表彰基準に該当する地方公営企業のうち、大臣表彰にふさわしいものを推薦することができる。

2 第3条の表彰基準に該当し大臣表彰を希望する地方公営企業は、応募することができる。

3 推薦及び応募に際しては、総務省が別に定める功績調書を指定する日までに提出すること。

(表彰方法)

第6条 表彰は、表彰状を授与して行う。

(表彰時期)

第7条 表彰は原則として毎年7月に行う。ただし、特別な事情があるときはこの限りではない。

附則

この規程は、平成26年1月18日から施行する。

附則

この規程は、平成28年1月26日から施行する。

総務大臣の指定する団体について

優良地方公営企業表彰規程第5条第1項の「大臣が指定する団体」として、以下の団体を指定しています。

- 公益社団法人 日本水道協会
- 全国簡易水道協議会
- 一般社団法人 日本工業用水協会
- 一般社団法人 公営交通事業協会
- 公営電気事業経営者会議
- 一般社団法人 日本地下鉄協会
- 一般社団法人 日本ガス協会
- 公益社団法人 日本下水道協会
- 地方共同法人 日本下水道事業団

優良地方公営企業表彰規程に定める表彰基準について

優良地方公営企業表彰規程（以下「表彰規程」という。）第3条第2項に定める表彰の基準に関する詳細は、次のとおりとする。

1. 表彰規程第3条第1項第1号における「経営努力がなされた結果、経営の健全性が確保されている地方公営企業」とは、地方公営企業法を適用（財務規定等のみの適用を含む。以下同じ。）している地方公営企業については、原則として①、③及び④の全てに該当する地方公営企業であり、平成32年4月までに地方公営企業法を適用する予定の地方公営企業については、原則として②及び③に該当する地方公営企業であること。
 - ① 表彰年度の前年度の決算見込及び前々年度の決算における損益計算書上の経常損益において利益を計上していること。
 - ② 表彰年度の前年度の決算見込及び前々年度の決算における収益的収支比率が100%以上であること。
 - ③ 表彰年度の前年度の決算見込及び前々年度の決算において、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第2号ロに定める資金の不足額がないこと。
 - ④ 表彰年度の前年度の決算見込及び前々年度の決算における貸借対照表において累積欠損金がないこと。
2. 表彰規程第3条第1項第2号における「他の地方公営企業の模範となる経営及び運営が行われている地方公営企業」とは、「公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月29日総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号）」、「公営企業会計の適用の推進について（平成27年1月27日総財公第18号）」及びその他の政府の方針を踏まえて経営改革を行っている地方公営企業であること。経営改革の具体例については、以下のとおりとする。
 - ① 経営戦略を策定し、その達成度を評価分析し、評価結果を予算編成や定員管理等に反映している事例
 - ② スtockマネジメントの実施や施設の統廃合等により、施設の維持管理及び更新の最適化に取り組んでいる事例
 - ③ 企業債残高の管理や料金改定等により、経営の健全化に取り組んでいる事例
 - ④ 情報公開を積極的に行い、住民の意見を経営に反映できる仕組みを導入する等、住民の理解や協力が得られる環境を整備し、サービスの向上に繋げている事例
 - ⑤ 事業の広域化や統合等により組織の効率化に取り組んでいる事例
 - ⑥ PFI事業、指定管理者制度、包括的民間委託等の民間的経営手法の導入により経営の効率化に取り組んでいる事例
 - ⑦ 人材の育成に努め、個々の職員の能力を組織体としての経営能力の向上に結びつけている事例

推薦等に係る留意事項

- ⑧ 地方公営企業法を適用し、自らの経営・資産を正確に把握することにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいる事例
- 3. 表彰規程第3条第1項第3号における「地域において公共の福祉を増進するために運営されている地方公営企業」とは、企業の経済性の発揮や経営が良好であるだけでなく地域住民に対して将来にわたり必要不可欠なサービスを継続して提供している地方公営企業であること。
- 4. その他選考においては、以下の点を勘案する。
 - ① 特殊勤務手当等諸手当について、制度の趣旨に合致しないものや不適正な支給を行っているか。
 - ② 級別職務分類表に適合しない級への格付けその他実質的にこれと同一の結果となる不適正な給与制度・運用を行っているか。
 - ③ 技能労務職員等の給与について、民間給与水準の調査・比較結果を踏まえ、適正な給与制度・運用を行っているか。

1. 提出方法

- (1) 都道府県（市町村担当課等）による他薦
都道府県（市町村担当課等）は、都道府県内の指定都市を除く市町村が設置する地方公営企業を推薦する場合、当該地方公営企業を設置する市町村と調整の上、応募様式（エクセルファイル）に必要な事項を記載し、下記アドレスあてメールにより御提出ください。なお、他薦の該当がない場合においても、その旨御連絡願います。
- (2) 都道府県及び指定都市による自薦
都道府県及び指定都市が設置する地方公営企業が応募する場合、応募様式に必要な事項を記載し、下記アドレスあてメールにより御提出ください。なお、自薦の該当がない場合においても、その旨御連絡願います。
- (3) 市町村による自薦
市町村が設置する地方公営企業が応募する場合、関係都道府県（市町村担当課等）を経由して応募様式を御提出ください。
- (4) 大臣が指定する団体による他薦
表彰規程第5条第1項の「大臣が指定する団体」が、都道府県又は指定都市が設置する地方公営企業を推薦する際は、当該都道府県又は当該指定都市と調整することとしており、また、市町村が設置する地方公営企業を推薦する際は、当該市町村に加えて、当該市町村が属する都道府県（市町村担当課等）とも調整することとしていることから、「大臣が指定する団体」から係る連絡を受けた際は、御対応願います。

(5) 応募様式提出先

総務省自治財政局公営企業課経営企画係

担当：鈴木、伊東

E-mail：koueityousa@soumu.go.jp

2. その他

- (1) 応募様式の記載に当たっての留意事項
応募様式に記載する取組事例の効果については、具体的な数値を用いて御記載ください。
- (2) 応募様式の公表について
応募様式の内容は総務省のホームページでの公表を予定しています。
- (3) 表彰式への出席に伴う旅費について
表彰式への出席に係る旅費については、各出席者において御負担ください。
- (4) 病院事業について
病院事業は表彰の対象外となります。

自薦・他薦は
問いません

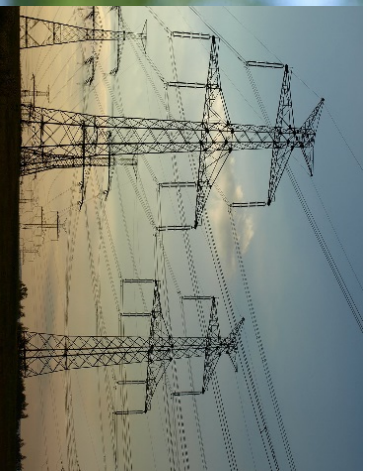
平成31年度 優良地方公営企業総務大臣表彰 募集を開始します！

総務省では、地方公営企業関係者の健全経営の取組の労に報い、その功績を讃え、他の地方公営企業の模範となることを目的に、優良地方公営企業総務大臣表彰を実施しています。

応募締切

平成 31年 3月 15日(金) 厳守

詳しくは、総務省HPをご覧ください。自薦(推薦)様式も掲載しております。
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/koueiryui.html)



【問い合わせ先】

総務省自治財政局公営企業課経営企画係

担当者: 鈴木・伊東

E-mail: koueityousa@soumu.go.jp

TEL: 03-5253-5634

新經濟・財政再生計画 改革工程表2018

平成30年(2018年)12月20日
經濟財政諮問會議

		取組事項					
					2021年度		
持続可能な地方財政基盤の構築	2	<p>公営企業の抜本的な改革等の推進</p> <p>公営企業の広域化、連携、再編・統合など経営の抜本改革を加速する。公営企業の経営戦略の策定及びPDCA等を通じて、更新費用や料金、繰出基準外の繰出金を含めた他会計からの繰入状況等の収入・支出や、管理者の情報の「見える化」や、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用といった抜本的な改革等を推進する。あわせて、総務省は改革の進捗や成果の定量的把握を強力に進め、公営企業の一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促す。</p>	<p>経営戦略の策定及び見直し等を通じ、収入・支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進</p> <p>経営比較分析表について、これまで順次公表してきた8分野に加えた更なる公表分野の拡大や、廃止・民営化等の検討にも資するよう、2018年度までに追加した指標を含め必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に比較できる形での公表を検討するなど、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進</p> <p>《総務省》</p>	<p>経営戦略の策定等を通じ、引き続き、収支見通しや決算情報等、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進するとともに、抜本的な改革の取組状況等の定量的把握や先進事例の周知により、一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促す</p>	<p>引き続き、収支見通しや決算情報等、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進するとともに、抜本的な改革の取組状況等の定量的把握や先進事例の周知により、一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促す</p>	<p>○経営戦略の策定率 【2020年度までに100%】</p> <p>○収支赤字事業数【2017年度決算（938事業）より減少】</p>	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p>
	3	<p>下水道・簡易水道について、新たなロードマップを明確化し、公営企業会計の適用を一層促進</p> <p>下水道・簡易水道については、新たなロードマップを明確化し、人口3万人未満の団体における公営企業会計の適用を一層促進する。</p>	<p>2019年度までの間に、都道府県及び人口3万人以上の市区町村における重点事業（下水道、簡易水道事業）を中心に、公営企業会計の適用を推進</p> <p>2018年内に策定する予定の新たなロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても重点事業を中心に、公営企業会計の適用を一層推進</p> <p>（重点事業やその他の事業の進捗状況を踏まえ、更なる推進方策（法制化等）について検討）</p> <p>《総務省》</p>	<p>公営企業会計の適用状況を把握し、ロードマップを踏まえ、各自治体における取組を促進</p>	<p>引き続き、公営企業会計の適用状況を把握し、ロードマップを踏まえ、各自治体における取組を促進</p>	<p>○現行ロードマップの重点事業における公営企業会計の適用自治体数（人口3万人以上） 【2020年度予算から対象団体の100%】</p> <p>※2018年内に策定する新たなロードマップを踏まえ、適切な指標を設定</p>	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p>

	取組事項				2021年度		
持続可能な地方財政基盤の構築	4 水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含めた持続的経営を確保するための取組、先行事例の歳出効率化や収支等への効果の公表、多様なPPP/PFIの導入を促進	水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含め、持続的経営を確保する方策等を検討し、具体的な方針を年内に策定する。先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進する。	<p>【水道】 2018年内に示す持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進</p> <p>都道府県を中心とした広域化の取組の推進</p> <p>先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進</p>			<p>○広域連携に取り組むこととした市町村数 【増加、進捗検証】</p> <p>○広域化に取り組むこととした地区数（着手または完了した地区数） 【増加、進捗検証】</p>	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p>
		<p>【下水道】</p> <p>2018年内に示す持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進</p> <p>改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進</p> <p>2022年度までに各都道府県における広域化・共同化計画の策定を促進し、本計画に基づく広域化の取組を推進</p> <p>先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進</p> <p>《総務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、環境省》</p>	<p>具体的な方針に基づく取組の進捗状況を把握し、必要に応じ更なる推進方策を検討</p>	<p>引き続き、具体的な方針に基づく取組の進捗状況を把握し、必要に応じ更なる推進方策を検討</p>			

	取組事項				2021年度		
持続可能な地方行財政基盤の構築	5	<p>公立病院の再編・ネットワーク化等を推進</p> <p>公立病院について、再編・ネットワーク化を推進する。</p>	<p>新公立病院改革プランの改定や着実な実施等を通じ、再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等、2020年度までの集中的な改革を推進</p> <p>経営改革進捗状況を定量的に把握するとともに、各取組の成果を検証</p> <p>《総務省》</p>	<p>引き続き、新公立病院改革プランの取組を推進するとともに、経営改革進捗状況を定量的に把握し、各取組の成果を検証</p>	<p>検証結果に基づき必要な取組を検討</p>	<p>○再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等に係る新公立病院改革プランを策定した病院数及びそれらの取組を実施した病院数【増加、進捗検証】</p>	<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標（収支（改善の方向）、繰出金（抑制の方向））</p>
	6	<p>第三セクター等について経営健全化のための方針の策定・公表を推進</p> <p>第三セクター等については、財政的リスク状況を踏まえ、各地方公共団体における経営健全化のための方針の策定・公表を推進する。</p>	<p>財政的リスクの高い第三セクター等について、関係を有する地方公共団体において2018年度末までに策定・公表された経営健全化のための方針に基づく取組を推進</p> <p>《総務省》</p>	<p>各地方公共団体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を把握・公表するとともにその取組を推進</p>	<p>引き続き、各地方公共団体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を把握・公表するとともにその取組を推進</p>	<p>○経営健全化のための方針の策定・公表率【2018年度までに100%】</p>	<p>○第三セクター等に対する財政支援額（補助金、損失補償、債務保証）</p>
	7	<p>地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化</p> <p>地方財政計画と決算について、よりわかりやすく比較が可能となるよう、基盤強化期間中に、地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について見える化する。</p>	<p>地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む</p> <p>《総務省》</p>	<p>地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化に取り組む</p>	<p>引き続き、地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化に取り組む</p>	<p>○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について見える化</p>	<p>—</p>